
神川町国土強靱化地域計画



令和 3 年 3 月
埼玉県神川町



神川町マスコットキャラクター「神じい・なっちゃん」

【目次】

第1章	はじめに	
1-1	策定の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	地域防災計画との関係	3
1-4	用語について	4
第2章	強靱化の基本的考え方	
2-1	我が国の強靱化政策の状況	8
2-2	本町の強靱化の必要性	8
2-3	本町の地域特性	9
2-4	国土強靱化計画策定に向けた現状の整理	19
2-5	本町の強靱化の方向性	33
第3章	想定する大規模自然災害の整理	
3-1	想定する大規模自然災害の範囲	34
3-2	想定する大規模自然災害の規模	34
第4章	脆弱性評価の結果・強靱化に向けた行動	
4-1	脆弱性評価の方法	45
4-2	脆弱性評価において想定するリスク	45
4-3	「起きてはならない最悪の事態」の設定	45
4-4	「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価及び取組方針	48
	行動目標1（被害の発生抑制により人命を保護する）	52
	行動目標2（救助・救急・医療活動により人命を保護する）	64
	行動目標3（交通ネットワーク、情報通信機能を確保する）	70
	行動目標4（必要不可欠な行政機能を確保する）	76
	行動目標5（生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する）	78
	行動目標6（「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する）	85
	行動目標7（二次災害を発生させない）	87
	行動目標8（大規模自然災害被害後でも迅速な再建・回復ができるようにする）	93
4-5	指標	100
第5章	地域強靱化の推進に向けて	
5-1	地域強靱化に向けた推進体制の確保	102
5-2	他計画との整合と進捗状況の把握	103
5-3	計画の見直し	103

第 1 章 はじめに

1-1 策定の趣旨

(1) 国土強靱化

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものと定めている。

(2) 国土強靱化基本計画

我が国は、平成 23 年の東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）（以下「基本法」という。）」が制定された。

また、地方公共団体の役割として、基本法第 4 条では、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされている。

さらに国では、基本法第 10 条第 1 項の規定に基づき、国土強靱化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を平成 26 年 6 月に閣議決定し、その後、平成 30 年 12 月に基本計画の見直しを行った。この基本計画は、他の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもので、以下の事項について定めている。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 「神川町国土強靱化地域計画」の策定の趣旨

本町は、平成 18 年に旧神川町と旧神泉村の合併により、新たな神川町が誕生してから 15 年が経過した。この間、少子・高齢化が進み、ピーク時から 1 割近く人口が減少した。

このような状況の中、本町の今後の持続的発展のため、平成 30 年に「第 2 次神川町総合計画」を策定し、成長につながる基盤づくりを進めるとともに、「町民のため」のより良いまちづくりのため、「あんしん子育てのまち」、「適切な行財政運営のまち」、「健康で長生きできるまち」、「生きがいを持って活躍できるまち」を目指している。

これらの将来像を実現するため、国土強靱化の観点から防災・減災のみならず、復旧・復興を見据えた町の戦略的取組を体系化することが求められている。

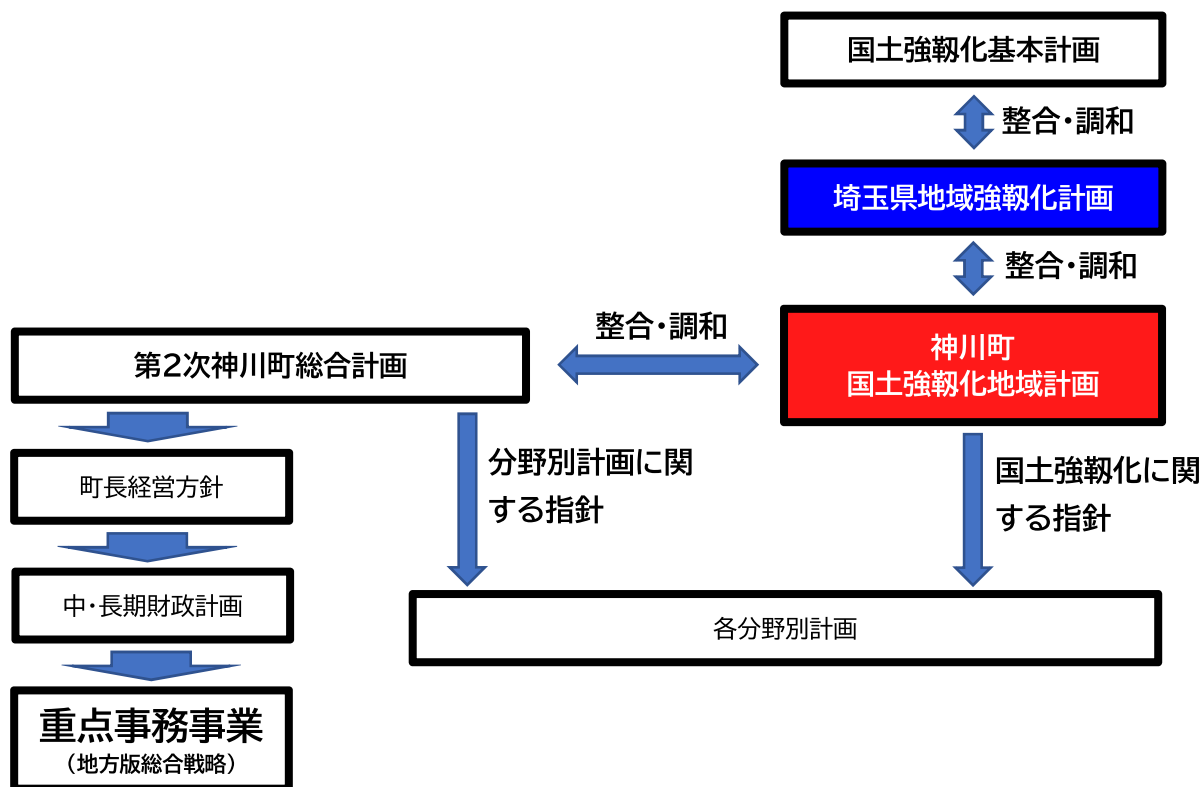
このことから、基本法第 13 条の規定に基づき、国の基本計画と県の地域計画を踏まえて「神川町国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な神川」のまちをつくるための施策を総合的・計画的に推進するものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものである。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び埼玉県地域強靱化計画との調和を図るとともに、本町の地理・地形等の地域特性や、これまで発生した災害の教訓を踏まえたものとする。

また、本町の総合的な行政計画である「第2次神川町総合計画」を考慮して検討を進め、地域強靱化に関する部分の方向性や施策展開を示すため策定した。

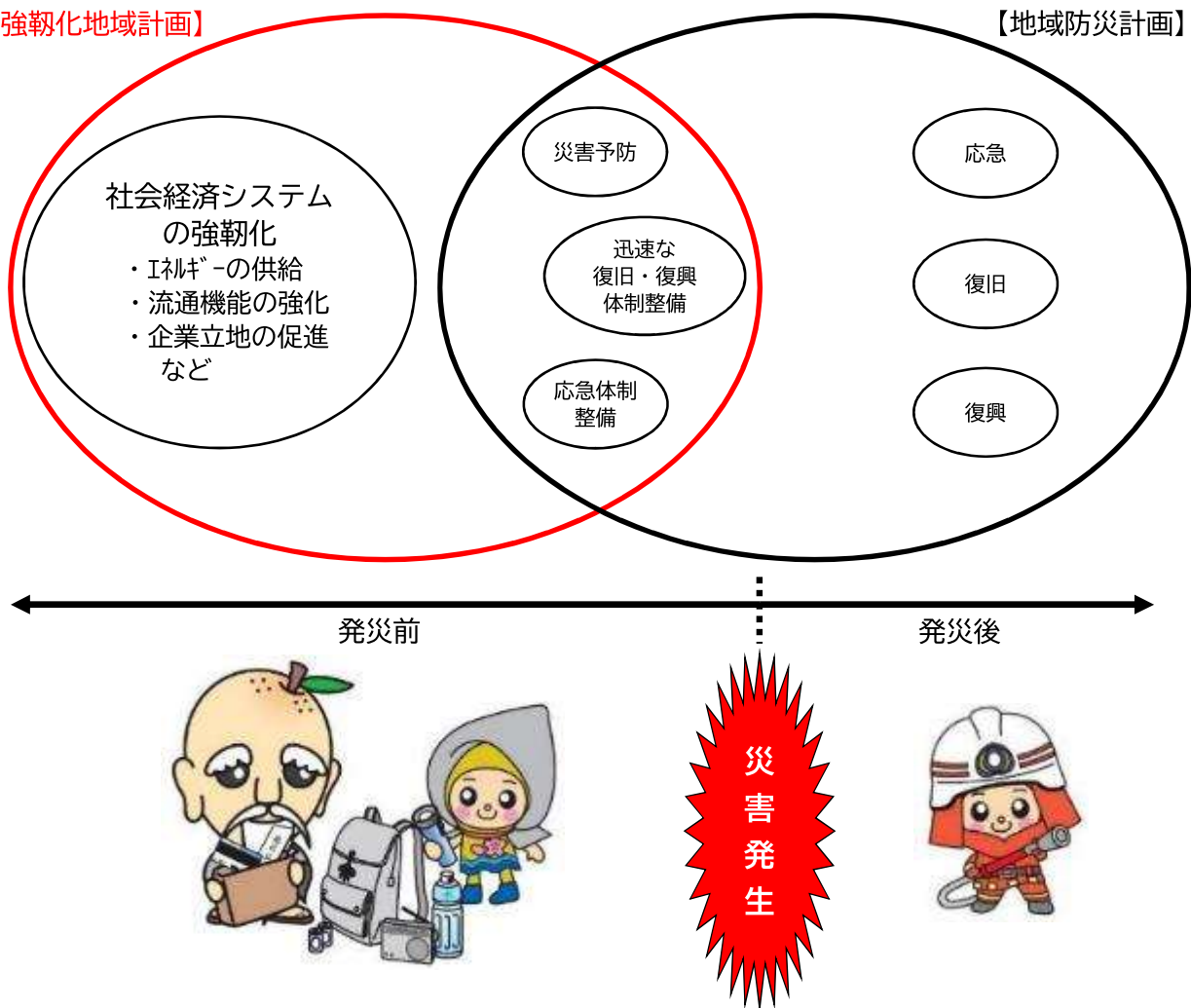


1-3 地域防災計画との関係

	強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
主な対象フェーズ	災害発災前	災害発災前・災害発災時・発災後も含む
施策の評価方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	なし
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
まとめ	あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や、産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの	地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの

【強靱化地域計画】

【地域防災計画】



1-4 用語について

当計画においては、可能な限り専門用語を使用しないようにしているが、使用した用語の意味を以下のとおりまとめた。

イ	
インフラ	道路、鉄道、河川、下水道など、市民生活を支える基幹的施設のこと。
異常洪水時防災操作 (いじょうこうずいじぼ うさいそうさ)	洪水調節を行っている場合において、更に洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超える予測の場合に、ダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる操作。ただし書き操作ともいう。
エ	
エコノミークラス症候群 (えこのみーくらすしよ うこうぐん)	長時間同じ姿勢でいるときなどに発症する疾患。（動作が少なく長時間同じ姿勢でいると下肢（足）が圧迫され、血流が悪くなり血栓（血のかたまり）ができやすくなり、できた小さな血栓が肺の静脈を詰まらせてしまうことで発症）。
オ	
大雨特別警報 (おおあめとくべつけい ほう)	警戒レベル5となる「台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合」が基準となり、気象庁が発表する。なお、警戒レベルについては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル4（土砂災害警戒情報） ・警戒レベル3（大雨警報（土砂災害）） ・警戒レベル2（大雨注意報・洪水注意報）
カ	
家具固定サポーター登録制度 (かぐこていサポーター とうろくせいど)	建設業関係団体と連携し、「家具固定サポーター登録制度」を県が実施している。家具類の固定を専門家に実施してもらいたい県民に対し、相談及び見積り（無償）、施工（有償）を安心して依頼できる環境を提供し、県民の家具固定化の取組を支援する制度。
過疎地域 (かそちいき)	過疎地域とは、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域。総務省が過疎地域自立促進特別措置法により原則として市町村単位で指定する（当町は旧神泉地区が指定されている）。
キ	
緊急輸送道路 (きんきゅうゆそうどう ろ)	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、第1次緊急輸送路（高速自動車国道や一般国道）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と市役所・支所等を連絡する道路）、第3次緊急輸送路（第2次緊急輸送路と地区防災拠点施設を連絡する道路）で県が指定している。
急傾斜地対策	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、傾

(きゅうけいしゃちたいさく)	斜度が30度以上である土地において、崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とした対策事業であり、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定する。
ケ	
啓発(けいはつ)	知識をひらきおこし、理解を深めること。
限界集落 (げんかいしゅうらく)	過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭などを含む社会的共同生活や集落の維持が困難になりつつある集落。
コ	
洪水調節 (こうずいちょうせつ)	洪水調節とは、ダムや堰において洪水(ダム管理用語としては一定量以上の流入を指す。)の下流への放流量を調節(抑制)する放流操作のことで、下流部における洪水被害を防ぐ手法。
荒廃(こうはい)	建物や土地が荒れはてること。
誤嚥性肺炎 (ごえんせいはいえん)	物を飲み込む働きを嚥下機能、口から食道へ入るべきものが気管に入ってしまうことを誤嚥と言い、誤嚥性肺炎は、嚥下機能障害のため唾液や食べ物、あるいは胃液などと一緒に細菌を気道に誤って吸引することにより発症するもの。
シ	
受援計画 (じゅえんけいかく)	大規模災害時に、他の自治体や関係機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、支援を要する業務や、受入れ体制などを事前にかつ具体的に定めた計画。
準用河川 (じゅんようかせん)	一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、町長が治水重要河川として指定し、河川法に基づく二級河川の規定を準用して管理する河川。 (神川町は、金鑽川の1河川を指定している)
自助・互助・共助・公助 (じじょ・ごじょ・きょうじょ・こうじょ)	自助・・・自分で自分を助けること。 互助・・・ボランティア・住民組織の活動などでお互いが解決できる力。 共助・・・町民が豊かな地域づくりに協力・協働すること。 公助・・・法律や制度に基づき行政機関などが提供するサービス 要約すると、自分でできることは努力(自助)し、できない部分は皆で助け合い(互助・共助)ながら行政がサポート(公助)すること。
地すべり (じすべり)	斜面を形成する地塊(土砂・岩塊)が、地下の地層中に円弧状または平面状に形成される地質的不連続面、すなわち「すべり面」を境にして、すべり面上の地塊がゆっくりと移動する現象。
自主防災組織 (じしゅぼうさいそしき)	災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織。

浚渫（しゅんせつ）	河川などの川底の泥をさらって取り除くこと。
信号機電源付加装置 （しんごうきでんげんふかそうち）	停電となった際に自動で発電機が作動し、約 24 時間、当該交差点内の全信号灯器を点灯させることが可能になる。
セ	
脆弱性 （ぜいじゃくせい）	脆くて弱い性質または性格のこと。国土強靱化においては、最悪の事態を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。
生活不活発病（せいかつふかっぱつびょう）	避難生活が長期化することにより、「生活が不活発になった」ことが原因となり、身体か心身の機能が低下する病気である。
石綿セメント管 （せきめんせめんとかん）	セメントにアスベストを混合して製造した繊維セメント（英語版）の一種である石綿セメントを用いたコンクリート製の管。
タ	
耐震化（たいしんか）	大規模地震でも建物が倒壊・損壊しないように補強すること。
第 1 次産業 （だいいちじさんぎょう）	第 1 次産業は、農業・林業・水産業を指し、自然から直接資源を採取する産業。
第 2 次産業 （だいにじさんぎょう）	第 2 次産業は、鉱工業・製造業・建設業などが属し、自然から採取した資源を加工することで高度な財を生産する産業。
第 3 次産業 （だいさんじさんぎょう）	第 3 次産業は、サービスや情報などの生産を行う産業であり、金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業などの産業である。
TEC-FORCE （てつくふおーす）	大規模自然災害が発生し、自治体職員だけでは対応が困難な場合に、国土交通省の職員がいち早く被災地へ出向き、被災自治体を支援する。
伝播（でんぱ）	伝わり広まること。広く伝わること。
チ	
地籍調査 （ちせきちょうさ）	一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
長寿命化計画 （ちょうじゅみょうかけいかく）	各種インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画。
ト	
土砂災害（特別）警戒区域 （どしゃさいがい（とくべつ）けいかいくいき）	土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり、がけ崩れの各事象に、警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）を県知事が指定する。警戒区域に指定されると、市町村は地域防災計画に避難体制を定め、また、特別警戒区域に指定された場合には、住宅の新築・改築では建築確認による安全の審査、宅地分譲等の特定開発行為には、県の許可が必要となる。
ハ	

ハザードマップ	自然災害に対して、被害が予測される区域や、指定避難場所等の防災情報を記載した地図で、本町は「地震ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」、「洪水ハザードマップ」、「農業用ため池ハザードマップ」を作成している。
ヒ	
BCP（業務継続計画） （びーしーピーぎょうむ けいぞくけいかく）	ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても取り組むべき、最低限の非常時優先業務を特定し、その業務を継続・早期復旧させるための計画のこと。
避難路 （ひなんろ）	指定避難場所に通じる道路で、避難圏内の住民を当該指定避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路。
フ	
藤田スケール （ふじたすけーる）	1971年にシカゴ大学の藤田哲也博士により、竜巻やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する藤田スケール（Fスケール）が考案された。 被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示す。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていない。
ホ	
防火水槽 （ぼうかすいそう）	防火水槽とは貯水設備。消火栓による消火活動の補助や災害時に消火栓が利用できなくなった場合に利用する。
マ	
マンホールトイレ	マンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。
リ	
罹災証明書 （りさいしょうめいしょ）	災害が発生した場合において、「当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。」（災害対策基本法第90条の2）とされており、市町村が発行するものである。
流下阻害 （りゅうかそがい）	川幅の狭窄、橋脚・堰等の河川管理施設等により河道の上下流断面より著しく河積を小さく（阻害）して、川の流れを悪くしていること。

第 2 章 強靱化の基本的考え方

2-1 我が国の強靱化政策の状況

平成 25 年 12 月に公布・施行された基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。これを受けて、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画が定められている。

(1) 基本計画の理念

基本計画では、以下に示す事項が国土強靱化の理念として掲げられている。

- ① 大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要
- ② 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等の備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行うことが必要
- ③ この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得することが必要

(2) 基本計画の基本目標

以下の 4 項目を基本目標として、「国土強靱化」を推進することとしている。

<国土強靱化の目標>

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2-2 本町の強靱化の必要性

大規模自然災害等が発生した場合も、町民の生命・財産と町民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服（強靱化）することが必要である。

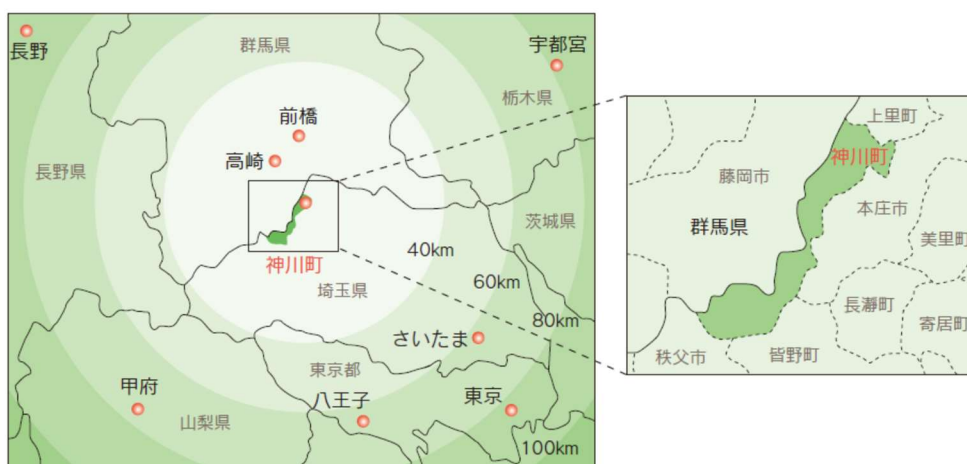
2-3 本町の地域特性

(1) 位置

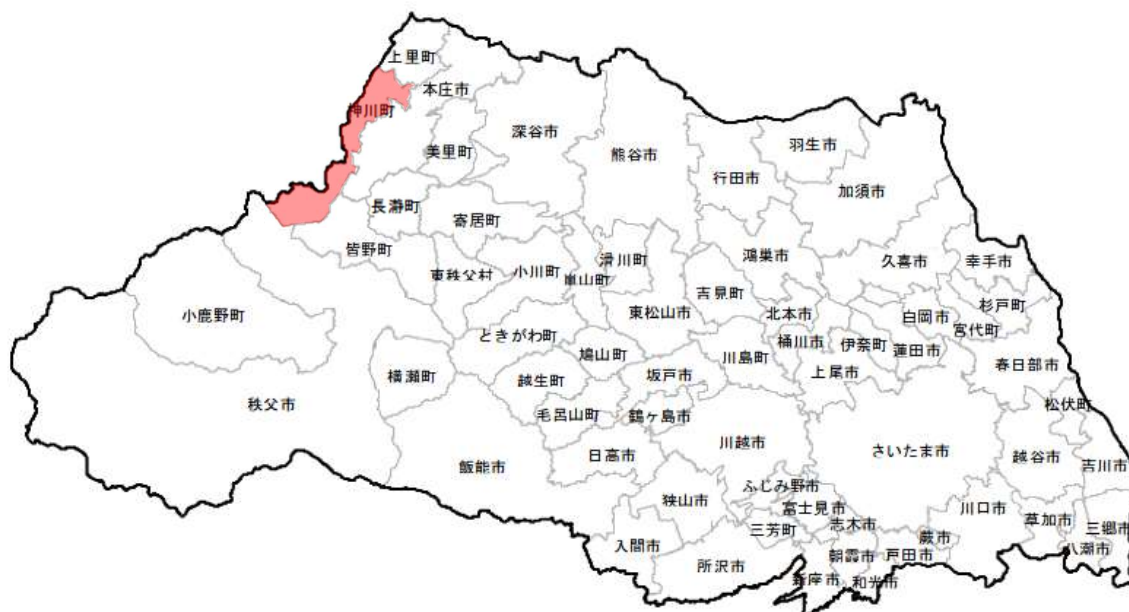
本町は、埼玉県の北西部に位置し、都心までは約85km、県庁所在地のさいたま市までは約65kmの距離にある。総面積は47.40km²、北部は上里町、東部は本庄市、南部は秩父山地等を介して秩父市や秩父郡皆野町、西部は一級河川神流川を挟んで群馬県藤岡市と接している。

役 場 位 置		面 積	広 ぼ う		
東 経	北 緯		東 西	南 北	
139度6分	36度12分	47.40km ²	15km	16km	
最東端	元原	東経139度 8分	最南端	矢納	北緯36度 5分
最西端	矢納	東経138度59分	最北端	肥土	北緯36度14分

神川町の位置図



埼玉縣市町村図で見る神川町の位置



(2) 地形

本町は、県境を流れる一級河川神流川の右岸に広がる平坦な地域と、その上流部の秩父山系に属する山間地域で形成している。丹荘、青柳地区は、神流川によって形づくられた扇状地と段丘崖下の低地からなり、北東方向に向かってわずかに傾斜している。渡瀬地区は、平坦な河岸段丘と標高350m級の山地からなっている。市街地は、主として主要地方道上里鬼石線沿いに形成している。

山間部の矢納地区は、町内最高峰の標高1,037mの城峯山があり、北側の神流川に向かって鳥羽川などの河川や沢が流れ込み、急峻な谷を形成している。阿久原地区は、山地とそれに続く緩やかな北傾斜の河岸段丘からなっている。

また、この地域は県立上武自然公園に指定されており、本町のおおよそ3分の2の区域を占め、群馬県境にある首都圏の水がめ・下久保ダム（神流湖）、三波石峡等の水辺の景観とともに、自然豊かな地域を形づくっている。

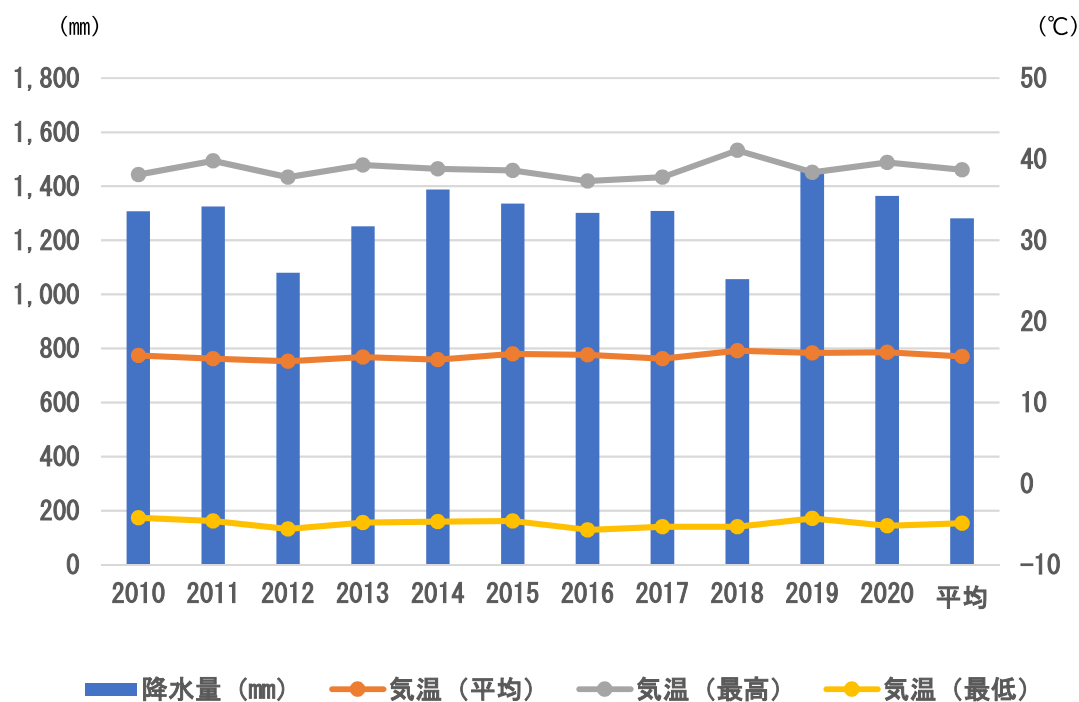
(3) 気候

平年を通じて穏やかで、冬季は気温が低下するものの平均気温は5℃前後と零度を下回らず、夏季も平均気温が27℃前後で推移している。また、降水量は夏と秋に多く、7月、9月、10月は降水量が200mm前後となり、冬季は50mmを下回る月もある。

気温及び降水量の推移（熊谷地方気象台）

年	気温 (℃)			降水量 (mm)					
	平均	最高	最低	合計	最大	各階級の日数 (日)			
					(1日)	1mm 以上	10mm 以上	30mm 以上	50mm 以上
2010	15.8	38.1	-4.2	1,307.0	61.0	111	42	12	2
2011	15.4	39.8	-4.6	1,324.5	204.5	79	35	8	4
2012	15.1	37.8	-5.6	1,079.0	94.0	101	32	6	3
2013	15.6	39.3	-4.8	1,251.0	105.0	92	33	14	5
2014	15.3	38.8	-4.7	1,387.5	111.5	90	35	14	6
2015	16.0	38.6	-4.6	1,335.0	159.5	101	36	7	5
2016	15.9	37.3	-5.7	1,301.0	134.5	101	30	9	5
2017	15.4	37.8	-5.3	1,308.5	138.5	93	39	10	4
2018	16.4	41.1	-5.3	1,056.0	54.5	86	40	9	1
2019	16.1	38.4	-4.3	1,460.5	250.0	98	33	14	5
2020	16.2	39.6	-5.2	1,364.0	76.5	101	37	14	5
平均	15.7	38.7	-4.9	1,281.0	131.3	95	35	10	4

(資料) 熊谷地方気象台



(4) 人口等

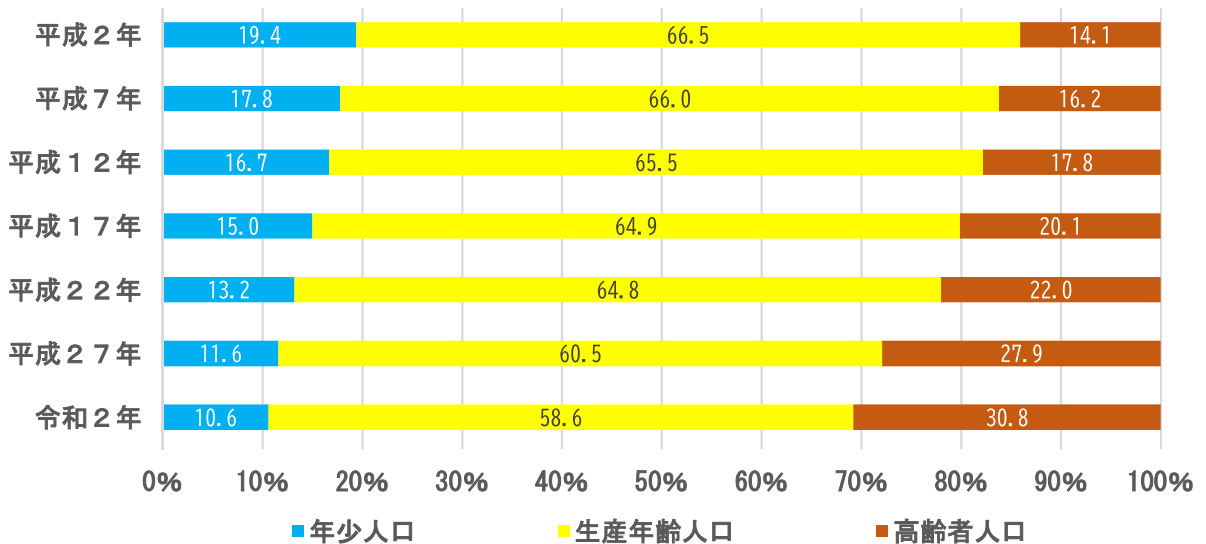
本町の人口は、昭和50年以降は増加を続けてきたが、平成12年の15,197人をピークにして、20年後の令和2年（11月1日現在）には13,406人と約1割減少している。これは、死亡が出生を上回り自然動態人口が減少に転じ、また町外から転入する人口が減ってきたことが大きな要因となっている。

年齢別人口の構成比を平成2年と令和2年で比較すると、高齢者（65歳以上）の比率は14.1%から30.8%になり16.8ポイント増加している。一方、年少人口（0～14歳）は、19.4%から10.6%になり8.8ポイント減少し、この30年間で少子高齢化が著しく進んだことが分かる。

また、神泉地区は過疎地域に指定されており、人口減少や高齢化がさらに進行している。

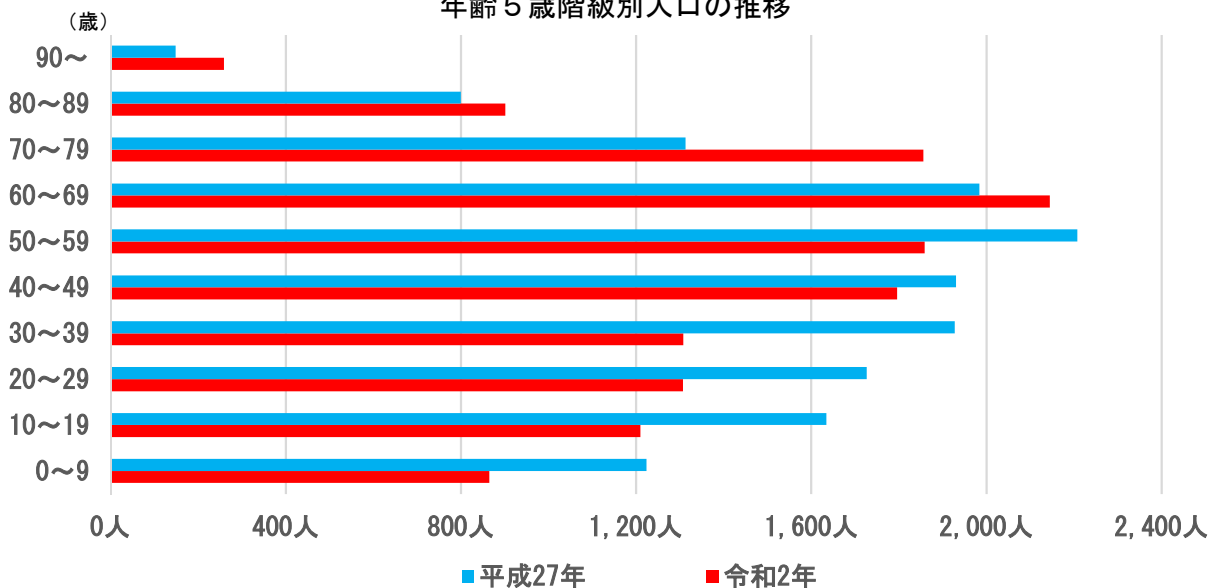
※平成18年以前の数値は合併前の神川町・神泉村の合計値

年齢3区分別人口構成比の推移



(資料) 国勢調査 (令和2年のみ埼玉県町別人口調査)

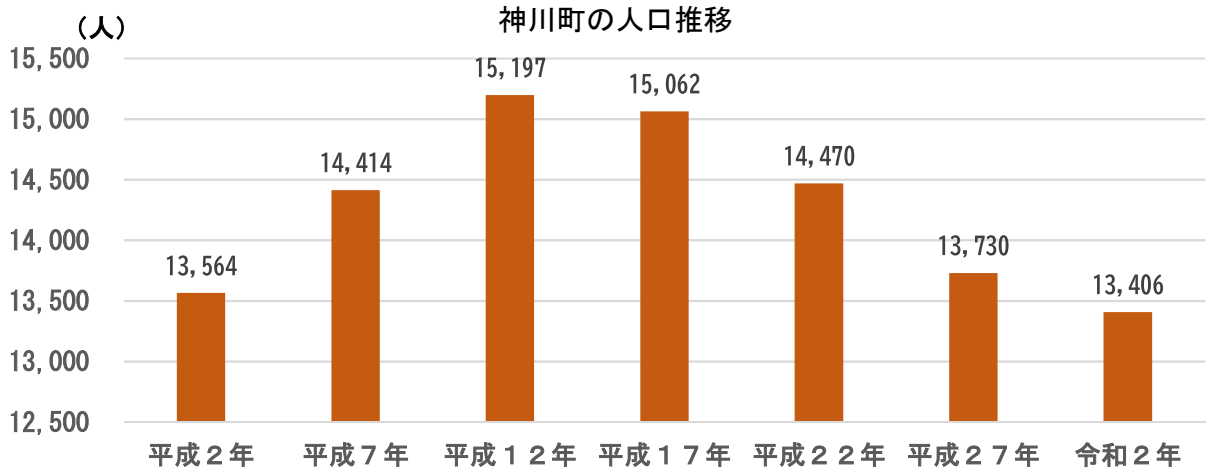
年齢5歳階級別人口の推移



(資料) 埼玉県町別人口調査

※平成 18 年以前の数値は合併前の神川町・神泉村の合計値

※令和 2 年の人口は 11 月末現在

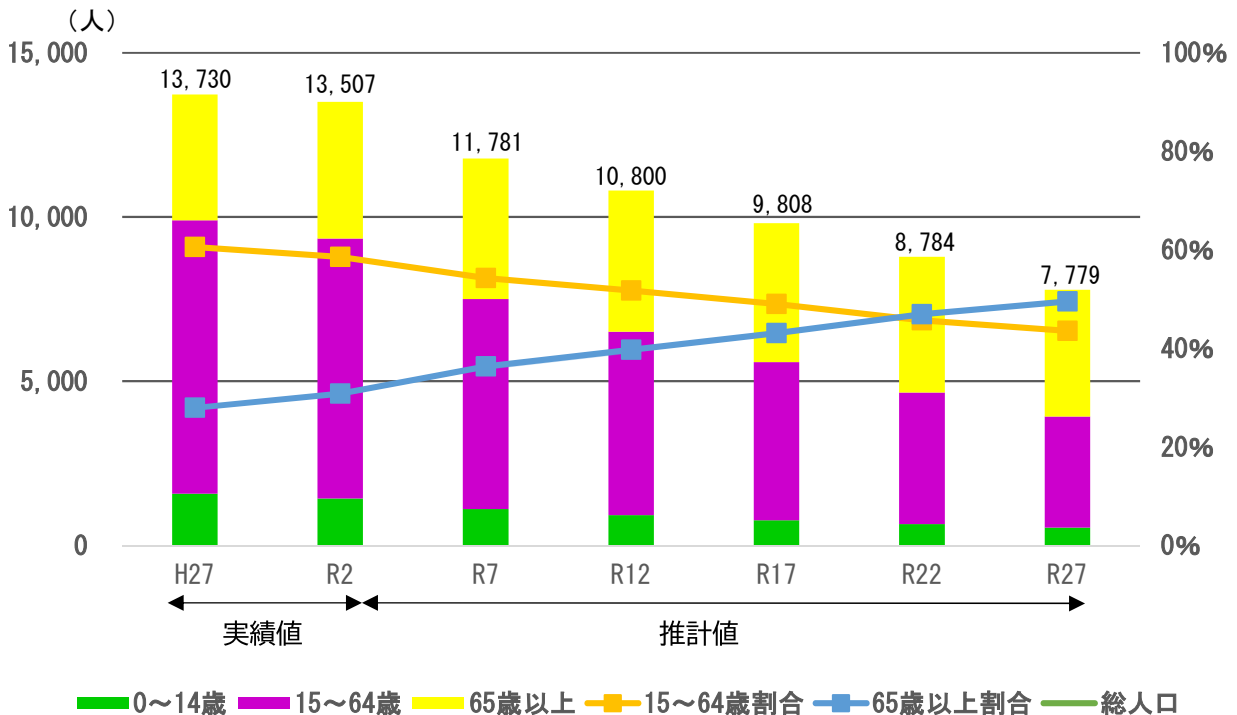


神川町の将来推計人口 (人)

	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 2 年～ 令和 27 年
総人口	13,730	13,507	11,781	10,800	9,808	8,784	7,779	-42.4%
0～14 歳	1,576	1,429	1,105	921	769	645	537	-62.4%
15～64 歳	8,317	7,910	6,394	5,587	4,809	4,013	3,390	-57.1%
65 歳以上	3,837	4,168	4,282	4,292	4,230	4,216	3,852	-7.6%

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成)

年齢 3 区分別 人口の見通し



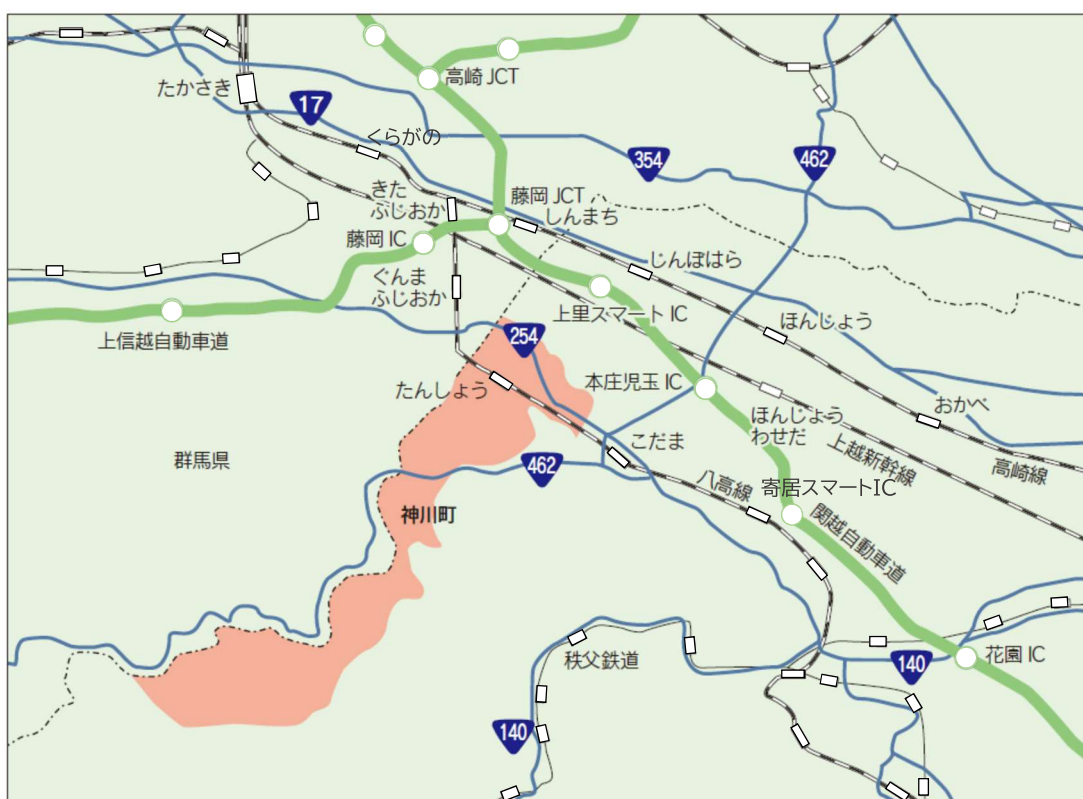
(5) 交通

(ア) 概要

公共交通機関としては、J R八高線が東西に走り、丹荘駅がある。また、南北には主要地方道上里鬼石線があり、J R高崎線本庄駅と神泉総合支所を結ぶ路線バスが運行されている。

本町の道路網は、国道254号、462号及び県道5路線があり、近隣には関越自動車道と上信越自動車道が通り、本庄・児玉インターチェンジ、上里スマートインターチェンジ及び寄居スマートインターチェンジが近いため利用が容易である。また、上越新幹線の本庄早稲田駅があり、高速交通へのアクセスも容易である。

広域交通網図



(イ) 緊急輸送道路

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、平常時から緊急輸送体制の整備を図る必要がある。

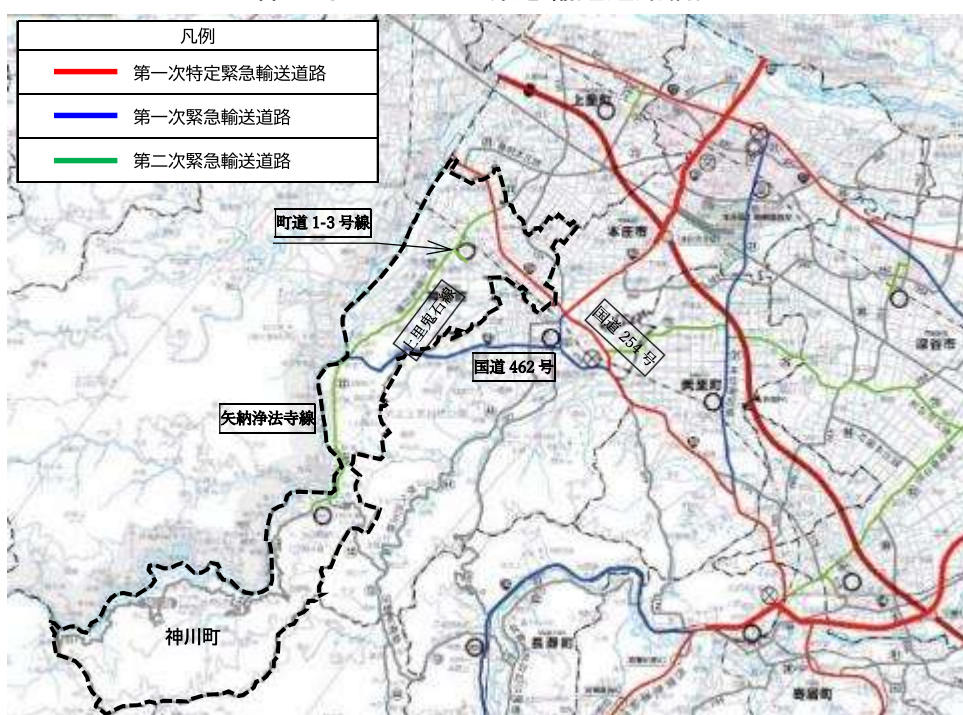
そこで、緊急輸送道路として、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、県が指定している。また、県指定の道路以外でも緊急輸送道路とネットワークを形成する町道や橋りょう修繕を長寿命化計画に基づき、計画的に行うとともに、主要道路以外の道路の多重化を進める必要がある。

神川町内の県指定緊急輸送道路

指定区分	路線名	指定箇所
第一次 特定緊急輸送道路	一般国道 254号	神川町内全線
第一次 緊急輸送道路	一般国道 462号	本庄市行政境～ 神川町大字新宿（上里鬼石線との交差点）
第二次 緊急輸送道路	主要地方道 上里鬼石線	神川町大字元阿保（国道254号との交差点）～ 神川町大字渡瀬（矢納浄法寺線との交差点）
	一般県道 矢納浄法寺線	神川町大字渡瀬（上里鬼石線との交差点）～ 神泉支所
	町道1級 3号線	神川町大字植竹（上里鬼石線との交差点）～ 神川町役場

※第一次特定緊急輸送道路・・・高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路
 第一次緊急輸送道路・・・地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線
 第二次緊急輸送道路・・・地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線

神川町内における緊急輸送道路網図



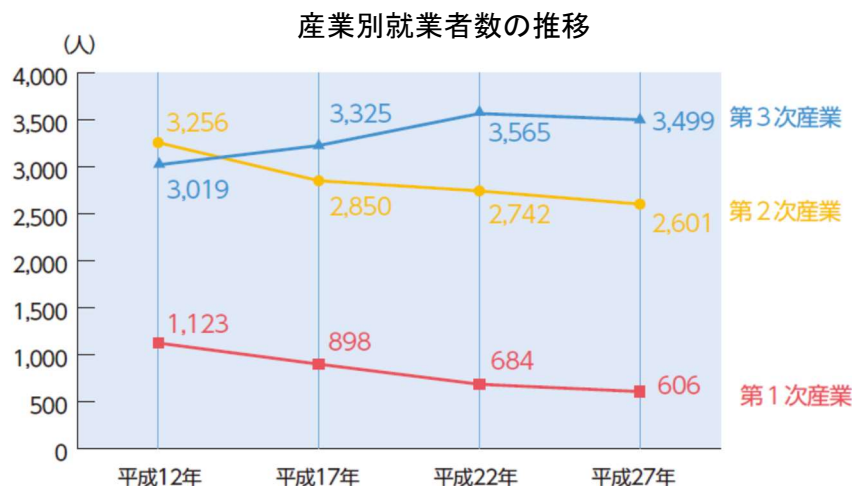
(6) 産業経済

本町の就業者数は、平成12年と平成27年で比較すると、7,398人から6,706人に減少している。(分類不能の産業を除く)

また、本町は農林業の盛んな町であったが、産業構造等の変化により就業人口構造が大きく変わってきた。平成12年と平成27年で比較すると、第1次産業は1,123人(15.2%)から606人(9.0%)と6.2ポイントの減、第2次産業も3,256人(44.0%)から2,601人(38.8%)と5.2ポイントの減、第3次産業は3,019人(40.8%)から3,499人(52.2%)と11.4ポイントの増となっており、農林業等の第1次産業の就業者が減少し、サービス業等の第3次産業の就業者数が増加している。

工業では、児玉工業団地、うめみの工業団地をはじめとして、企業が多く立地しており、集積度は高く製造品出荷額等の事業所1か所当たり及び従業員1人当たりの額は、それぞれ県平均の1.5倍、1.3倍の水準にある。周辺市町の実業地ともなってきた本町は、町内従業員の増加率が、人口の増加率を上回って推移してきたが、平成17年以降の増加率はマイナスに転じ、人口減少とともに町内従業員も減少している。

また、町外への通勤者は、昭和60年から平成2年にかけて33.8%の増加率を示していたが、平成17年以降は低い増加率に留まっている。



(資料) 国勢調査

工業の状況 (平成30年度)



(資料) 工業統計調査

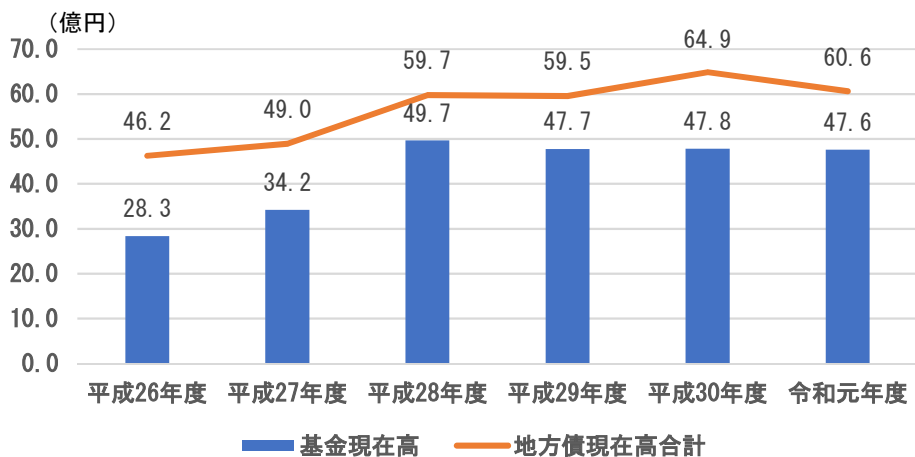
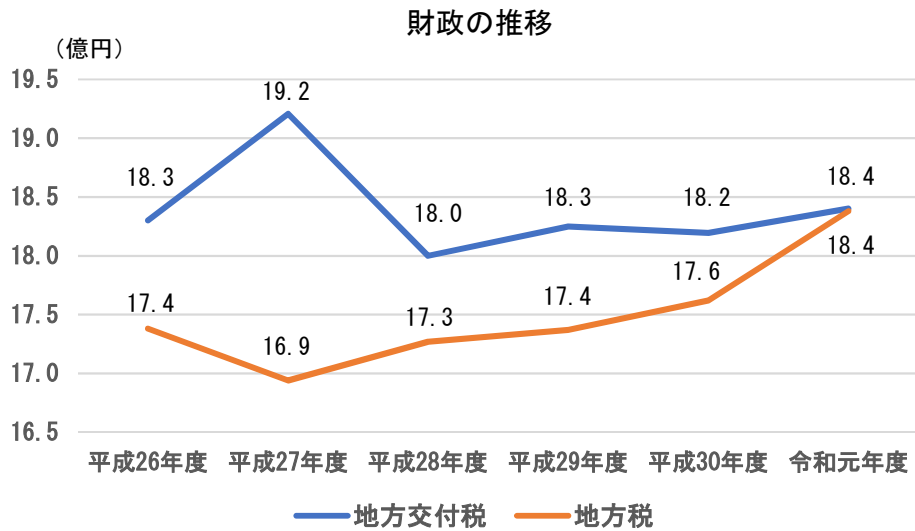
人口と町内従事者・町外通勤者 (人)

年度	人口	町内従業者	町外への通勤者
H2年	13,564	6,570	2,971
H7年	14,414	7,374	3,418
H12年	15,197	7,808	3,841
H17年	15,062	7,952	4,058
H22年	14,470	6,833	4,075
H27年	13,730	6,298	4,586
■増減率			(%)
H7年/H2年	6.3	12.2	15.0
H12年/H7年	5.4	5.9	12.4
H17年/H12年	-0.9	1.8	5.6
H22年/H17年	-3.9	-14.1	0.4
H27年/H22年	-5.1	-7.8	12.5

(資料) 国勢調査

(7) 行財政

本町の財政状況は、地方税はやや増加しているものの、地方交付税は横ばいかやや減少しており、今後も厳しい財政状況が続くと予想される。

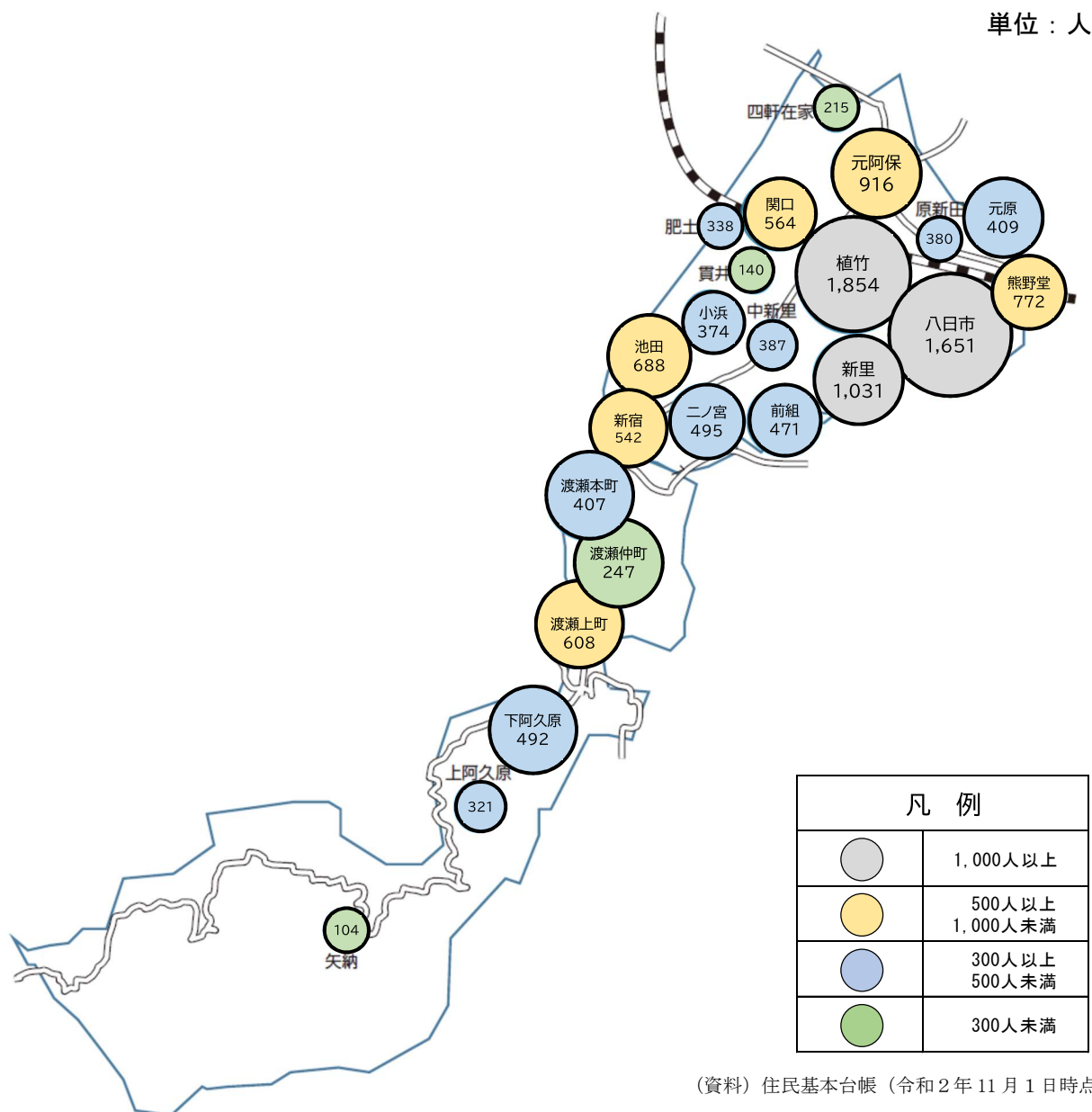


(8) 中山間地域の過疎化

町の北部や中央を縦断している道路沿いや丹荘駅周辺で宅地化が進んできた。その結果、人口配置は北部や中央、主に幹線道路沿いに偏りがちであり、神泉地区を中心に中山間地域の過疎化が進み、一部の行政区では集落機能を維持することが難しい地区（限界集落）もある。

また、神泉地区（下阿久原・上阿久原・矢納）については過疎地域に指定されており、神川町過疎地域自立促進計画を策定している。

地域別人口規模



2-4 国土強靱化計画策定に向けた現状の整理

町における町管理施設の建築物、公共インフラ施設及び災害危険箇所等の現状について整理した。

(1) 建築物

建物系施設については157施設を保有し、最も多いのは公園施設で42施設、次いでコミュニティ施設が40施設である。建物は、281棟を保有し、総延床面積は61,392.27㎡、最も大きな割合を占めるのは教育施設で26,151.74㎡、次いでコミュニティ施設の6,300.23㎡である。

住民1人当たりの延床面積は、4.57㎡/人で、全国平均及び人口規模が同等の近隣自治体と比べて大きな値となっている。敷地は総面積が912,313.24㎡、最も大きな割合を占めるのは公園緑地の605,227.09㎡、次いで教育施設の105,568.00㎡である。

町内の分野別耐震化率

大分類名称	施設数	建物数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	敷地面積 (㎡)	割合 (%)	耐震化率 (%)
行政施設	2	11	5,577.98	9.1	15,553.68	1.7	81.1
防災関連施設	20	21	983.14	1.6	8,000.96	0.9	93.5
教育施設	7	58	26,151.74	42.6	105,568.00	11.6	96.5
公営住宅	2	7	3,576.03	5.8	10,943.78	1.2	100.0
産業振興観光施設	9	38	5,415.94	8.8	69,324.72	7.6	100.0
医療福祉施設	4	12	3,223.29	5.3	11,364.57	1.2	66.9
文化施設	7	13	4,310.77	7.0	8,539.16	0.9	100.0
体育施設	2	8	2,516.95	4.1	15,093.00	1.7	100.0
コミュニティ施設	40	56	6,300.23	10.3	44,343.05	4.9	76.1
その他普通財産	6	10	1,711.39	2.8	6,322.23	0.7	76.9
公園緑地	42	24	420.23	0.7	605,227.09	66.3	100.0
公衆衛生施設	16	23	1,204.58	1.9	12,033.00	1.3	100.0
計	157	281	61,392.27	100.0	912,313.24	100.0	91.9

(2) インフラ施設

インフラ施設は、住民の生活及び産業の基盤となる施設であり、市街地の開発や人口増加等に併せて整備が進められてきた。本町の主なインフラ施設の保有量は、以下のとおりである。

(ア) 総括

大分類名称	種別	設置数量	
道路・橋梁	道路	延長	441,723.85 m
		面積	1,751,717.07 m ²
		舗装率	49.11 %
	橋梁	数	163 橋
森林管理道・河川	森林管理道	面積	52,220 m ²
		舗装率	95.7 %
	準用河川	延長	3,800 m
		数	1 本
	普通河川	延長	15,690 m
		数	19 本
上水道（主に管路）	導水路	延長	3,986 m
	送水管	延長	3,563 m
	配水管（本管含む）	延長	124,810 m
下水道（主に管路）	管路	延長	25,682 m
	マンホール	数	805 個
	公共汚水柵	数	812 個

(イ) 道路

上記のうち、道路の種別ごとの状況は以下のとおりである。

区分	種別	路線数	実延長	舗装率	改良率
町道	幹線 1 級	19	30,673.39m	99.47%	99.01%
	幹線 2 級	27	30,517.54m	91.95%	90.02%
	その他	2,313	380,532.92m	41.61%	50.26%
合計（町管理）		2,359	441,723.85m	49.11%	56.40%
国道	県管理	2	6,239m	100.0%	98.30%
県道	県管理	5	32,878m	100.0%	67.40%

(3) 災害危険箇所

町内にある土石流危険溪流箇所等の災害危険箇所については次のとおりである。

(ア) 土石流危険溪流箇所

主に渡瀬、上阿久原、下阿久原、矢納地区など山間部に 35 箇所ある。

番号	溪流番号	溪流名	溪流所在地	
			大字	字
1	383-I-001	金鑽沢	二ノ宮	金 鑽
2	383-I-002	山王沢	新 宿	本 郷
3	383-I-003	不動沢	新 宿	本 郷
4	383-I-004	大門沢	渡 瀬	本 町
5	383-I-005	大門沢南	渡 瀬	仲 町
6	383-I-006	渡瀬北沢	渡 瀬	仲 町
7	383-I-007	渡瀬南沢	渡 瀬	仲 町
8	384-I-001	幹沢川	下阿久原	幹 沢
9	384-I-001	幹沢川 1	下阿久原	幹 沢
10	384-I-001	幹沢川右 1	下阿久原	幹 沢
11	384-I-001	幹沢川右 2	下阿久原	幹 沢
12	384-I-001	幹沢川右 3	下阿久原	幹 沢
13	384-I-002	坊沢	上阿久原	林
14	384-I-002	坊沢 1	上阿久原	林
15	384-I-003	小倉沢	上阿久原	小倉・中居
16	384-I-003	小倉沢 1	上阿久原	小倉・中居
17	384-I-004	中沢	上阿久原	日向・寺内
18	384-I-005	高牛川支溪	矢 納	松ノ平
19	384-I-006	加古山沢	矢 納	加古山
20	384-I-007	鳥羽沢	矢 納	上鳥羽
21	383-II-001	金鑽川支溪	二ノ宮	金 鑽
22	383-II-002	稻荷の沢	渡 瀬	上 町
23	384-II-001	桜木沢北	下阿久原	桜 城
24	384-II-002	桜木沢南	下阿久原	桜 城
25	384-II-003	池尻沢	下阿久原	池 尻
26	384-II-003	池尻沢 1	下阿久原	池 尻
27	384-II-003	池尻沢右 1	下阿久原	池 尻
28	384-II-004	鳥羽沢支溪 1	矢 納	上鳥羽
29	384-II-004	鳥羽沢支溪 2	矢 納	上鳥羽
30	384-II-005	浜の谷沢	上阿久原	浜の谷
31	384-II-006	高牛川	矢 納	松ノ平
32	384-II-007	高牛川支溪西	矢 納	高 牛
33	384-II-008	高牛川支溪北	矢 納	高 牛
34	384-II-009	下宇那室川	矢 納	満 所
35	384-II-010	下鳥羽川	矢 納	下鳥羽

(イ) 急傾斜地崩落危険箇所

主に渡瀬、上阿久原、下阿久原、矢納地区など山間部に 44 箇所ある。

番号	箇所番号	箇所名	溪流所在地		自然／人工
			大字	字	
1	11107-I-0418	住居野-1	上阿久原	住居野	自然
2	11107-I-0418	住居野-2	上阿久原	住居野	自然
3	11107-I-0418	住居野-3	上阿久原	住居野	自然
4	11107-I-0419	高牛	矢納	高牛	自然
5	11107-I-0420	加古山	矢納	加古山	自然
6	11107-I-0421	下鳥羽-1	矢納	下鳥羽	自然
7	11107-I-0421	下鳥羽-2	矢納	下鳥羽	自然
8	11107-I-0422	手津久	矢納	手津久	自然
9	11107-I-0423	寺内	上阿久原	寺内	自然
10	11107-I-0524	桜城-1	下阿久原	桜城	自然
11	11107-I-0524	桜城-2	下阿久原	桜城	自然
12	11107-I-0525	満所-1	矢納	満所	自然
13	11107-I-0525	満所-2	矢納	満所	自然
14	11107-II-0090	秩父瀬	下阿久原	秩父瀬	自然
15	11107-II-0092	平-2	下阿久原	平	自然
16	11107-II-0093	平-3	下阿久原	平	自然
17	11107-II-0094	寺内	上阿久原	寺内	自然
18	11107-II-0095	住居野-1	上阿久原	住居野	自然
19	11107-II-0095	住居野-2	上阿久原	住居野	自然
20	11107-II-0096	本郷	新宿	本郷	自然
21	11107-II-0097	池田	池田	西谷	自然
22	11107-II-0098	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
23	11107-II-0099	渡瀬-2	渡瀬	上町	自然
24	11107-II-0100	渡瀬-3	渡瀬	上町	自然
25	11107-II-0101	渡瀬-4	渡瀬	本町	自然
26	11107-II-0102	渡瀬-5	渡瀬	本町	自然
27	11107-II-0104	金鑽-1	渡瀬	本町	自然
28	11107-II-0105	金鑽-2	二ノ宮	金鑽	自然
29	11107-II-0106	金鑽-3	二ノ宮	金鑽	自然
30	11107-II-0107	渡瀬	渡瀬	上町	自然
31	11107-II-0109	宮本-2	矢納	宮本	自然
32	11107-II-0110	上鳥羽-1	矢納	上鳥羽	自然
33	11107-II-0111	上鳥羽-2	矢納	上鳥羽	自然
34	11107-III-0066	新宿-1	渡瀬	仲町	自然
35	11107-III-0067	峰岸-1	新宿	峰岸	人工
36	11107-III-0068	峰岸-2	新宿	峰岸	人工
37	11107-III-0069	本郷-1	新宿	本郷	人工
38	11107-III-0070	本郷-2	新宿	本郷	自然
39	11107-III-0071	本郷-3	新宿	本郷	自然
40	11107-III-0071	本郷-3-2	新宿	本郷	自然
41	11107-III-0072	本郷-4	新宿	本郷	人工
42	11107-III-0073	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
43	11107-III-0074	渡瀬-2	渡瀬	上町	自然
44	11107-III-0076	本郷-2	渡瀬	本町	自然

(ウ) 急傾斜地崩落危険区域指定箇所

矢納の下鳥羽地区において1箇所指定されている。

番号	告示番号	指定年月日	区域名	所在地		指定面積 (ha)
				大字	字	
1	1393 467	S 46. 10. 2 S 52. 4. 5	下鳥羽	矢 納	下鳥羽	6. 75

(エ) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所

主に渡瀬、上阿久原、下阿久原、矢納地区など山間部に79箇所ある。

番号	告示 年月日	土砂災害 警戒 区域等の 名称	住所		警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			大字	字			
1	H18. 3. 22	渡瀬-5	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩落
2	H18. 3. 22	渡瀬-1	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩落
3	H18. 3. 22	渡瀬-2	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩落
4	H18. 3. 22	渡瀬-3	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩落
5	H18. 3. 22	渡瀬-4	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩落
6	H18. 3. 22	金鑽-1	渡瀬	仲町	○	○	急傾斜地の崩落
7	H18. 3. 22	渡瀬	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩落
8	H18. 3. 22	新宿-1	渡瀬	上町・本町	○	○	急傾斜地の崩落
9	H18. 3. 22	渡瀬-1	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩落
10	H18. 3. 22	渡瀬-2	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩落
11	H18. 3. 22	本郷-2	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩落
12	H18. 3. 22	大門川	渡瀬	本町	○		土石流
13	H18. 3. 22	大門沢南	渡瀬	上町・仲町・本町	○	○	土石流
14	H18. 3. 22	渡瀬北沢	渡瀬	上町	○		土石流
15	H18. 3. 22	渡瀬南沢	渡瀬	上町	○	○	土石流
16	H18. 3. 22	稲荷の沢	渡瀬	上町	○	○	土石流
17	H18. 12. 26	金鑽-2	二ノ宮	金鑽	○	○	急傾斜地の崩落
18	H18. 12. 26	金鑽-3	二ノ宮	金鑽	○	○	急傾斜地の崩落
19	H18. 12. 26	本郷	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩落
20	H18. 12. 26	池田	池田	西谷	○	○	急傾斜地の崩落
21	H18. 12. 26	峰岸-1	新宿	峰岸	○	○	急傾斜地の崩落
22	H18. 12. 26	峰岸-2	新宿	峰岸	○	○	急傾斜地の崩落
23	H18. 12. 26	本郷-1	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩落
24	H18. 12. 26	本郷-2	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩落
25	H18. 12. 26	本郷-3	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩落
26	H18. 12. 26	本郷-3-2	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩落
27	H18. 12. 26	本郷-4	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩落
28	H18. 12. 26	金鑽沢	二ノ宮	金鑽	○		土石流
29	H18. 12. 26	山王沢	新宿	本郷	○	○	土石流
30	H18. 12. 26	不動沢	新宿	本郷	○	○	土石流
31	H18. 12. 26	金鑽川支溪	二ノ宮	金鑽	○	○	土石流
32	H19. 12. 25	住居野-1	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩落
33	H19. 12. 25	住居野-2	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩落
34	H19. 12. 25	住居野-3	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩落

番号	告示 年月日	土砂災害 警戒 区域等の 名称	住所		警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			大字	字			
35	H19.12.25	高牛	矢納	高牛	○	○	急傾斜地の崩落
36	H19.12.25	加古山	矢納	加古山	○	○	急傾斜地の崩落
37	H19.12.25	下鳥羽-1	矢納	下鳥羽	○	○	急傾斜地の崩落
38	H19.12.25	下鳥羽-2	矢納	下鳥羽	○	○	急傾斜地の崩落
39	H19.12.25	手津久	矢納	手津久	○	○	急傾斜地の崩落
40	H19.12.25	寺内	上阿久原	寺内	○	○	急傾斜地の崩落
41	H19.12.25	桜城-1	下阿久原	桜城	○	○	急傾斜地の崩落
42	H19.12.25	桜城-2	下阿久原	桜城	○	○	急傾斜地の崩落
43	H19.12.25	満所-1	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩落
44	H19.12.25	満所-2	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩落
45	H19.12.25	秩父瀬	下阿久原	秩父瀬	○	○	急傾斜地の崩落
46	H19.12.25	平-2	下阿久原	平	○	○	急傾斜地の崩落
47	H19.12.25	平-3	下阿久原	中居	○	○	急傾斜地の崩落
48	H19.12.25	寺内	上阿久原	寺内	○	○	急傾斜地の崩落
49	H19.12.25	住居野-1	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩落
50	H19.12.25	住居野-2	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩落
51	H19.12.25	宮本-2	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩落
52	H19.12.25	上鳥羽-1	矢納	上鳥羽	○	○	急傾斜地の崩落
53	H19.12.25	上鳥羽-2	矢納	上鳥羽	○	○	急傾斜地の崩落
54	H19.12.25	幹沢川	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
55	H19.12.25	幹沢川-1	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
56	H19.12.25	幹沢川右 1	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
57	H19.12.25	幹沢川右 1	下阿久原	幹沢	○		土石流
58	H19.12.25	幹沢川右 3	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
59	H19.12.25	坊沢	下阿久原	坊地	○	○	土石流
60	H19.12.25	坊沢 1	下阿久原	坊地	○		土石流
61	H19.12.25	小倉沢	上阿久原	小倉	○	○	土石流
62	H19.12.25	小倉沢 1	上阿久原	小倉	○	○	土石流
63	H19.12.25	中沢	上阿久原	寺内	○	○	土石流
64	H19.12.25	高牛沢支溪	上阿久原	浜の谷	○	○	土石流
65	H19.12.25	加古山沢	矢納	加古山	○	○	土石流
66	H19.12.25	鳥羽沢	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
67	H19.12.25	桜城沢北	下阿久原	桜城	○	○	土石流
68	H19.12.25	桜城沢南	下阿久原	桜城	○	○	土石流
69	H19.12.25	池尻沢	下阿久原	池尻	○	○	土石流
70	H19.12.25	池尻沢 1	下阿久原	池尻	○	○	土石流
71	H19.12.25	池尻沢右 1	下阿久原	池尻	○	○	土石流
72	H19.12.25	鳥羽沢支溪 1	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
73	H19.12.25	鳥羽沢支溪 2	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
74	H19.12.25	浜の谷沢	上阿久原	浜の谷	○	○	土石流
75	H19.12.25	高牛川	矢納	高牛	○		土石流
76	H19.12.25	高牛川支溪西	矢納	高牛	○	○	土石流
77	H19.12.25	高牛川支溪北	矢納	高牛	○	○	土石流
78	H19.12.25	下宇那室川	矢納	満所	○		土石流
79	H19.12.25	下鳥羽川	矢納	下鳥羽	○	○	土石流

(オ) 地すべり危険箇所

上阿久原及び下阿久原、矢納地区において7箇所ある。

番号	所在地		面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	指定年月日	備考
	大字	字					
1	矢納	下鳥羽	11.9	20	町道 400m 県道 800m	S40.9.7	
2	矢納	木挽	11.9	—	—	S50.5.28	
3	矢納	両芝	12.5	—	県道 400m	S50.5.28	
4	矢納	宮本	28.8	20	県道 1,400m 配水池 1	S50.5.28	
5	矢納	満所	18.4	7	町道 800m	S50.5.28	
6	矢納	上鳥海	19.4	8	町道 1,400m	S50.5.28	
7	上・下阿久原	住居野	19.1	18	町道 600m 県道 400m	S50.5.28	

(カ) 重要水防箇所

洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所である「重要水防箇所」は、町内を流れる一級河川神流川（国土交通省・埼玉県管理）で3箇所ある。

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	杭位置 (km)			担当水防団体	担当土木事務所		
1	神流川	旧川跡	要	右	神川町	10.8～ 10.8上50	50	旧川跡	神流川水 害予防組 合	本庄県土 整備事務 所	高崎 出張所	月の輪 工
2	神流川	堤防高 堤防断 面	B B	右	神川町	8.6上140～ 9.0	310	無堤 (余裕高 不足)	神流川水 害予防組 合	本庄県土 整備事務 所	高崎 出張所	積み 土のう
3	神流川			右	神川町 肥土	7.2	1 箇所	危険水 位設定 箇所 (若泉 観測所)	神流川水 害予防組 合	本庄県土 整備事務 所	高崎 出張所	積み 土のう

(4) 災害・防災協定等

(ア) 応援協定等

相手先	協定内容	締結年月
群馬県藤岡市	消防相互応援協定書 (相互境界付近における、消防応援活動)	S46. 11
埼玉県	埼玉県防災ヘリコプター応援協定 (埼玉県が所有する防災ヘリコプターの応援を 求めることについて定めたもの)	H3. 4
独立行政法人水資源機 構下久保ダム管理所	下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝 達に関する協定 (町が住民に対して行う災害情報の提供にあた り、下久保ダムの警報設備を利用し、支援する)	H18. 7
埼玉県、県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に 関する基本協定 (本町のみでは、十分な応急対策及び復旧対策 を実施することができない場合、県内の全ての 市町村が相互に協力することを確認し、相互 応援に関する基本的な事項を定めたもの)	H19. 5
国土交通省 関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定 (災害時にそれぞれが必要とする各種情報の交 換等について定めたもの)	H23. 2
兵庫県神崎郡神河町	災害時における相互援助協定書 (食料品、生活必需品、応急対策用資機材、医療 品などの物的援助や職員の派遣、ボランティア のあっせん、被災者の受け入れなどの人的援助 を行う)	H27. 10
千葉県香取郡多古町	災害時における相互援助協定書 (食料品、生活必需品、応急対策用資機材、医療 品などの物的援助や職員の派遣、ボランティア のあっせん、被災者の受け入れなどの人的援助 を行う)	H28. 10

(イ) 災害復旧・医療活動に関する協定

相手先	協定内容	締結年月
本庄市児玉郡 医師会	災害時の医療救護活動に関する協定 (災害時に相互の協力を得て傷病者に対して医 療救護活動を行う)	H12. 7
本庄市児玉郡 歯科医師会	災害時の医療活動に関する協定 (災害時に相互の協力を得て傷病者に対して医 療救護活動を行う)	H12. 12
神川町 建設業組合	災害時における応急対策活動に関する協定 (災害時に応急対策のための活動に係る協力を 関し必要な事項を定めたもの)	H22. 7
埼玉県 電気工事組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定 (災害時の電気設備の復旧活動等について災害 応急対策及び災害復興対策を円滑に実施でき るよう定めたもの)	H23. 2
埼玉県 建設業協会児玉支部	災害応急工事等に関する協定 (災害時に災害に対し迅速かつ的確に対応し、	H23. 2

	町民生活の安定とその確保を図るもの)	
埼玉県 行政書士会	災害時における応急対策の協力に関する協定書 (災害時において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施)	R2. 7
埼玉土建一般労働組合 本庄支部	災害時における応急対策の協力に関する協定書 (災害時の被災した建物等の補修等の災害応急業務を迅速かつ的確に対応する)	R2. 8
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	災害時における停電復旧の連携等に関する協定書 (災害時の電力の早期復旧)	R2. 9

(ウ) 物資の供給等に関する協定

相手先	協定内容	締結年月
NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定 (災害時に町と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する)	H19. 11
三国コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資提供に関する協定 (災害時に町の災害対策本部が設置され町から物資の提供について要請があったときに協力することを定めたもの)	H23. 2
社団法人埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部長	災害時における物資の輸送に関する協定 (災害時における物資の輸送に関すること)	H24. 5
埼玉ひびきの農業協同組合(JA)	災害時における物資供給等の協力に関する協定調印式 (町内で地震、風水害などの災害発生時に、町民生活の早期安定を図るためにガソリン・灯油などの燃料や、生活必需品の応急生活物資を本町からの要請に基づき、JAが用意し、本町へ優先的に供給する)	H25. 2
株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (災害時に相互に協力し、生活物資の供給協力について定めたもの)	H25. 11
株式会社サニティション	災害時における仮設トイレの確保に関する協定 (災害時における避難所に設置する仮設トイレの確保等を円滑に行うことを定めたもの)	H25. 12
東日本電信電話(株)	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (災害の発生時における被災者等の通信確保)	H27. 2
大和紙器(株)埼玉工場	災害時の物資供給に関する協定 (段ボール製簡易ベッドなどの優先的供給)	H28. 10
(株)ナック (クリクラ)	災害救援物資の供給等に関する協定 (災害救援物資の供給等に関する協定・クリクラボトル・クリクラサーバーの提供)	H29. 2
一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部	災害時におけるLPガス等の提供に関する協定 (災害時におけるLPガスの優先的供給)	H31. 3

(エ) 避難者支援に関する協定

相手先	協定内容	締結年月
社会福祉法人和泉の会 (特別養護老人ホーム いずみ)	<u>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定</u> (災害時に運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要援護者等を避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送れることを目的とする)	H25. 3
社会福祉法人神流福祉会 (介護老人福祉施設い ろりの友)	<u>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定</u> (災害時に運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要救護者等を避難させることにより、要救護者等が日常生活に支障なく避難生活を送れることを目的とする)	H25. 3
障害者支援施設ルピナス 神川ホーム	<u>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定</u> (災害時に運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要救護者等を避難させることにより、要救護者等が日常生活に支障なく避難生活を送れることを目的とする)	H25. 3
株式会社ゼンリン	<u>災害時支援協定</u> (事前に災害時の住宅地図利用方法等を取り決め、町の災害対応の効率的な活動を支援する)	H29. 10
TEAD(株)	<u>行政課題等の地域問題解決を目的とした無人航空機活用の実証実験等に関する協定</u> (自治体が抱える問題点をTEAD(株)が開発を進めるハイブリッドドローンを活用して解決していくもの)	H31. 1
(株)温泉道場	<u>防災協定</u> (災害時に白寿の湯を町民に無料開放して、入浴の機会と滞在スペースを確保すると同時に、温泉施設が保有する飲料水や雑用水、消耗品も提供する)	R1. 7

(オ) 情報に関する協定

相手先	協定内容	締結年月
児玉警察署、神川町行政 区	<u>神川町犯罪情報の住民提供等に関する協定</u> (犯罪情報の提供及び注意喚起を行い、町民の犯罪被害から守ること目的とする)	H28. 3
ヤフー(株)	<u>防災協定</u> (「Yahoo!防災速報」サービスを活用した「自治体からの緊急情報」の配信する)	R1. 12
日本郵便(株)	<u>神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定</u> (町及び日本郵便のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し地域の活性化及び住民サービスの向上を図る)	R3. 1

(カ) その他の支援に関する協定

相手先	協定内容	締結年月
埼玉県霊柩自動車協会 群馬県霊柩自動車協会	災害時の遺体搬送に関する協定 (広域災害発生時の大量緊急遺体搬送及び局地的災害による緊急遺体搬送が必要となった場合、町から要請を受けて、平常業務から速やかに緊急遺体搬送の準備又は実施体制に移行して緊急遺体搬送業務を実施する)	H27. 7
埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定 (被災者等相談の円滑かつ適切な実施)	H31. 3

(5) 関連条例・要綱等

国土強靱化に関連する条例・要綱等について以下のとおり整理した。

(ア) 防災等

名称	目的	年月
神川町防災行政用無線局(同報系)運用に関する要綱	防災行政用無線局(同報系)の適正な運用を定めたもの。	H18. 1
神川町防災行政用無線局(移動系)運用に関する要綱	防災行政用無線局(移動系)の適正な管理を定めたもの。	H18. 1
神川町消防団規則 (神川町消防団火災出動区域設定)	神川町消防団の組織等に関し必要な事項を定めたもの。	H18. 1
神川町災害時避難行動要支援者制度実施要綱	障害者、ひとり暮らし高齢者などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにする。	H18. 12
神川町議会災害対策会議設置要綱	神川町議会災害対策会議の設置に関し、必要な事項を定めるもの。	H26. 5
神川町防災用資機材購入費補助金交付要綱	地域における自主防災組織の活動を促すため、防災活動に必要な防災用資機材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付。	H28. 4
神川町災害時協力井戸登録、設置及び管理に関する要綱	災害が発生した場合にトイレ、洗濯等の飲み水以外の生活用水を確保するため、災害時における協力井戸の登録、設置及び管理等に関し必要な事項を定めるもの。	H28. 4
神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱	地域における自主防災組織の活動を促すため、防災活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付。	H28. 4
神川町ジュニア消防クラブ設置要綱	少年少女に火災予防、その他災害及び応急手当法に関する正しい知識と技術を修得させることにより、将来、地域防災のリーダーとなる人材を育成することを目的とする。	H28. 4
埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱	空き家を有効活用することで、移住及び定住促進による地域の活性化を図る。	H29. 1
神川町空き家活用子育て世帯移住サポート事業補助金交付金要綱	神川町への子育て世帯の移住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資するため、事業を行う者に対し、予算範囲内で補	H29. 4

	助金を交付する。	
神川町消防団協力隊設置要綱	消防・防災・災害応急活動に対し、神川町消防団の活動を支援するために神川町消防団協力隊を置く。	R2. 4
神川町危険ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱	塀の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等を撤去する場合に要する費用の一部（撤去工事に要した費用に2分の1を乗じた額で、10万円を限度）を、予算の範囲内で補助金を交付する。	R2. 4

(イ) 医療

名称	目的	年月
神川町予防接種実費徴収規則	町が実施する予防接種事業に要する負担金の徴収に関し、必要な事項を定めたもの。	H18. 1
神川町救急医療情報キット配付事業実施要綱	町民に対し救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配付することにより、救急時の適切な医療活動に寄与し、もって町民が安心して生活できる環境を整備する。	H23. 1

(ウ) 支援

名称	目的	年月
神川町農業後継者媒酌人報償金交付規程	神川町農業後継者の配偶者を確保することに寄与した媒酌人に対し、報奨金を贈り農村生活の安定と生産の向上を図ることを目的とする。	H18. 1
神川町新規就農青年育成奨励金交付要綱	新規就農青年に対し、奨励金を交付することにより、青年農業者を育成し、農業の活性化と経営の安定志向を図ることを目的とする。	H18. 1
神川町農業災害対策要綱	天災による災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に用する補助措置及び農業経営に必要な資金の貸付けを円滑にする措置を講ずることにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。	H18. 1
神川町合併処理浄化槽設置指導要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽若しくは高度処理型合併処理浄化槽の設置若しくは既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換又は維持管理について必要な指導を行い、美しいまちづくりに資することを目的とする。	H18. 1
神川町災害弔慰金の支給等に関する条例	自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。	H18. 1
神川町認定農業等支援事業補助金交付要綱	認定農業者等に対して、新規作物や新技術の導入等に必要な機械、施設等の整備に関する費用の一部を補助し、農業経営の安定化を図り、地域	H25. 4

	農業の継続的な発展に寄与することを目的とする。	
神川町特産品振興事業補助金交付要綱	特産品の生産、販売に取り組む農業者に対し、その生産等に要する費用の一部を補助することにより、特産品の生産拡大を促進するとともに、生産者の育成確保を図り、もって地域農業の活性化に資することを目的とする。	H25. 4
埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱 埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱 (埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定)	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、埼玉県及び県内全市町村が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金、埼玉県・市町村半壊特別給付金及び埼玉県・市町村家賃給付金の支給並びに埼玉県・市町村人的相互応援のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。	H26. 3
神川町企業誘致条例	本町における適正な企業立地を推進するために必要な優遇措置を講ずることにより、企業誘致促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。	H28. 4
神川町新規就農者農業機械購入費補助金交付要綱	新たに農業を始めようとする町民への機会提供を行い、農業従事者の減少及び耕作放棄地の増加を防止するため、農業に係わりやすい環境をつくり、農業者の底辺拡大を図ることを目的とし、営農に必要な農業機械の購入に要する費用の一部に対し、補助金を交付する。	H31. 4

(6) 国土強靱化に関連(連携)する策定済計画

(ア) ハード計画

計画名称	内容	策定年月
神川町 公共施設等総合管理計画	将来世代に継承可能な公共施設等のあり方や取り組み方針を示すことを目的とした計画。	H28. 3
神川町 公共施設再配置計画	各施設の目標に基づき、将来にわたって公共サービスを維持していくため、今ある公共施設の集約化や複合化等による保有量の適正化についての方向を定める。	H31. 3
神川町 公共下水道ストックマネジメント計画	神川町が保有していく公共施設について、施設の機能や性能、安全性を確保するため、修繕・更新費用の平準化を図ることを目的とした計画。	H31. 2
神川町 公共施設長期保全計画		R2. 3
神川町 舗装修繕維持管理計画		
神川町 水道施設長期保全計画		
神川町 橋梁長寿命化修繕計画		
神川町		

学校施設長期保全計画		
神川町 住宅長期保全計画		

(イ) ソフト計画

計画名称	内容	策定年月
神川町 地域防災計画	町の地域にかかる災害について、町民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めたもの。	H20. 3
神川町 新型インフルエンザ対策 事業継続計画	多くの欠勤者がでる等、非常事態体制における町の平常業務について優先順位や手法について記載したもの。	H22. 5
神川町 人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となるもの。	H28. 3
第 2 期神川町総合戦略	国や県の策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、町の人口減少対策の方針を示したもの。	R2. 3

(7) 期成同盟会

名称	内容	年月
八高線活性化促進協議会	J R 八高線沿線自治体 1 7 市町による全線電化への整備を図る。	S44. 5
国道 462 号整備促進期成同盟会	伊勢崎市より本庄市、神川町、藤岡市を經由して神流町に至る国道 462 号の整備改良を促進し、本地域の産業経済の発展と生活圏の交通網の充実を図る。	S54. 12
譲原地すべり国直轄整備既成同盟会	譲原地すべりの被害想定には、一級河川神流川の河道閉塞、それに伴う流出土砂により、利根川本川の河床上昇、洪水氾濫頻度の増大等の想定被害区域が埼玉県を含む下流都県に及ぶことから対策事業を国直轄事業として整備促進することを図る。	H5. 8
烏川・神流川改修促進期成同盟会	一級河川烏川・神流川の国直轄事業の改修を流域市町村で国へ対し要望し、整備促進を図る。	H11. 7
国道 254 号本庄藤岡間バイパス建設促進期成同盟会	埼玉県本庄市から埼玉県神川町を經由して群馬県藤岡市へ至る、国道 254 号本庄藤岡間バイパスの建設促進を図ることにより、産業活動の活性化、地域間交流の促進並びに地域医療の充実等に寄与することを目的とする。	H27. 12

2-5 本町の強靱化の方向性

(1) 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。県の基本計画と調和を保ちつつ、4つの基本目標を設定した。

<本町の強靱化の基本目標>

- I 町民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(2) 事前に備える目標（行動目標）

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備える目標を次のとおり設定した。

I 町民の生命を最大限守ること

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること

- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

III 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること

- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第 3 章 想定する大規模自然災害の整理

3-1 想定する大規模自然災害の範囲

町内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、「地震」、「洪水」、「竜巻」、「大雪」の 4 種類を基本とする。

3-2 想定する大規模自然災害の規模

町内で被害が生じる大規模自然災害のうち、地震（関東平野北西縁断層帯地震）が最も大きな被害をもたらす可能性がある。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要であることから、町内で発生を想定しうる最大規模の災害を想定して、「起きてはならない最悪の事態」の検討を行う。概要については、次に示す。

想定する大規模自然災害と災害の規模

大規模自然災害	災害の規模
地震	関東平野北西縁断層帯地震 (深谷断層帯・綾瀬川断層による地震)
洪水	一級河川神流川の堤防の決壊
竜巻	国内最大級（F 3）の発生
大雪	平成 26 年度の大雪被害

(1) 地震

地震による災害の規模は、関東平野北西縁断層帯地震を想定している。

なお、平成 25 年 11 月に埼玉県が公表した埼玉県地震被害想定調査では、5つの地震を想定し、被害量の推計を行っている。

そのうち、関東平野北西縁断層帯地震は、群馬県高崎市から延びる深谷断層帯による地震であり、本町は当該断層上に位置している。

今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0%~0.008%とされているが、発生した際の本町の想定震度は7となっていることから、甚大な被害が想定されている。

県内の想定地震

想定地震名		規模	地震概要	神川町内における想定震度
海溝型地震	東京湾北部地震	[M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	震度 4
	茨城県南部地震	[M7.3]	※今後 30 年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%	震度 4
	元禄型関東地震	[M8.2]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定 ※今後 30 年以内の当該地震発生確率：ほぼ 0%	震度 5 弱
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	[M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の当該地震発生確率：ほぼ 0%~0.008%	震度 7
	立川断層帯地震	[M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の当該地震発生確率：0.5%~2%	震度 4

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

想定地震の断層位置図



関東平野北西縁断層帯地震による被害想定

			本調査	
			深谷断層帯・綾瀬川断層	越生断層
建物被害	全壊棟数	(棟)	約 87,000	約 100
	半壊棟数	(棟)	約 173,000	約 1,200
	全半壊棟数	(棟)	約 260,000	約 1,300
火災 (冬 18時 8m/s)	焼失棟数	(棟)	約 26,000	約 100
建物被害(全半壊棟数)+火災焼失棟数合計 (冬 18時 8m/s)		(棟)	約 286,000	約 1,400
火災 (冬 18時 8m/s)	出火件数	(件)	約 500	約 10
人的被害 (冬 5時 8m/s)	死者数	(人)	約 5,800	約 10
	負傷者数	(人)	約 40,000	約 200
避難所避難者数 (冬 18時 8m/s)	1週間後	(人)	約 300,000	約 400

※地震調査研究推進本部による平成 28 年度地震被害量推計調査から抜粋

(ア) 断層の概要

深谷断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる断層帯である。綾瀬川断層は、関東平野中央部、大宮台地の北東縁付近をほぼ北西-南東方向に延びるとされる断層である。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層群からなる。群馬県高崎市上里見町から安中市、高崎市、藤岡市、埼玉県児玉郡上里町、**神川町**、美里町、本庄市、大里郡寄居町、深谷市、熊谷市、比企郡滑川町、吉見町、東松山市、鴻巣市に至る。長さは約 69km の可能性があり、概ね西北西-東南東方向に延びている。深谷断層は南西側が北東側に対して相対的に隆起する逆断層と推定される。本断層の南西には磯部断層、平井断層、**神川断層**、櫛挽断層、江南断層の北東側隆起の副次的な断層が分布している。

(イ) 将来の活動

深谷断層帯では、マグニチュード (M) 7.9 程度の地震が発生する可能性がある。また、その際には深谷断層帯の南西側が北東側に対して相対的に 5 m 程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。本断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

深谷断層帯の将来活動

地震の規模	M7.9 程度
地震発生確率	30 年以内に、ほぼ 0%~0.1%
地震後経過率	0.2~0.6
平均活動間隔	10,000 年~25,000 年程度
最新活動時期	約 6,200 年前以後、約 5,800 年前以前

※政府 地震調査研究推進本部 H P から抜粋

(ウ) 想定される被害

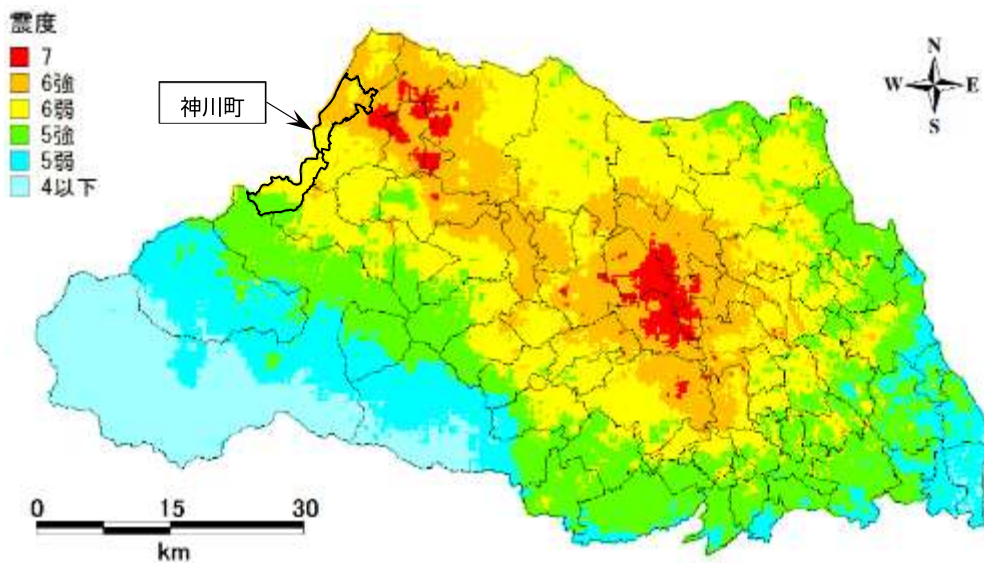
地震調査研究推進本部による平成 28 年度地震被害量推計調査から抜粋した本町の被害想定は以下のとおりである。

想定される神川町内の被害

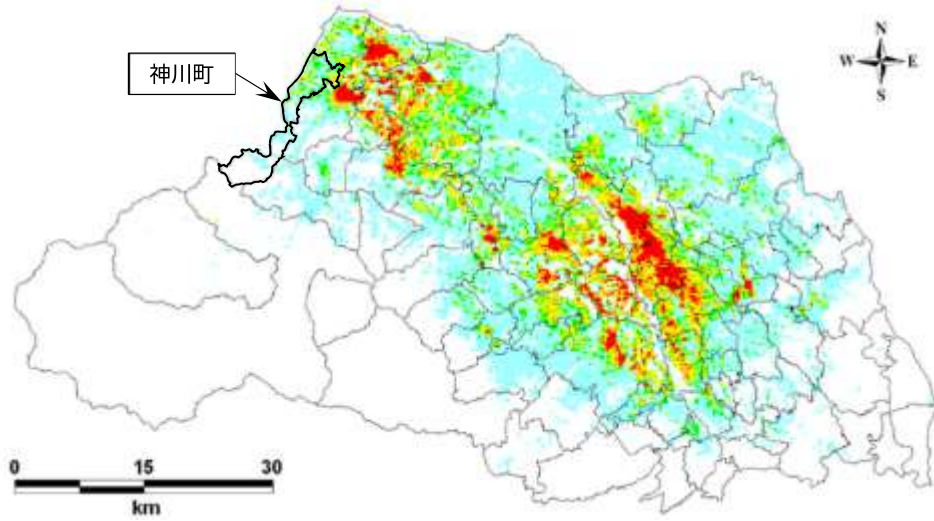
想定震度			7	破壊開始地点北の場合
建物被害	全壊棟数	(棟)	373	
	半壊棟数	(棟)	688	
	全半壊棟数	(棟)	1,061	
火災 (冬 18 時 8m/s)	焼失棟数	(棟)	18	
建物被害(全半壊棟数)+火災焼失棟数合計 (冬 18 時 8m/s)			(棟) 1,079	
人的被害 (冬 5 時 8m/s)	死者数	(人)	25	
	負傷者数	(人)	155	
避難所避難者数 (冬 18 時 8m/s)	1 週間後	(人)	797	

※：平成 24、25 年度埼玉県地震被害想定調査から抜粋

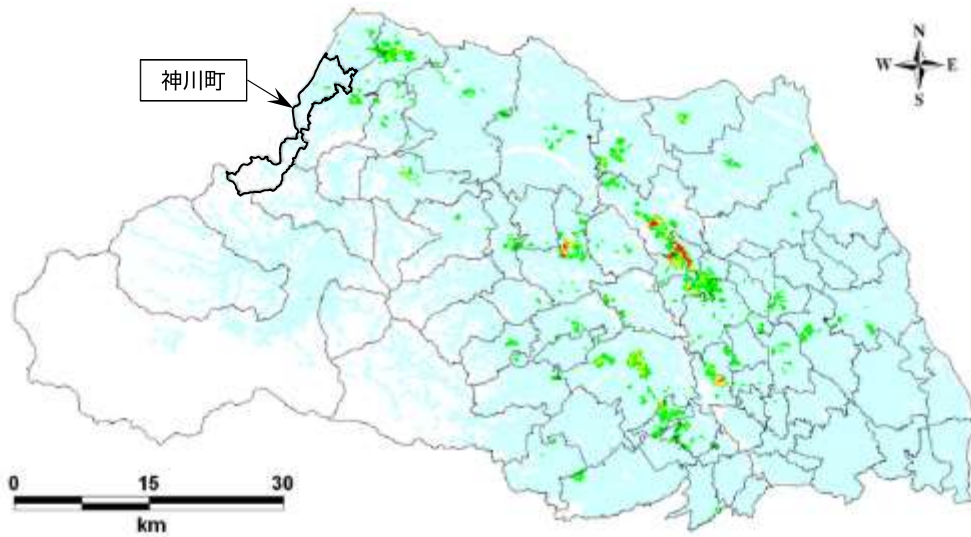
関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）における震度分布図



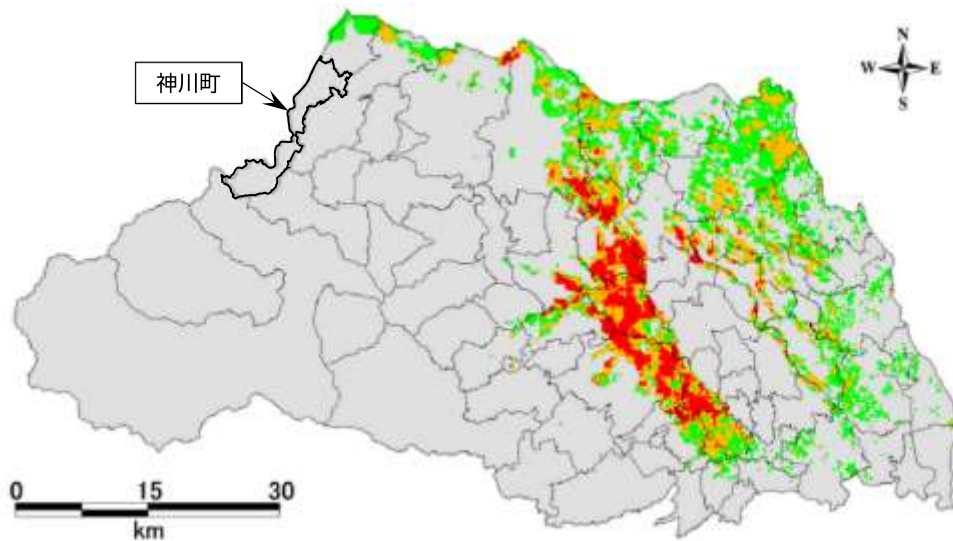
関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）における建物全壊棟数



関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）における火災焼失棟数



関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）における液状化可能性

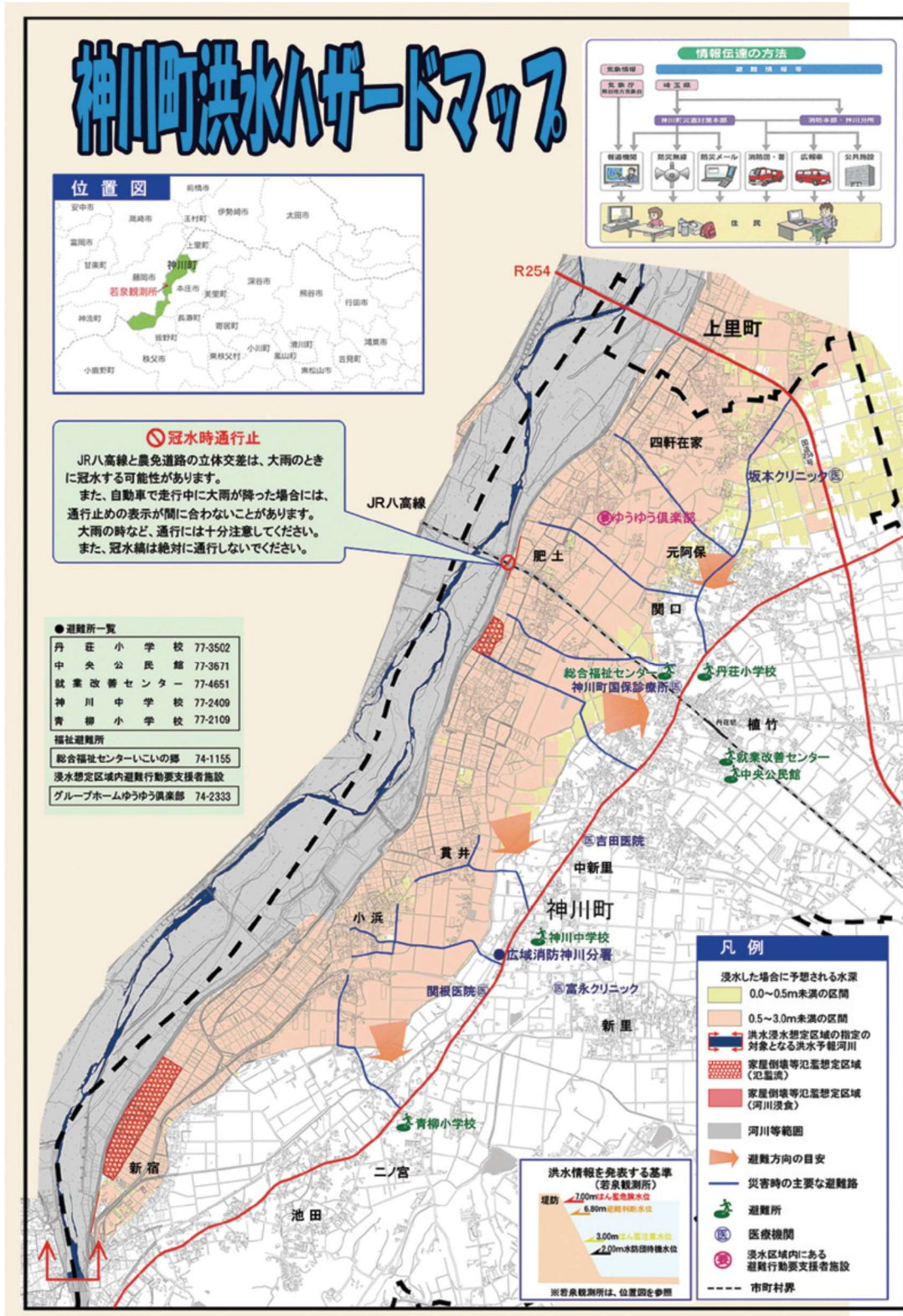


(2) 洪水

洪水による災害の規模は、利根川水系一級河川神流川の堤防決壊を想定している。

神流川の上流には、独立行政法人水資源機構が管理する国内有数の貯留量（総貯水容量 130,000,000m³）を誇る下久保ダムが現在台風等の洪水調節を担っている。

本町では、想定される最大規模降雨（烏川流域の 72 時間総雨量 579mm）が降った場合に引き起こされる（神流川の堤防決壊）浸水の規模を、国が予測して公表した図をもとに反映した「神川町洪水ハザードマップ」を作成済である。



下久保ダム諸元

河川名	利根川水系右支川神流川	
流域面積	322.88km ²	
満水面積	3.27km ²	
満水延長	11.0km	
満水位標高	296.8m	
総貯水容量	130,000,000m ³	
有効貯水容量	120,000,000m ³	
計画堆砂量	10,000,000m ³	
ダム形式	重力式コンクリートダム	
高さ	129.0m	
堤頂長	310.0m	
堤体積	1,193,000m ³	
放流設備（主ゲート）	オリフィス型ラジアルゲート 6.3m(径間)×6.5m(高さ)2門	最大放流量 1,600m ³ /s
放流設備（予備ゲート）	鋼製ローラゲート 9.3m(径間)×9.5m(高さ)2門	流水遮断用
放流設備（非常ゲート）	クレストオーバフロー型ラジアルゲート 8.0m(径間)×15.8m(高さ)2門	最大放流量 1,400m ³ /s
利水放流（主バルブ）	ハウエルバンガーバルブ (φ1,650mm)2門	最低水位で 最大38m ³ /s
利水放流（予備ゲート）	リングホロワーゲート (φ1,650mm)2門	流水遮断用

※下久保ダムホームページから抜粋



(3) 竜巻

竜巻による災害の規模は、国内最大級（F 3）の発生を想定している。

本町では、過去の竜巻による被害記録がないため、近年の県内の被害について整理した。

近年の埼玉県内の竜巻による被害状況

発生年月日	発生場所	藤田スケール	被害概要
H6. 9. 8	美里町	F 1	負傷者 73 人、住宅全壊 1 戸、一部損壊 78 戸
H14. 7. 10	深谷市	F 2	負傷者 11 人、住宅全壊 7 戸、一部損壊 87 戸、倒木、墓石倒壊
H25. 9. 2	さいたま市	F 2	負傷者 76 人、住宅全壊 32 戸、半壊 215 戸、一部損壊 1,761 戸、電柱倒壊、倒木
H25. 9. 16	熊谷市	F 1	負傷者 6 人、住宅全壊 10 戸、半壊 12 戸、一部損壊 357 戸、倒木

※気象庁ホームページから抜粋

藤田スケール基準

基準	風速	想定される事象
F 0	17～32m/s (約 15 秒間の平均)	テレビのアンテナなどの弱い構造物が倒れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F 1	33～49m/s (約 10 秒間の平均)	屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F 2	50～69m/s (約 7 秒間の平均)	住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、列車が脱線することがある。
F 3	70～92m/s (約 5 秒間の平均)	壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨づくりでもつぶれる。列車は転覆し、自動車はもち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半折れるか倒れるかし、引き抜かれることもある。
F 4	93～116m/s (約 4 秒間の平均)	住家がバラバラになって辺りに飛散し、弱い非住家は跡形なく吹き飛ばされてしまう。鉄骨づくりでもペシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。1 トン以上ある物体が降ってきて、危険この上ない。
F 5	117～142m/s (約 4 秒間の平均)	住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮がはぎとられてしまったりする。自動車、列車などがもち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

※気象庁ホームページから抜粋

(4) 大雪

大雪災害の規模は、平成 26 年 2 月 14 日から 15 日にかけての降雪（平成 26 年豪雪）を想定している。

県内の最大積雪量は、秩父市 98cm、熊谷市 62cm で観測史上最大を記録し、本町においても同様の積雪量となったことで、多くの農業用ハウス、倉庫、駐輪場及びカーポート等の倒壊による被害が発生した。矢納地区では、84 人が交通途絶による孤立状態に陥った。

平成 26 年 2 月の大雪による県内の被災状況



<熊谷市・くまがやドーム（県 HP より）>



<秩父市・農業用ハウス（県 HP より）>



<神川町内・農業用ハウス>



<神川町内・丹荘駅前駐輪場>



<神川町内・鶏舎>



<神川町内・林道両谷線>

(5) 町内における過去の主な災害

年	月	主な災害記録
昭和	6年9月 (1931)	・西埼玉地震（マグニチュード6.9）が発生し、町内で死傷者など大きな被害が出る。
昭和	22年9月 (1947)	・カスリーン台風が関東を襲い、町内で浸水などの被害が出る。
昭和	41年6月 (1966)	・台風第4号、浸水などの被害をもたらす。
昭和	41年9月 (1966)	・台風第26号、死傷者13人などの被害をもたらす。
昭和	46年9月 (1971)	・県道太田部鬼石線が落石、土砂崩落により231日間通行止めになった。
昭和	49年9月 (1974)	・台風第16号、床下浸水・田畑の冠水などの被害をもたらす。
昭和	57年8月 (1982)	・台風第10号、農作物などに大きな被害を与える。
平成	10年9月 (1998)	・台風第5号により道路が陥没、重軽傷者などの被害が出る。
平成	19年9月 (2007)	・台風第9号により矢納地内の町道3路線の決壊、住宅等2棟の倒壊、矢納簡易水道の断水などの被害が出る。
平成	23年3月 (2011)	・東日本大震災により、大字二ノ宮・新里地内の民家18軒の屋根瓦の一部が崩れる被害が出る。
平成	23年9月 (2011)	・台風第12号により、渡瀬地内、地すべりによる町道7220号線、間知ブロックに亀裂被害が出る。
平成	25年9月 (2013)	・台風第18号により、倒木等の被害が出る。
平成	26年2月 (2014)	・記録的な大雪により、近隣の秩父市で観測史上最大となる98cmの降雪を観測し、町内においても一時84人が交通途絶による孤立状態が生じた。
令和	元年10月 (2019)	・令和元年東日本台風（台風第19号）により、町道・林道の崩落、橋梁の流出、公園法面の崩落、河川の越水による浸水被害が出る。

(6) 直近の災害

令和元年10月12日から13日にかけて、令和元年東日本台風（台風第19号）の影響により埼玉県内では、記録的な大雨になり、死者4名、負傷者33名、住宅被害7,000棟以上など甚大な被害をもたらした。

本町においても、降り始めからの雨量が矢納観測所で500mmを超えるなど、本町を含む県内40市町村で制度開始以来初となる大雨特別警報が発せられ、人的被害の発生こそなかったが、道路、河川、公園及び林道の各インフラが被災した。

令和元年東日本台風による神川町内の主な被災状況



<町道 1-18 号線（擁壁の座屈による路面陥没）>



<準用河川金鑽川（護岸崩落）>



<準用河川金鑽川（張ブロックの流出）>



<一級河川神流川（八塩橋の流出）>



<ゆ〜ゆ〜ランド（遊歩道陥没・高欄損傷）>



<林道両谷線（路体崩落）>



<林道両谷線（路肩崩落）>



<林道王城線（舗装陥没・路肩崩落）>

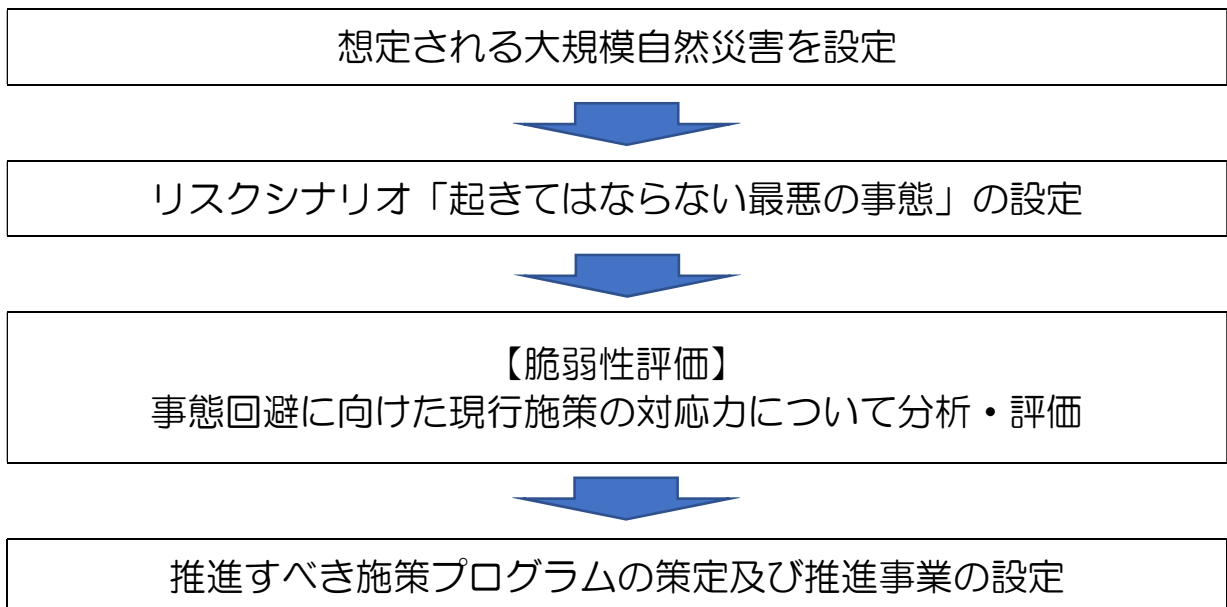
第4章 脆弱性評価の結果・強靱化に向けた行動

4-1 脆弱性評価の方法

脆弱性評価は、国土強靱化地域計画の策定に先立ち、第3章に示した想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないよう対策を講じることができているかを評価するものである。

評価に当たっては、大規模自然災害の県の被害シナリオを参考に「起きてはならない最悪の事態」を設定した。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



4-2 脆弱性評価において想定するリスク

過去に町内（県内）で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施した。

4-3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や埼玉県地域強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、県並びに児玉郡市と一体的な取組ができるものとする。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

以上のことから、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、8つのカテゴリーと29の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備える目標（行動目標）と「起きてはならない最悪の事態」

番号	「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制により人命を保護する	
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
1-2	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-3	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
2-4	被災地における感染症等の大規模発生
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	
3-1	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-2	物資の輸送が長期間停止する事態
3-3	孤立集落が発生する事態
3-4	情報通信が集中・途絶する事態 情報の正確性の低下により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	
4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	
6-1	観光業・商工業等のあらゆる産業の被害拡大と産業の停滞する事態
7 二次災害を発生させない	
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2	危険物・有害物質等が流出する事態
7-3	土木施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-4	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-5	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-6	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8-7	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

【参考】県のリスクシナリオに対する本町の採用可否理由

県番号	埼玉県のリスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	町における 採用可否	神川町独自に設定したリスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	町番号	特記事項		
1	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○	1	1-1		
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	○		1-1 と統合。		
	1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○		1-2		
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○		1-3		
	1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	×				
	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○		1-4	丹荘駅の乗車人員等から勘案し、影響が小さいと判断した。	
2	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	○	2	2-1		
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	○		2-2		
	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	○		2-3		
			町独自		被災地における感染症等の大規模発生	2-4	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新たに設定した。
3	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	×	3	1-1 と統合。		
	3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	○		3-1		
	3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態	×			本町では、町外への移動の際、鉄道より自家用車に依存している地域であるため、影響は小さいと判断した。	
	3-4	物資の輸送が長期間停止する事態	○		3-2		
	3-5	孤立集落が発生する事態	○		3-3		
	3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態	○		3-4		
	3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○			3-4 と統合。	
4	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	×	4	当該内容は、広域自治体である県が対応すべき事案と判断した。		
	4-2	県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○		4-1		
5	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○	5	5-1		
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	○		5-2		
	5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	○		5-3		
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	○		5-4		
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○		5-5		
6	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	○	6	6-1		
	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	×				
7	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	7	7-1		
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	×			町管理における洪水抑制施設がなく、また下久保ダムは水資源機構管理であることから、1-3 に要望事項として統合した。	
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	○			7-2	
			町独自	土木施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態	7-3	土木施設の損傷による二次災害の発生が想定され、また、町内に貯水容量1万立法メートルを超える農業用ため池が3施設あることから、設定した。	
8	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	○	8	8-1		
	8-2	県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○		8-2		
			町独自		復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3	本町職員には、土木・建築等の専門職の採用を実施していないため、設定した。
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	○		8-4		
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	○		8-5		
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	○		8-6		
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	○	8-7				
9	9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態	×	9	本町は、鉄道より自家用車に依存（観光客を含め）しているため、大量の帰宅困難者が発生する恐れがないことから、影響が小さいと判断した。		
	9-2	東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態	×			中央官庁機能事業に関し、該当する本町の施策事業がないため、当面の間、採用を見送ることを判断した。	
	9-3	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態	×			当該内容は、広域自治体である県が対応すべき事案と判断した。	

4-4 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価及び取組方針

(1) 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち町の取組を中心に抽出し、その取組内容を整理した。

これらを踏まえ、29の「起きてはならない最悪の事態」について検討し、取組の方向性を評価した。

(2) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、課題を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、評価を行った。

(3) 評価結果及び取組方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を整理するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、強靱化に向けた取組方針を示した。

(4) 指標

当該計画を策定後に施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状のデータを示すとともに目標値を設定した。

(5) リスクシナリオに対する強靱化の取組方針等の関連性

上記(1)から(4)までについて、関連性を次のとおり概要を整理した。

【参考】リスクシナリオに対する強靱化の取組方針等の関連性

事前に備える目標	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	リスクシナリオに対する強靱化に向けた取組方針	関連指標	担当課
1 被害の発生抑制により人命を保護する				
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の耐震化等の推進 ○空き家対策の促進 ○危険ブロック塀の除去の促進 ○消防団活動の充実 ○消防力の強化 ○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 ○関係機関との連携強化 ○技術者の養成 ○自主防災組織の編成と充実 ○家具固定サポーター登録制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の耐震化率（本庁舎・神泉総合支所） ○神川町耐震改修促進計画の策定 ○自主防災組織数 	防災環境課 保険健康課 経済観光課 建設課 学務課
1-2	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携強化 ○洪水ハザードマップの更新・周知 ○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 ○下久保ダムの有効貯水容量の確保の強化【要望】 ○一級河川神流川の適切な維持管理【要望】 ○避難・救助活動に伴う資機材の確保 ○町管理河川の治水対策の強化 ○避難路確保のための道路整備の推進 		防災環境課 建設課
1-3	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地対策事業等の整備促進【要望】 ○地すべり対策事業の整備促進【要望】 ○砂防指定地の適切な維持管理 ○関係機関との連携強化 ○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 ○要配慮者の避難確保 ○サポート体制の構築 ○避難路確保のための道路整備の推進 	○災害時避難行動要支援者登録数	町民福祉課 防災環境課 保険健康課 建設課
1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携強化 ○消防団活動の充実 ○自主防災組織の編成と充実 ○災害対策本部の強化 ○応援体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の定員充足率 ○自主防災組織数 ○防災メールサービス登録件数 ○神川町消防団協力隊員数 ○災害時の相互応援協定数 	総務課 防災環境課
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する				
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○受援体制の強化 ○消防団活動の充実 ○自主防災組織の編成と充実 ○救助活動（避難路）確保のための道路整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の定員充足率 ○自主防災組織数 ○神川町消防団協力隊員数 	防災環境課 建設課
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動の体制整備 ○救急搬送体制の充実 		防災環境課 保険健康課
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○生活用水の確保 ○避難所の保健衛生・健康対策 ○生活ごみの適正な処理 ○災害協定の強化 ○災害備蓄品等の適切な配布計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診断受診率 ○災害時における感染症・食中毒予防ガイドラインの策定 ○廃棄物処理に係る協定書の締結 ○災害時における物資配布計画書の作成 	防災環境課 保険健康課 建設課 上下水道課
2-4	被災地における感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の発生・まん延防止 ○新たな感染症への備え ○避難所等の保健衛生・健康対策や感染防止対策 ○生活用水の確保 ○新たな感染症に伴う避難所体制の見直し 	○災害時における感染症・食中毒予防ガイドラインの策定	防災環境課 保険健康課 上下水道課
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する				
3-1	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○信号機電源負荷装置の整備の推進【要望】 ○家庭内における備蓄の促進 ○物資の輸送ルート確保のための道路整備 		防災環境課 建設課
3-2	物資の輸送が長期間停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ヘリポートの代替え箇所の検討 ○物資の供給体制の強化 	○物資の供給に関する協定数	
3-3	孤立集落が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化計画に基づいた橋梁修繕の確実な実施 ○道路パトロールの強化 ○避難路確保のための道路整備の推進 ○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 ○地域コミュニティの維持 ○自主防災組織の編成と充実 	○自主防災組織数	総合政策課 町民福祉課 防災環境課 保険健康課 建設課

事前に備える目標	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	リスクシナリオに対する強靱化に向けた取組方針	関連指標	担当課
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する				
3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態 情報の正確性の低下により、誤った情報が拡散する事態	○町民への適切な情報提供 ○防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 ○要配慮者の避難確保 ○防災教育の推進	○災害時避難行動要支援者登録個別台帳（避難支援プラン個別計画）の作成	町民福祉課 防災環境課 保険健康課 学務課 生涯学習課
4 必要不可欠な行政機能を確保する				
4-1	町の行政機能が低下する中で、緊急対応行政需要が大量に発生する事態	○災害対策本部の強化 ○県内市町村及び県からの応援体制の確保 ○災害備蓄品の充実 ○応急対応に必要な非常用電源等の確保 ○防災訓練の実施 ○救助活動（避難路）確保のための道路整備の推進	○神泉総合支所の耐震化（支所機能の移設を含む）	全庁
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する				
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備 ○県・他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備 ○医薬品の供給体制及び備蓄の促進 ○家庭内における備蓄の促進	○医療品備蓄に関する災害協定締結	防災環境課 建設課
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	○代替エネルギーの確保 ○燃料供給体制の構築 ○エネルギー輸送路の防災対策	○物資供給に係る災害協定の締結数	防災環境課 建設課
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	○水道施設の更新及び水源の確保 ○水道の供給再開までの給水車の確保に伴う協定締結 ○生活用水の確保	○石綿セメント管更新率 ○災害時の相互応援協定書（水道事業者）の締結	防災環境課 上下水道課
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	○下水道施設の長寿命化計画 ○浄化槽の整備の促進 ○避難所の環境改善対策の実施	○合併浄化槽の設置補助基数	防災環境課 上下水道課
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○地域コミュニティの維持 ○地域における共助の促進 ○自主防災組織の編成と充実 ○自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化	○社会福祉協議会登録ボランティア数 ○社会福祉協議会登録ボランティア団体数 ○自主防災組織数 ○自主防犯組織数	総合政策課 町民福祉課 防災環境課
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する				
6-1	観光業・商工業等のあらゆる産業の被害拡大と産業の停滞する事態	○事業者の事業継続支援 ○新規就農者の確保 ○企業誘致の推進、企業立地の促進	○農業関係法人組織数 ○認定農業者数 ○転貸事業実施面積 ○新規企業誘致数	経済観光課 建設課
7 二次災害を発生させない				
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○受援体制の強化 ○消防団活動の充実 ○町道の拡幅工事の推進 ○災害対応に適した公園整備の推進 ○自主防災組織の編成と充実	○消防団員の定員充足率 ○自主防災組織数 ○神川町公園長寿命化修繕計画の策定	防災環境課 建設課
7-2	危険物・有害物質等が流出する事態	○危険物施設等の災害に備えた消火力の強化 ○水質事故マニュアルの策定	○神川町水質事故マニュアルの策定	防災環境課 経済観光課 建設課 上下水道課
7-3	土木施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態	○下久保ダムの有効貯水容量の確保の強化【要望】 ○農業用ため池ハザードマップの更新 ○大規模盛土造成地変動予測調査の実施 ○計画的な土地利用の推進 ○道路パトロールの強化 ○町道・林道における防災対策及び適切な維持管理の推進 ○町管理河川の治水対策の強化	○大規模盛土造成地変動予測調査の実施	防災環境課 経済観光課 建設課
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする				
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	○災害廃棄物処理計画の更新 ○新たな仮置場の選定 ○ごみの減量化及びリサイクルの推進	○神川町災害廃棄物処理計画の更新 ○災害廃棄物の新たな仮置場候補地の決定 ○一般家庭ごみの1人1日当り排出量	防災環境課

事前に備える目標	リスクシナリオ 「起きてはならない 最悪の事態」	リスクシナリオに対する 強靱化に向けた取組方針	関連指標	担当課
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする				
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害協定の強化 ○一級河川神流川の適切な維持管理【要望】 ○一般国道 254 号及び 462 号の整備【要望】 ○県事業の整備促進【要望】 ○町内道路の整備の推進 ○町管理河川の治水対策の強化 ○橋梁の長寿命化による安全性の向上 ○公園（避難所）の長寿命化対策の推進 ○地籍調査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○神川町公園長寿命化修繕計画の策定 ○地籍調査実施率 	建設課
8-3	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業における復旧・復興の担い手確保・育成 ○罹災証明書の速やかな発行を可能とする体制確保 ○専門的知識の人材確保 ○ボランティア団体等との連携 ○空き家対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会登録ボランティア数 ○社会福祉協議会登録ボランティア団体数 ○空き家活用事業補助件数 	町民福祉課 防災環境課 経済観光課 建設課 上下水道課
8-4	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	8-3 と同じ	8-3 と同じ	8-3 と同じ
8-5	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な森林整備の推進 ○山間部における土砂災害対策の推進 ○事業者の事業継続支援 ○新規就農者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者数 ○転貸事業実施面積 	経済観光課 建設課
8-6	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	8-2 と同じ	8-2 と同じ	8-2 と同じ
8-7	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	8-3 と同じ	8-3 と同じ	8-3 と同じ

行動目標 1	被害の発生抑制により人命を保護する
---------------	--------------------------

1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
------------	-------------------------------------

事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）
--------------	--------------------

担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
-----	---

(発生する事態の具体的状況の例)

災害の発生により、市街地（新里・植竹・関口・八日市・渡瀬）の各所で火災が発生する。火災発生場所周辺の建築物に閉じ込められた人などが避難できない状況となり、多くの死者・負傷者が発生する。不特定多数の人が利用する店舗などの施設や避難に配慮を要する人が利用する福祉施設などの施設、住宅などの建築物で耐震化が不十分なものが倒壊・傾斜し、建築物の安全性が損なわれる。また、建物内部の家具等が転倒・散乱する。この倒壊等により、多くの人が建築物や家具等の下敷きになり、多くの死者・負傷者が発生する。

評価結果

(耐震対策)

- ・ 大規模地震等の発生時、公共施設及び老朽化した施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損、火災の発生等により、施設の機能停止や避難の妨げによる人的被害が拡大するおそれがあることから、大規模改修や建替え、解体も含めた公共建築物等の耐震化を推進し、特に指定避難所については、最優先で行う必要がある。
- ・ 住宅内で被害を受けないように家具固定などの防災対策の普及啓発を行う必要がある。

(沿道対策)

- ・ 大規模地震等の発生時、老朽化した危険空き家が倒壊することで、避難の妨げになることから、これらの空き家除去の対策を進める必要がある。また、道路に面したブロック塀についても、安全対策の啓発等に関するパトロールの実施や、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を促進し、避難路の安全対策を行う必要がある。

(防火対策)

- ・ 大規模地震等発生時に、火災の未然防止や被害低減を図るため、県や関係団体等と連携し、防火設備の設置、危険物の安全確保、消防用水等の拡充に向けた取組みが必要である。

(消防力の強化)

- ・ 大規模地震等により上水道管の損傷があった場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、老朽化した既存防火水槽の補修、改修又は更新工事を進める必要がある。

(町民への危険周知)

- ・ 建物倒壊などの危険性を示す「地震ハザードマップ」について、改めて町民に周知する必要がある。

(避難勧告等の適切な発令)

- ・ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発令する必要がある。

(連携強化)

- ・ 関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織等）との連携が重要かつ不可欠であ

ることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要がある。

(二次被害防止・技術者の養成)

- 被災後の建物について、二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定の養成、登録を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 大規模災害時の混乱した状況下では、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化や手段の多様化が必要である。

現在運用中の情報伝達手段

名称	概要	事前登録
緊急速報 (エリア)メール	災害・避難情報などの緊急性の高い情報を、対象エリア内において、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクの携帯電話・スマートフォンへ一斉配信する。	無
全国瞬時警報システム (Jアラート)	緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて送信し、町の防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達する。	無
災害情報共有システム (Lアラート)	避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする。	無
埼玉県 防災情報メール	登録されたパソコンや携帯電話などのメールアドレスに気象警報注意報、地震情報、避難情報などを配信する。	有
防災行政無線放送 内容電話応答サービス	防災行政無線を聞き逃した場合、放送した内容を電話で再度聞くことができる。	無
神川町 防災情報メール	町民の生命財産を脅かす火災や、地震など緊急時の情報のうち緊急を要する情報をあらかじめ登録した携帯電話、スマートフォンやパソコンに電子メールでお知らせする。	有
火災 案内テレホンサービス	消防車がサイレンを鳴らして出動した災害情報などを音声により案内する。	無
神川町 LINE アカウント	町のイベントや観光情報、災害情報などを随時配信する。 <アカウント名「@kamikawatown」>	有
Yahoo! 防災速報アプリ	スマートフォンアプリを活用し、町内の警戒レベルや避難所の開設状況が確認できる。また防災無線が聞き取りづらい時も文字で情報を得ることができる。	有
テレ玉データ放送	テレビ埼玉やデータ放送に対応したテレビにより、神川町発信データを放送する。	無

(防災訓練の実施)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高めるため、定期的な防災訓練を実施する必要がある。

取組方針

- 住宅・建築物の耐震化等の推進
- 空き家対策の促進
- 危険ブロック塀の除去の促進
- 消防団活動の充実
- 消防力の強化
- 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

- 関係機関との連携強化
- 技術者の養成
- 自主防災組織の編成と充実
- 家具固定サポーター登録制度の活用

強靱化へ向けた主な行動

(住宅・建築物の耐震化等の推進)

- ・ 大規模地震が発生した場合、住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、「神川町耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化を一層推進する。
- ・ 「神川町住宅リフォーム資金補助事業」における住宅修繕を推進する。
- ・ 町内で指定されている27の避難所のうち、「神川幼稚園」、「青柳保育所」、「住居野集会所」の3施設が現在の耐震性能を有していないため、施設の複合化を含め、方向性について検討する。

避難所における建築物の耐震化状況

番号	名称	建築年度	建築面積(m ²)	耐震化状況	今後の予定
1	神川中学校(普通教室棟)	2014	9,383.82	新耐震	
2	多目的交流施設(本館)	1966	2,116.00	済	
3	丹荘小学校(教室棟)	1977	5,102.00	済	
4	青柳小学校(教室棟)	1976	3,871.95	済	
5	渡瀬小学校(教室棟)	1978	2,823.69	済	
6	神泉小学校(教室棟)	1980	3,011.28	新耐震	
7	神川幼稚園	1980	1,130.00	未	複合化について検討予定
8	丹荘保育所	2022	552.92	新耐震	現在建設中
9	青柳保育所	1974	605.12	未	複合化について検討予定
10	美原公園	—	—	—	
11	丹荘公園	—	—	—	
12	青柳公園	—	—	—	
13	中央公民館	1989	2,258.92	新耐震	
14	就業改善センター	1976	788.46	済	
15	ふれあいセンター	1974	358.22	済	
16	総合福祉センターいこいの郷	1999	1,391.00	新耐震	
17	渡瀬コミュニティ集会所	1984	358.00	新耐震	
18	元阿保公会堂	2015	175.97	新耐震	
19	ステラ神泉	1989	556.00	新耐震	
20	矢納センター	2004	156.92	新耐震	
21	秩父瀬集会所(道のオアシス神泉)	2000	153.05	新耐震	
22	池尻集会所	1996	108.00	新耐震	
23	桜城集会所	1996	134.00	新耐震	
24	貫井・幹沢集会所	1985	109.00	新耐震	
25	住居野集会所	1975	82.00	未	未定
26	城峯公園キャンプ場	1982	1,334.63	新耐震	
27	冬桜の宿 神泉	2003	2,086.60	新耐震	
【参考】					
1	神川町役場	2018	4,206.98	新耐震	
2	神泉総合支所	1971	1,371.00	未	移転・新築等について検討中

(空き家対策等の促進)

- ・ 老朽化した空き家は、大規模地震発生時に倒壊による避難路となる道路の閉塞や火災延焼の要因となるおそれがあるため、空き家除去等を促進する。
- ・ 埼玉県北部地域地方創生推進協議会規約に基づき、平成 29 年 1 月に策定した「埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱」及び「神川町空き家活游子育て世帯移住サポート事業補助金交付金要綱」をより一層活用し、空き家を有効活用することで、移住及び定住促進による地域の活性化を図り、空き家解消に努める。

(危険ブロック塀の除去の促進)

- ・ 道路の閉塞の恐れがある危険ブロックについては、「神川町危険ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱」に基づいて、除去を促進する。
- ・ 定期的なブロック塀の自己点検の必要性について、啓発を行う。

ブロック塀の被害事例



(写真) 埼玉県ホームページ

(消防団活動の充実)

- ・ 団員の確保と実用的な消防設備等の更新、効果的な消防団活動を行うための班編成の見直しを適宜行う。
- ・ 「神川町消防団協力隊設置要綱」に基づいた隊員の確保に努める。

(消防力の強化)

- ・ 効果的な消防活動を行うため、防災計画を定めているが、引き続き適宜見直しをする。
- ・ 老朽化した既存防火水槽の補修及び更新を計画的に実施する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- ・ 大規模災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線について、適切に運用する。
- ・ 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となる。

本町では、既に複数の情報伝達手段を構築しているが、これらの情報伝達手段の周知及び登録の呼びかけを図る。

また、テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

- ・ 的確な情報を周知・伝達するため、現在保有しているドローン等を活用することで遠隔地の情報収集が可能なことから、積極的に活用する。

(関係機関との連携強化)

- 関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る。

(技術者の養成)

- 二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定士の養成、登録を促進する。

【判定状況】



【判定区分】



(写真・図) 埼玉県ホームページ

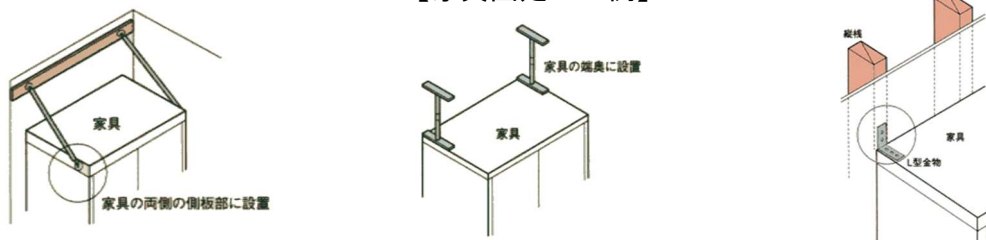
(自主防災組織の編成と充実)

- 町民と行政が連携した対応が可能になるよう、自主防災組織の「神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱」に基づいた設立支援と充実を図る。

(家具固定サポーター登録制度の活用)

- 県で行っている「家具固定サポーター登録制度」を活用し、町民の家具固定化の取組を促進する。

【家具固定の一例】



指標		
目指す指標	現状値 (R2)	目標値 (R9)
庁舎の耐震化率 (本庁舎・神泉総合支所)	50%	100%
「神川町耐震改修促進計画」の策定	未策定	策定
自主防災組織数	8 団体	10 団体

1-2 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
事態を引き起こす想定災害 地震・洪水・竜巻 ・大雪・その他（ ）
担当課 総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・ 防災環境課 ・保険健康課・経済観光課・ 建設課 ・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
(発生する事態の具体的状況の例) 大型の台風の来襲等により、長時間にわたる大量の降雨に見舞われ、一級河川神流川の水位

が増し堤防を越水し、堤防が決壊する。大量の水が急激に四軒在家・肥土・貫井・小浜・新宿の各地区に流入することにより、多くの死者・負傷者が発生する。

竜巻が公園等の不特定多数の人が集まっている屋外施設を直撃し、竜巻に巻き込まれることにより、多くの死者・負傷者が発生する。

評価結果

(避難勧告等の適切な発令) [再掲 1-1]

- ・ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発令する必要がある。
- ・ 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(洪水ハザードマップの周知の徹底)

- ・ 現在の洪水ハザードマップについては、一級河川神流川の堤防が決壊した際の氾濫区域を示したものであり、想定最大降雨（烏川流域で72時間総雨量579mm）を想定したものであるが、町民には定期的に周知する必要がある。

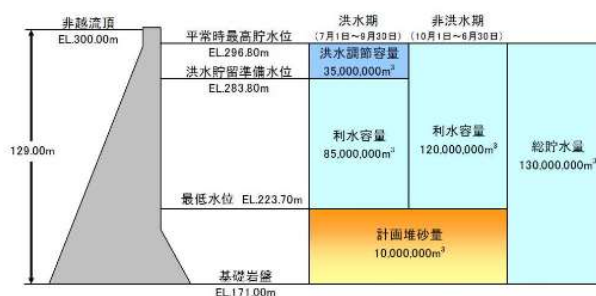
(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) [再掲 1-1]

- ・ 大規模災害時の混乱した状況下では、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化や手段の多様化が必要である。

(下久保ダムの防災対策及び連絡体制の強化)

- ・ ダムの決壊や異常洪水時防災操作（ただし書き操作）による下流域の被害発生を防止するとともに、洪水時のダムによる治水能力を向上するため、洪水期における更なる有効貯水容量（現35,000,000m³）の確保、あわせてこれまでと同様に堆積土砂の搬出をダム管理者へ要望する必要がある。

また、上記操作による災害発生切迫時において、町が避難情報の発令等の時機を失することなく実施できるよう、ダム管理者と町との間における緊密な連絡体制の確保をより一層強化する必要がある。



(写真・図) 下久保ダムホームページ

(一級河川神流川の適切な維持管理)

- ・ 国及び県が管理している一級河川神流川は、堤防決壊時の被害は甚大なものとなる。しかしながら、一部流下阻害となる樹木の繁茂が確認できるため、河川管理者に対しこれらの除去を要望する必要がある。

(町内河川の治水対策)

- ・ 町管理河川（準用河川・普通河川）について、浸水被害の軽減を図るため、浚渫、樹木伐採、あわせて老朽化した護岸修繕を計画的に実施する必要がある。

特に準用河川金鑽川は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により越水し、新里地区で浸水被害が生じたことから、流域内の治水安全度の向上を早期に図る必要がある。



<砂防堰堤の土砂堆積状況>



<河川の土砂堆積状況>

(連携強化) [再掲 1-1]

- ・ 関係機関（県、自衛隊、警察、消防・自主防災組織等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要がある。

(防災訓練の実施) [再掲 1-1]

- ・ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(避難・救助活動に伴う資機材の確保)

- ・ 一級河川神流川の決壊時には、大規模な冠水が生じることから、避難や救助活動に伴う資機材を確保する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、道路沿いの建築物の倒壊等により、通行に支障があることが想定されることから、救助活動等の機動性を確保する必要がある。

取組方針

- 関係機関との連携強化 [再掲 1-1]
- 洪水ハザードマップの更新・周知
- 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 [再掲 1-1]
- 下久保ダムの有効貯水容量の確保の強化 【要望】
- 一級河川神流川の適切な維持管理 【要望】
- 避難・救助活動に伴う資機材の確保
- 町管理河川の治水対策の強化
- 避難路確保のための道路整備の推進

強靱化へ向けた主な行動

(関係機関との連携強化) [再掲 1-1]

- ・ 関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る。

(洪水ハザードマップの更新・周知)

- ・ 現在の洪水ハザードマップについて、平成 27 年度の水防法の改正による「想定し得る最大規模の降雨」に反映させているが、国の動向を注視し、必要に応じて適宜更新を行い町民へ速やかな周知を図る。

(防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達) [再掲 1-1]

- ・ 災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線について、適切に運用する。
- ・ 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となる。

本町では、既に複数の情報伝達手段を構築しているが、これらの情報伝達手段の周知及び登録の呼びかけを図る。

また、テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

特に、浸水想定区域内に避難行動要支援者施設があることから、確実な連絡体制を構築する。

- ・ 的確な情報を周知・伝達するため、現在保有しているドローン等を活用することで遠隔地の情報収集が可能なことから、積極的に活用する。

浸水想定区域内にある避難行動要支援者施設

名 称	所 在 地
グループホームゆうゆう倶楽部	神川町大字肥土 220

(下久保ダムの有効貯水容量の確保の強化)【要望】

- ・ 毎年度実施している洪水調節容量を阻害している堆積土砂の搬出の継続実施についてダム管理者へ引き続き要望する。

(一級河川神流川の適切な維持管理)【要望】

- ・ 定期的な堤防の除草、護岸の修繕、また洪水時の流下阻害となっている樹木伐採等の更なる促進を国・県へ要望する。

(避難・救助活動に伴う資機材の確保)

- ・ 一級河川神流川の決壊時には、大規模な冠水が生じることから、避難や救助活動に伴う資機材を各地区及び防災倉庫等に常備する。

(町管理河川の治水対策の強化)

- ・ 準用河川金鑽川については、度重なる洪水による越水被害が生じていることから、治水対策を実施し、流域の治水安全度の向上を図る。



<金鑽川護岸修繕・令和2年度>

- ・ 河積阻害となっている河川の浚渫及び樹木による治水安全度の低下を防ぐため、適切な河川の維持管理に努める。



＜普通河川とすらく坊沢樹木伐採・令和2年度＞

（避難路確保のための道路整備の推進）

- 道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、町道の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。



＜町道 5180 号線・令和2年度＞



＜町道 1-4 号線・令和元年度＞

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
—	—	—

1-3	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）	
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課	
（発生する事態の具体的状況の例）		
<p>災害の発生による地盤の緩み等に伴い、主に矢納、上阿久原、下阿久原及び渡瀬地区において、道路法面の崩落、地すべり、急傾斜地等の崩壊が発生する。これにより家屋等が押しつぶされ、死者・負傷者が発生する。また、土砂等が河川、沢へ流入することで土石流が発生し、さらに多くの家屋等を破壊し、死者・負傷者が発生する。</p>		
評価結果		
（土砂災害対策）		
<ul style="list-style-type: none"> 町内で指定されている急傾斜地崩落危険区域、土砂災害警戒区域（土石流・地すべり） 		

について、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を県へ要望する必要がある。

- ・ 土砂災害の発生時においては、町民の安全を確保するとともに、避難のための道路や被災者を一時収容するための安全な場所を確保しておく必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- ・ 各災害別に対応した警戒区域の指定やハザードマップの更新、避難計画及び防災訓練等のソフト面の対策について、連携強化を図る必要がある。
- ・ 避難行動要支援者への支援体制が必要である。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) [再掲 1-1、1-2]

- ・ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化や手段の多様化が必要である。

(サポート体制の構築)

- ・ 本町は、土砂災害に関する専門職員がいないことから、警戒区域内の町民から相談を受けた際の適切なサポートができない状態にあるため、国・県と連携したサポート体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) [再掲 1-1、1-2]

- ・ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

取組方針

- 急傾斜地対策事業等の整備促進 【要望】
- 地すべり対策事業の整備促進 【要望】
- 砂防指定地の適切な維持管理
- 関係機関との連携強化 [再掲 1-1、1-2]
- 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 [再掲 1-1、1-2]
- 要配慮者の避難確保
- サポート体制の構築
- 避難路確保のための道路整備の推進 [再掲 1-2]

強靱化へ向けた主な行動

(急傾斜地対策事業等の整備促進)【要望】

- ・ 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進について県に対して要望していく。

(地すべり対策事業の整備促進)【要望】

- ・ 影響の大きい譲原地区の対策については、引き続き「譲原地すべり国直轄整備既成同盟会」を通じて国へ要望する。

(砂防指定地の適切な維持管理)

- ・ 砂防堰堤等の堆積土砂の除去は、適宜行い適切な維持管理に努める。

(関係機関との連携強化) [再掲 1-1、1-2]

- ・ 関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) [再掲 1-1、1-2]

- ・ 大規模災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線について、適切に運用する。
- ・ 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となる。
本町では、既に複数の情報伝達手段を構築しているが、これらの情報伝達手段の周知及び登録の呼びかけを図る。
また、テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。
- ・ 的確な情報を周知・伝達するため、現在保有しているドローン等を活用することで遠隔地の情報収集が可能なことから、積極的に活用する。

(要配慮者の避難確保)

- ・ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(サポート体制の構築)

- ・ 土砂災害警戒区域内の町民から相談を受けた際について、国・県と連携したサポート体制を構築する。

(避難路確保のための道路整備の推進) [再掲 1-2]

- ・ 道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、国や県と連携し、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
災害時避難行動要支援者登録数	229 人	280 人

1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他 (土砂災害)	
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課	
(発生する事態の具体的状況の例)		
本庁舎及び神泉総合支所など災害時拠点施設の被災や情報通信の集中・途絶により、災害情報の収集機能が低下する。これにより、災害対応に必要な情報が集められなくなり、避難指示等に遅れが発生する。テレビ、ラジオ等からの情報の正確性が低下する。町民に重要な情報が届かずに避難開始が遅れ、多くの要救助者・行方不明者が発生する。		
評価結果		
(連携強化) [再掲 1-1、1-2]		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要がある。 		
(救助・捜索活動の停滞)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部が機能するよう体制の強化を図る必要がある。 ・ 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要である。 		
取組方針		

- 関係機関との連携強化 [再掲 1-1、1-2、1-3]
- 消防団活動の充実 [再掲 1-1]
- 自主防災組織の編成と充実 [再掲 1-1]
- 災害対策本部の強化
- 応援体制の確保

強靱化へ向けた主な行動

(関係機関との連携強化) [再掲 1-1、1-2、1-3]

- ・ 関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る。

(消防団活動の充実) [再掲 1-1]

- ・ 団員の確保と実用的な消防設備等の更新、効果的な消防団活動を行うための班編成の見直しを適宜行う。
- ・ 「神川町消防団協力隊設置要綱」に基づいた隊員の確保に努める。

(自主防災組織の編成と充実) [再掲 1-1]

- ・ 町民と行政が連携した対応が可能になるよう、自主防災組織の「神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱」に基づいた設立支援と充実を図る。

(災害対策本部の強化)

- ・ 災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源及び人的資源の確保を進める。

(応援体制の確保)

- ・ 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業、団体等との災害時応援協定の締結を一層進めていく。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
消防団員の定員充足率	92%	100%
自主防災組織数 [再掲 1-1]	8 団体	10 団体
防災メールサービス登録件数	1,441 件	2,000 件
神川町消防団協力隊員数	14 人 (R2)	25 人
災害時の相互応援協定数	4 団体	7 団体

行動目標 2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
---------------	-----------------------------

2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
------------	------------------------------

事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）
--------------	-----------------------

担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
-----	---

（発生する事態の具体的状況の例）

避難開始の遅れ等により多くの要救助者・行方不明者が発生し、救助・捜索活動が大量に発生する。加えて、被災した消防・警察施設の復旧や火災の消火活動に人員を割くことが必要となる。救助・捜索活動を行う人員が不足し、救助・捜索活動が遅延する。

評価結果

- （受援体制）**
- 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要である。
- （救助・捜索活動の停滞）**
- 災害対策本部が機能するよう体制の強化を図る必要がある。
 - 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要である。
- （円滑な救助活動のための道路整備）**
- 救助活動に支障をきたさない町内道路整備が必要である。

取組方針

- 受援体制の強化
- 消防団活動の充実 [再掲 1-1、1-4]
- 自主防災組織の編成と充実 [再掲 1-1、1-4]
- 救助活動（避難路）確保のための道路整備の推進 [再掲 1-2、1-3]

強靱化へ向けた主な行動

- （受援体制の強化）**
- 災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結自治体と定期的な協定内容を確認するとともに、応援職員が円滑に業務を実施できるようにマニュアルの充実に努める。
- （消防団活動の充実） [再掲 1-1、1-4]**
- 団員の確保と実用的な消防設備等の更新、効果的な消防団活動を行うための班編成の見直しを適宜行う。
 - 「神川町消防団協力隊設置要綱」に基づいた隊員の確保に努める。
- （自主防災組織の編成と充実） [再掲 1-1、1-4]**
- 町民と行政が連携した対応が可能になるよう、自主防災組織の「神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱」に基づいた設立支援の充実に努める。
- （救助活動（避難路）確保のための道路整備の推進） [再掲 1-2、1-3]**
- 道路の浸水や崩落、交通渋滞等に救助活動の遅れを防止するため、国や県と連携し、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
○ 消防団員の定員充足率 [再掲 1-4]	92%	100%
○ 自主防災組織数 [再掲 1-4]	8 団体	10 団体
○ 神川町消防団協力隊員数 [再掲 1-4]	14 人 (R2)	25 人

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他 (土砂災害)
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
(発生する事態の具体的状況の例)	
<p>児玉郡市内の医療機関自身の被災により医療活動に必要な資源を喪失し、入院患者の診療確保に精一杯となり、地域の患者に医療を提供することができなくなる。患者搬送手段の不足等により、入院患者を被害の少ない医療機関に転院させることができなくなる。また、医薬品・衛生材料の喪失、下水道の使用不能により、医療機関内部の衛生状態が悪化し、感染症発生の危険性が高まる。これに加え、火災等による負傷者が大量発生し、被災医療機関に治療を求めて集まってくる。</p>	
評価結果	
(医療救護体制の確保)	
<ul style="list-style-type: none"> 町内医療機関は、救急指定病院がなく、4つの医院と5つの歯科医院のみであるため、平時より町外（児玉郡市及び群馬県藤岡市等）に依存している状況にある。 大規模災害時、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、県及び医療機関等関係機関と連携し、平時から初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る必要がある。 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実働機関のヘリコプターの効率的な運用が必要である。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動の体制整備 ○ 救急搬送体制の充実 	
強靱化へ向けた主な行動	
(医療救護活動の体制整備)	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県や一般社団法人本庄市児玉郡医師会及び本庄市児玉郡歯科医師会と連携体制の強化に取り組む。 災害時の医療救護活動に関し締結している協定による救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。 	
(救急搬送体制の充実)	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の医療が迅速かつ適切に確保されるよう、「埼玉県地域保健医療計画」との整合を図りながら、児玉第二次救急医療圏内（本庄市・上里町・美里町・<u>神川町</u>）及び更なる 	

<p>広域的な救急搬送体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児玉郡市広域消防本部による消防救急業務の充実に努める。 ・ 平時より救急車の適正利用とあわせて、緊急性の低い患者を搬送できる「認定患者等搬送事業者」を活用するよう周知に努める。 		
指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
—	—	—

2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
<p>（発生する事態の具体的状況の例）</p> <p>被災によりエネルギーを供給する電気・ガスが停止する。上下水道施設が損壊し、水道水の供給や下水処理ができない状態となる。エネルギーと水を利用して、食品や食器などの衛生確保に必要な物品の高温での殺菌ができなくなる。家屋の倒壊等により災害廃棄物が発生に伴い、有害物質を含む粉塵の飛散が継続する。この状態が続くことにより、感染症の大規模発生の可能性が高まる程度まで地域の衛生状態が悪化する。</p>	
評価結果	
<p>（生活用水の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。 <p>（衛生状態の悪化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心と人身の安定・保護のため、関係機関と連携して、保健衛生対策、動物の管理等の的確な実施を図る必要がある。 <p>（生活ごみの適正処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地域の衛生状態を維持するため、児玉郡市広域市町村圏組合の小山川クリーンセンターが被害を受けた場合においても生活ごみの適正処理が行われるよう、「一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定」を基本とし、更なる広域的な連携強化に向けて児玉郡市等の関係機関と調整を進める必要がある。 <p>（災害備蓄品等の適切な配布計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害備蓄品及び民間企業との応援協定に伴う災害後に供給された物資について、適切に町民へ速やかに配布できる体制を構築する必要がある。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活用水の確保 ○ 避難所の保健衛生・健康対策 ○ 生活ごみの適正な処理 ○ 災害協定の強化 ○ 災害備蓄品等の適切な配布計画 	

強靱化へ向けた主な行動

(生活用水の確保)

- ・ 災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、「神川町災害時協力井戸登録、設置及び管理に関する要綱」に基づき、町民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。
- ・ 大規模災害発生から水道供給再開までの期間における給水車の確保を確実にできるよう事業者と協定締結を図る。
- ・ 学校のプールの利用について、施設管理者と事前に協議を行い、生活用水の確保の備えを促進する。
- ・ 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）、また雨水を活用した貯水タンクの設置など、生活用水の確保について啓発を行う。



(写真) 埼玉県ホームページ

(避難所等の保健衛生・健康対策)

- ・ 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒予防ガイドライン」を策定し、その周知を図るとともに、避難所対応に当たる職員を対象とする研修等を実施する。
- ・ 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。
また、生活習慣病の早期発見に努めるため、年1回の特定健康診断の重要性について周知する。
- ・ 主に車中泊の避難に伴うエコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての教育の実施、また避難所における予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活ごみの適正な処理)

- ・ 災害発生時に、被災地域の衛生状態を維持するため、児玉郡市広域市町村圏組合の小山川クリーンセンターが被害を受けた場合を想定し、生活ごみの適正処理が行われるよう、更なる広域的な連携強化に向けて他市町村や関係機関等と協定書の締結に努める。

(災害備蓄品等の適切な配布計画)

- ・ 災害備蓄品及び民間企業と応援協定に伴う災害後に供給された物資について、事前に物資配布計画書を作成する。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
特定健康診断受診率	39.9%	60.0%
災害時における感染症・食中毒予防ガイドラインの策定	未策定	策定
廃棄物処理に係る協定書の締結	未締結	締結
災害時における物資配布計画書の作成	未作成	作成

2-4 被災地における感染症等の大規模発生	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
（発生する事態の具体的状況の例）	
災害の発生により、上下水道の稼働が停止し、地域の衛生状態が悪化することで、感染症等が避難所を中心に大規模に発生する。	
評価結果	
（新たな感染症への備え）	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時、新型ウィルス等による感染症が発生した場合に備え、平時から被害を最小限に抑える対策を講じる必要がある。 	
（避難所等の保健衛生・健康対策や感染防止対策）	
<ul style="list-style-type: none"> 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策や感染防止対策を講じる必要がある。 避難所の設置にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、自宅に留まる在宅避難、感染予防に必要な備蓄及び持参、事前の健康管理を町民へ周知するとともに、避難所運営の体制を適宜見直す必要がある。 	
（生活用水の確保） [再掲2-3]	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の発生・まん延防止 ○ 新たな感染症への備え ○ 避難所等の保健衛生・健康対策や感染防止対策 ○ 生活用水の確保 [再掲2-3] ○ 新たな感染症に伴う避難所体制の見直し 	
強靱化へ向けた主な行動	
（感染症の発生・まん延防止）	
<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種や健康診断の受診等を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、防疫対策に取り組む。 	

(新たな感染症への備え)

- ・ 大規模災害時、新型ウィルス等による感染症が発生した場合、被害を最小限に抑えるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた「神川町新型インフルエンザ等行動計画」の見直しを適宜行う。

(避難所等の保健衛生・健康対策や感染防止対策) [再掲2-3]

- ・ 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒予防ガイドライン」を策定し、その周知を図るとともに、避難所対応に当たる職員を対象とする研修等を実施する。

(生活水の確保) [再掲2-3]

- ・ 大規模災害時にトイレ等の生活水を確保するため、町民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを促進する。

(新たな感染症に伴う避難所体制の見直し)

- ・ 有効なワクチンの供給が開始されるまでの間は、避難所の開設にあたり、ソーシャルディスタンスが図られるよう避難所体制を見直すとともに、各施設の受入れ人数を適宜検討する。
- ・ 自宅に留まる在宅避難、避難所を利用する場合の個々の感染症対策、自身の健康管理など町民に対し、周知を徹底する。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
災害時における感染症・食中毒予防ガイドラインの策定	未策定	策定

行動目標 3**交通ネットワーク、情報通信機能を確保する****3-1 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態****3-2 物資の輸送が長期間停止する事態**

事態を引き起こす想定災害 **地震**・**洪水**・**竜巻**・大雪・その他（ ）

担当課 総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・**防災環境課**・保険健康課・経済観光課・**建設課**・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課

(発生する事態の具体的状況の例)

地震の発生により停電し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機はすべて滅灯する。無秩序に走行する車等により多重衝突事故の発生や沿道に放置された車両により、道路が通行できない状態が発生する。

一級河川神流川の洪水により河川区域から流出した水で道路が水没し、道路の走行ができない事態が発生する。

災害の発生により、関越自動車道をはじめ県内の高速道路等が通行止めとなる。JR八高線は、安全確認のため、全面的に運行を停止する。鉄道・道路施設の大規模損壊、冠水、瓦礫による閉塞が発生した区間については、通行・運行の再開のめどが立たず、物資が輸送できない事態が長期化する。

評価結果**(信号機の全面停止による重大交通事故の多発)**

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

(電源の確保)

- ・ 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、関係機関が設置している非常用発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。また、平時から電力会社との連携を密にし、災害時に必要な対応が図られるよう体制を整備する必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

- ・ 被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

(物資の輸送ルート確保)

- ・ 避難、受援及び輸送の影響を最小限とするため、交通インフラを強化し、複数のルートを確保する必要がある。
- ・ 緊急輸送道路における橋梁の耐震化、洪水、土砂災害対策等の防災対策を着実に推進する必要がある。
- ・ 「神川町地域防災計画」では、神川町防災ヘリポートとして、神川ゆ〜ゆ〜ランド内の「神川町営グラウンド」が物資輸送拠点として位置づけされていることから、アクセス道である町道 5180 号線の地方創生整備推進交付金事業を早期に完了させる必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の構築・強化)

- ・ 町の備蓄物資や受援物資の備蓄(一時保管を含む。)場所、搬出入及び適正かつ迅速な配布方法について、町として職員に明示すべき業務実施要領を整備する必要がある。また、家庭や企業等においては、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進

するため啓発活動に取り組む必要がある。

- ・ 被災町民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や事業者等との協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要がある。
- ・ 災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

取組方針

- 信号機電源負荷装置の整備の推進 **【要望】**
- 家庭内における備蓄の促進
- 物資の輸送ルート確保のための道路整備
- 防災ヘリポートの代替え箇所の検討
- 物資の供給体制の強化

強靱化へ向けた主な行動

(信号機電源負荷装置の整備の推進)【要望】

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、県警に対し、第1次及び第2次緊急輸送道路における信号機電源付加装置の整備等を要望する。
- ・ 非常用電源の燃料が枯渇しないよう、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。



(家庭内における備蓄の促進)

- ・ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(物資の輸送ルート確保のための道路整備)

- ・ 物資の輸送ルートを確保するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。
- ・ 神川町営グラウンドが物資輸送拠点として位置づけされていることから、アクセス道である町道5180号線の地方創生整備推進交付金事業を早期に完了させる。

(防災ヘリポートの代替え箇所の検討)

- ・ 神川町営グラウンドは、洪水ハザードマップにおいて、浸水エリア内にあるため、防災ヘリポートの代替え箇所を検討する。

(物資の供給体制の強化)

- ・ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水、段ボール製簡易ベッド等の提供に係る協定を締結している。これらの協定締結者と平時から連携体制の強化を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

また、供給体制の多重化を図るため、更なる物資の供給に関する相手先を確保する。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
物資の供給に関する協定数	4事業者	7事業者

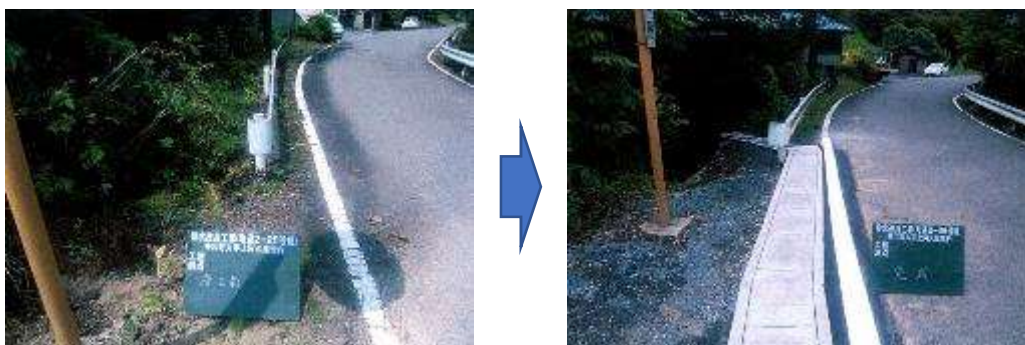
3-3	孤立集落が発生する事態
事態を引き起こす想定災害 地震 ・洪水・竜巻・ 大雪 ・ その他 （土砂災害）	
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
（発生する事態の具体的状況の例）	
主に矢納地区において、土砂災害により、他の集落への移動、集落内への物資の輸送ができなくなり、集落が孤立する。情報通信の途絶により集落外と連絡も取れない状態となる。	
評価結果	
（町道、林道における防災対策の推進）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部の矢納、上阿久原及び下阿久原地区においては、道路の寸断による孤立集落が発生する恐れがある。 ・ 道路の寸断の原因となる、既設の積みブロック、石積み等の崩壊を防止するためには、早期の損傷の発見が重要であるため、道路パトロールを強化する必要がある。 ・ 積みブロック等の対策がされていない危険箇所は、法面对策等の防災対策工事を推進する必要がある。 ・ 町管理の橋梁については、「神川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕に着手しているが、定期点検において健全度判定区分が III 以上の結果の場合は、補修工事を速やかに実施する必要がある。 ・ 生活道路（住宅から避難路までの道路）である町道及び林道の日常点検や維持管理を適正に行うことが重要である。 	
（避難勧告等の適切な発令） [再掲 1-1、1-2]	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、本町は避難勧告を適切に発令する必要がある。 ・ 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。 	
（自主防災組織や地域コミュニティの強化）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画に基づいた橋梁修繕の確実な実施 ○ 道路パトロールの強化 ○ 避難路確保のための道路整備の推進 [再掲 1-1、1-2] ○ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 [再掲 1-1、1-2、1-3] ○ 地域コミュニティの維持 ○ 自主防災組織の編成と充実 [再掲 1-1、1-4] 	
強靱化へ向けた主な行動	
（長寿命化計画に基づいた橋梁修繕の確実な実施）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「神川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、確実に修繕を実施し、予防保全型のメンテナンスを徹底し、災害時における落橋等の未然防止を図る。 	

(道路パトロールの強化)

- 道路パトロールを強化し、修繕箇所の早期発見に努める。また、ICT の活用による道路パトロールの効率化を推進する。

(避難路確保のための道路整備の推進)

- 道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、町道の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。 [再掲 1-2、1-3]
- 山間部の上阿久原、下阿久原及び矢納地区については、重点的に排水改良、法面对策等を実施し、集落孤立化の防止を図る。



<町道 2-26 号線・令和元年度>

(防災情報等の迅速かつ確な周知・伝達) [再掲 1-1、1-2、1-3]

- 大規模災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線について、適切に運用する。
- 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となる。

本町では、既に複数の情報伝達手段を構築しているが、これらの情報伝達手段の周知及び登録の呼びかけを図る。

また、テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、SNS 等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

- 的確な情報を周知・伝達するため、現在保有しているドローン等を活用することで遠隔地の情報収集が可能なことから、積極的に活用する。

(地域コミュニティの維持)

- 災害発生により孤立集落が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、町民が主体となって行う地域コミュニティの維持の取組や社会福祉協議会と連携した高齢者や障害者の見守り体制の構築等について支援する。

(自主防災組織の編成と充実) [再掲 1-1、1-4]

- 町民と行政が連携した対応が可能になるよう、自主防災組織の「神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱」に基づいた設立支援と充実を図る。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
自主防災組織数 [再掲 1-1、1-4]	8 団体	10 団体

3-4	情報通信が集中・途絶する事態 情報の正確性の低下により、誤った情報が拡散する事態
事態を引き起こす想定災害	地震 ・ 洪水 ・ 竜巻 ・ 大雪 ・ その他 （土砂災害）
担当課	<small>総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課</small>
<p>（発生する事態の具体的状況の例）</p> <p>災害に伴う停電により、電話交換局や基地局に電気が供給されず、地区単位で情報通信が利用できなくなる。道路の沿道の電柱の倒壊により、電話線が断絶し、基地局までの通信もできなくなる。この状況の中、家族の安否確認などの通信需要が増加し、通信要求過多となり通信が成立しにくくなる。</p> <p>災害に伴う停電等により、固定電話、携帯電話などによる情報通信が地区単位で途絶する。これにより、被害等の地区の情報を正確に伝達できない状況になる。停電等によりテレビ、ラジオの放送も受信できず、必要な情報の入手ができない状況になる。正しい情報が入手できず、根拠のない誤った情報が拡散してしまう。</p>	
評価結果	
<p>（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。 ・ 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、埼玉県防災情報システムの運用により、県と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。 <p>（避難勧告等の適切な発令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発令する必要がある。 [再掲 1-1] ・ 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。 [再掲 1-2] ・ 避難行動要支援者への支援体制が必要である。 <p>（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達） [再掲 1-1、1-2、1-3、3-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化や手段の多様化が必要である。 <p>（防災教育の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育の推進に向けて、関係機関と連携し、多様な人材育成を図る必要がある。 ・ 学校教育においては、防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、より一層の効果的な取組みを行う必要がある。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民への適切な情報提供 ○ 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 [再掲 1-1、1-2、1-3、3-3] ○ 要配慮者の避難確保 [再掲 1-3] 	

○ 防災教育の推進

強靱化へ向けた主な行動

(町民への適切な情報提供)

- ・ 被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報することとし、その手段として、防災行政無線、広報車、戸別訪問、インターネット（SNS）等、その他チラシなどの広報手段により情報提供を行う。

(防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達) [再掲 1-1、1-2、1-3、3-3]

- ・ 災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線について、適切に運用する。
- ・ 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となる。

本町では、既に複数の情報伝達手段を構築しているが、これらの情報伝達手段の周知及び登録の呼びかけを図る。

また、テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

- ・ 的確な情報を周知・伝達するため、現在保有しているドローン等を活用することで遠隔地の情報収集が可能なことから、積極的に活用する。

(要配慮者の避難確保) [再掲 1-3]

- ・ 要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(防災教育の推進)

- ・ 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る。
- ・ 多目的交流施設内にある防災関連事業の常設展示ブースの充実を図り、町民に対し防災意識の向上を促す。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
災害時避難行動要支援者登録個別台帳の作成 (避難支援プラン個別計画)	229 人	280 人

行動目標 4	必要不可欠な行政機能を確保する
---------------	------------------------

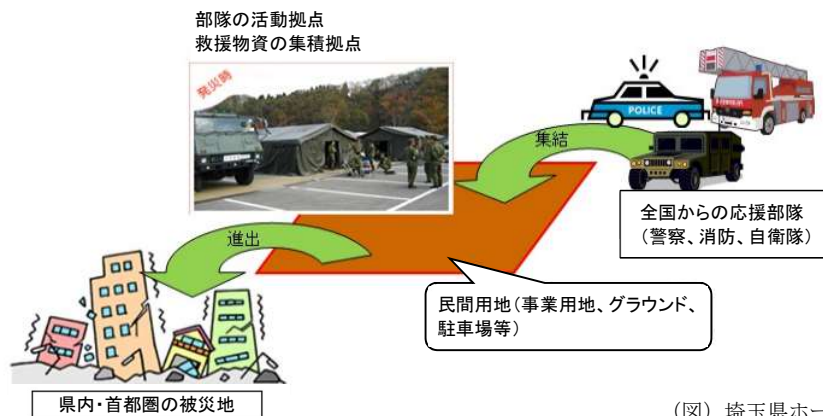
4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）
担当課	全 庁
<p>（発生する事態の具体的状況の例）</p> <p>役場職員に死傷者が発生し、業務を継続できず、行政機能が低下する。建築物の倒壊等により道路が閉塞し、職員が出勤できず、また、物資搬送に遅延が生じる。ライフラインの途絶などにより衛生状態を確保できない状態となる。</p> <p>このような状態が複合的に発生し、応急対応のための行政需要が大量に発生する。</p>	
評価結果	
<p>（行政機能の保持）</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務継続に必要な通信機能を維持するため、非常用電源及び燃料の確保が必要である。 情報の共有化を図るためのシステム整備や通信整備の充実が必要である。 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりの強化が必要である。 地域防災計画や業務継続計画（BCP）を適宜見直すことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要がある。 <p>（災害対策本部運営体制の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員災害時対応マニュアルを作成し、災害時の詳細計画を定めているが、今後は全庁的に定期的な訓練を実施し、災害対応マニュアルの充実を図る必要がある。 災害対策活動拠点となる役場本庁舎は、機能を十分果たすことができるよう、迅速な初動体制を確立し、通信手段の整備充実など、必要な整備を図る必要がある。 「神川町地域防災計画」で物資備蓄拠点に位置付けられている神泉総合支所（建築年 S46 年）は、現在の耐震性能が確保されておらず、近年建物の老朽化が著しい。「神川町公共施設再配置計画」において、集約・複合化を今後検討することになっていることから、早急に検討する必要がある。 町庁舎そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災の影響による機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の強化 ○ 県内市町村及び県からの応援体制の確保 ○ 災害備蓄品の充実 ○ 応急対応に必要な非常用電源等の確保 ○ 防災訓練の実施 ○ 救助活動（避難路）確保のための道路整備の推進 [再掲 1-2、1-3、3-3] 	
強靱化へ向けた主な行動	

(災害対策本部の強化)

- ・ 災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、実践的な防災体制を維持できるように庁舎、物的資源及び人的資源の確保を進める。
- ・ 神泉総合支所については、耐震化または近隣の耐震性能を有している施設に移設等を含め、早急に検討を行う。
- ・ 災害時による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化や遠隔地でのバックアップ、サーバ等の代替機器の確保などを検討する。
- ・ 県では、首都圏大規模災害時において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保することを計画している。

現在、県内に7箇所の候補地のうち1箇所は、神川町・上里町に（株）ジョイアス・フーズ）あることから、これらの広域支援拠点を活用できるよう関係機関と調整する。

【応援拠点イメージ】



(図) 埼玉県ホームページ

(県内市町村及び県からの応援体制の確保)

- ・ 町が機能を喪失した場合、被災地以外の市町村及び県からの職員派遣が実施できるよう事前調整する。
- ・ 大規模災害時には、国土交通省の TEC-FORCE を積極的に活用する。

(災害備蓄品の充実)

- ・ 応急対応に必要な非常用電源等の確保をはじめとする災害備蓄品の充実を図る。
- ・ 「神川町地域防災計画」で想定している本町の想定避難者人口に必要な食料及び生活必需品の備蓄を促進する。

(防災訓練の実施)

- ・ 関係機関が連携した総合的な防災訓練の実施計画の策定及び実施を推進することで、高齢者や障害者及び要援護者に対する支援・協力体制の充実及と防災意識の向上を図る。

(救助活動（避難路）確保のための道路整備の推進） [再掲 1-2、1-3、3-3]

- ・ 道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、町道の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
神泉総合支所の耐震化（支所機能の移設を含む）	未	済

行動目標5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
--------------	--------------------------------------

5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
事態を引き起こす想定災害	地震 ・ 洪水 ・竜巻・ 大雪 ・ その他 （土砂災害）
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・ 防災環境課 ・保険健康課・経済観光課・ 建設課 ・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
（発生する事態の具体的状況の例）	
食料など備蓄品が底をつくが、物資が届かず、食料や日用品など生活に必要な物資が不足する。移動・輸送のための燃料も不足する。	
評価結果	
（相互応援体制の確立）	
<ul style="list-style-type: none"> 町の対応能力を大きく超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに県との協力体制を平常時から確立する必要がある。 	
（受入れ体制）	
<ul style="list-style-type: none"> 物資等を円滑に受援できる体制を整備するとともに、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立、また避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める必要がある。 	
（食料・医薬品等の計画的な備蓄）	
<ul style="list-style-type: none"> 計画的な現物備蓄の促進や事業者等と協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材をより一層確保する必要がある。 災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を確保する必要がある。 	
（家庭における備蓄）	
<ul style="list-style-type: none"> 近年の全国各地で発生している大規模災害を受け、各家庭における食料の備蓄等の必要性については、周知されているが、より一層の促進が必要である。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備 ○ 県・他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備 ○ 医薬品の供給体制及び備蓄の促進 ○ 家庭内における備蓄の促進 [再掲 3-2] 	
強靱化へ向けた主な行動	
（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を更に増やすことを検討し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。 	
（県・他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、県との連携を強化するとともに、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」のほか他県の自治体と災害協定を締結するなど、供給体制の強化 	

を図る。

(医薬品の供給体制及び備蓄の促進)

- 「本庄市児玉郡医師会」及び「本庄市児玉郡歯科医師会」とは、医療活動に関する協定を締結しているが、医薬品の備蓄についても検討し、協定内容の充実を図る。

(家庭内における備蓄の促進) [再掲 3-2]

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
医療品備蓄に関する災害協定締結	未締結	締結

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

事態を引き起こす想定災害 地震・洪水・竜巻・大雪・その他 ()

担当課 総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課

(発生する事態の具体的状況の例)

災害により、発電所・送配電設備が被害を受け、発電・送配電を停止し、多くの施設・家屋で停電が発生する。

災害により、LPガスを供給する施設が被害を受け、ガスが供給できなくなる。

評価結果

(電力供給の途絶)

- 大規模災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、町民生活に大きな影響を及ぼすことから、平時から電力会社との連携を密にし、災害時に必要な対応が図られるよう体制を整備する必要がある。
- 県が発表している「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では、関東平野北西縁断層帯地震の発生直後において、町内の停電率が100%と想定されている。

このため、早期に復旧できるよう、「神川町建設業組合」、「埼玉県電気工事組合」及び「埼玉県建設業協会児玉支部」とは、災害時における応急工事等の災害協定を締結しているが、より一層の連携体制の強化が必要である。

(輸送路の確保)

- 災害時における石油類燃料やLPガス等の輸送路確保のため、道路の機能保全が求められることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。

取組方針

- 代替エネルギーの確保
- 燃料供給体制の構築
- エネルギー輸送路の防災対策

強靱化へ向けた主な行動

(代替エネルギーの確保)

- 電力供給が途絶した場合に備えて、太陽光発電を災害対策本部となる本庁舎には既に庁

舎建設時に導入済であるが、その他の町有施設においても導入を検討する。

- ・ 一時避難所となる町内の公園は、電力が機能停止しても被災者への炊き出し等が実施できるように、災害対応を考慮した整備を検討する。
- ・ 避難している町民の情報通信機能の電力を確保するため、避難所ごとに電源（発電機及び燃料）の確保を検討する。

（燃料供給体制の構築）

- ・ 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、埼玉ひびきの農業協同組合と締結している「災害時における物資供給等の協力に関する協定」のほか、協定先の多重化を図る。また、これらの協定等が災害時において確実に機能するように、平時から連絡体制を密にする。
- ・ 大規模災害時、民間給油施設が利用できない状況下において、迅速な救助活動を実施するため、関係機関と連携して燃料の備蓄に取り組む。

（エネルギー輸送道路の防災対策）

- ・ 国や県と連携し、道路（林道等含む）の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁の耐震化、浸水が予想される箇所の道路嵩上げ等、冠水対策を進める。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
物資供給に係る災害協定の締結数	4 事業者	7 事業者

5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
（発生する事態の具体的状況の例） 災害の発生により、長期にわたって浄水場の取水ができなくなる。 災害の発生により、水道施設や電力供給系統が損傷し、水処理機能や送水機能を喪失し、長期にわたって送水できなくなる。	
評価結果	
（上水道の給水停止） <ul style="list-style-type: none"> ・ 水が住民の生命維持に必要な不可欠なものであることから、災害発生時に飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。 ・ 大規模災害時に備え、県送水管路から直接受水できる応急給水拠点について定期的な訓練を行う必要がある。 	
（応急給水体制の整備） <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道を早期復旧できるように、神川町建設業組合、埼玉県建設業協会児玉支部との災害協定を基本とした事業者間の連携及び広域的な応援体制の強化をする必要がある。 ・ 給水停止期間中の給水体制を確立する必要がある。 	
（生活用水の確保） <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保 	

を図る必要がある。

取組方針

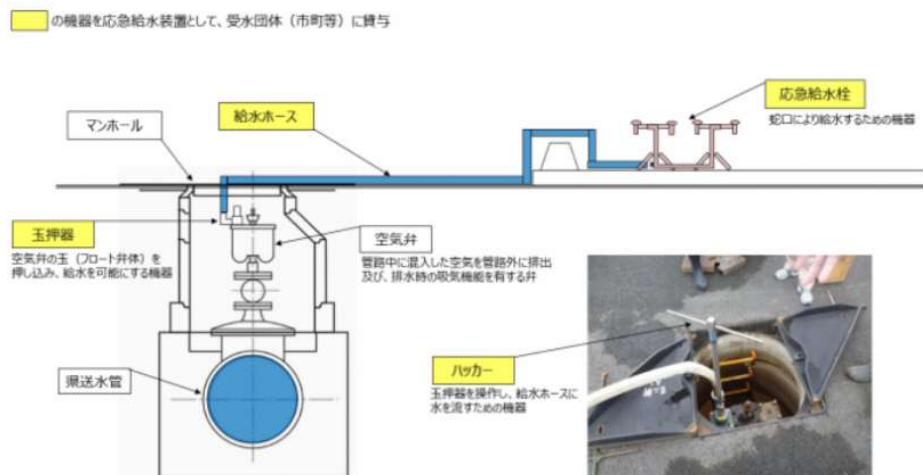
- 水道施設の更新及び水源の確保
- 水道の供給再開までの給水車の確保に伴う協定締結
- 生活用水の確保 [再掲 2-3、2-4]

強靱化へ向けた主な行動

(水道施設の更新及び水源の確保)

- ・ 石綿セメント管から耐震管への敷設替えの推進を図る。
- ・ 老朽化した施設の計画的な更新を図る。
- ・ 伏流水や浅井戸等からの水源の確保を図る。
- ・ 県送水管路から直接受水できる応急給水拠点について定期的な訓練を行い、確実な給水体制の確保を図る。

【応急給水装置の設置イメージ】



(図) 埼玉県ホームページ

(水道の供給再開までの給水車の確保に伴う協定締結) [再掲 2-3]

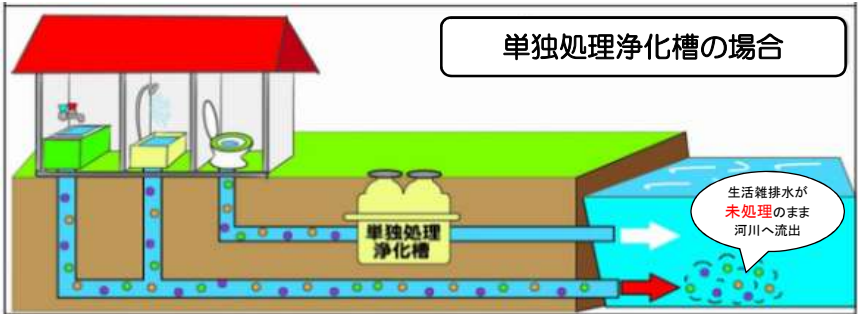

- ・ 供給再開までの期間における給水車の確保を確実にできるように事業者と協定締結を図る。

(生活用水の確保) [再掲2-3、2-4]

- ・ 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、「神川町災害時協力井戸登録、設置及び管理に関する要綱」に基づき、町民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。
- ・ 学校のプールの利用について、施設管理者と事前に協議を行い、生活用水の確保の備えを促進する。
- ・ 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保（雨水の活用）について啓発を行う。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
石綿セメント管更新率	77.0%	100%
災害時の相互応援協定書（水道事業者）の締結	未締結	締結

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
<p>(発生する事態の具体的状況の例)</p> <p>災害の発生により、処理施設が破損し、下水の処理・放流ができなくなる。下水道施設の破損や電気の供給停止により、下水を下水処理施設に流せない事態が続く、渡瀬地区に汚水が滞留する。</p>	
評価結果	
<p>(汚水処理施設の機能確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町では、特定環境保全公共下水道事業により平成 20 年度から渡瀬地区で供用開始となっている。これらの施設については、地震発生に備えて、被害を最小限にするため、下水道施設の保守点検、応急復旧のための職員配備、資材・器材等の点検、確保を行う必要がある。 大規模地震発生時に下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や、施設の破損による交通障害の発生を防止する必要がある。 下水道施設全体の今後の老朽化に対応するため、施設の長寿命化を推進する必要がある。 避難所等の仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携体制の充実、広域的な支援の要請・調整を行う必要がある。 <p>(合併浄化槽への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独浄化槽使用者に対し、合併浄化槽への転換を促進する必要がある。 	
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 20px;">  <div style="margin-left: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 単独処理浄化槽の場合 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 合併処理浄化槽の場合 </div> </div> </div>	
<p>(※平成 12 年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされた。)</p>	

取組方針		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の長寿命化計画 ○ 浄化槽の整備の促進 ○ 避難所の環境改善対策の実施 		
強靱化へ向けた主な行動		
<p>(下水道施設の長寿命化計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時に下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や施設の破損による交通障害の発生を防止するため、管路及び処理場等の施設の長寿命化に取り組む。 <p>(浄化槽の整備の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。 <p>(避難所の環境改善対策の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄してある災害用トイレについては、今後も継続して維持できるよう努めていく。 		
指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
○ 合併浄化槽の設置補助基数	932	1,200

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
<p>(発生する事態の具体的状況の例)</p> <p>災害の発生により、多数の死者・負傷者が発生し、地域にいるべき人材がいない状態になり、地域活動の担い手が不足する。電気などのエネルギーの供給や上下水道が停止し、生活に必要な機能が低下し、衛生状態も悪化する。地域活動の担い手が不足し、避難所等の生活環境が維持できず、生活環境が悪化する。</p>	
評価結果	
<p>(地域コミュニティの醸成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時には「公助の限界」があることから、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要であり、特に「共助」の基盤となる地域コミュニティの醸成が必要である。 <p>(防犯に関する意識啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に治安を維持していくためには、平時からの安全・安心な社会の実現が不可欠であることから、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域住民、事業者、警察、行政等が一体となって、安全に、安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指す必要がある。 	
取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの維持 [再掲 3-3] ○ 地域における共助の促進 	

- 自主防災組織の編成と充実 [再掲 1-1、1-4、3-3]
- 自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化

強靱化へ向けた主な行動

(地域コミュニティの維持)

- ・ 集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、町民が主体となって行う地域コミュニティの維持の取組や社会福祉協議会と連携した高齢者や障害者の見守り体制の構築等について支援する。
- ・ 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、社会福祉協議会や民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守り体制の構築を図る。

(地域における共助の促進)

- ・ 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。
- ・ 町内在住の小学校4年生から中学校2年生を対象とした「神川町ジュニア消防クラブ設置要綱」に基づいた将来の地域防災のリーダーの育成をより一層努める。

(自主防災組織の編成と充実) [再掲 1-1、1-4、3-3]

- ・ 町民と行政が連携した対応が可能になるよう、自主防災組織の「神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱」に基づいた設立支援と充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化)

- ・ 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。



指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
社会福祉協議会登録ボランティア数	186 人	400 人
社会福祉協議会登録ボランティア団体数	13 団体	15 団体
自主防災組織数 [再掲 1-1、1-4、3-3]	8 団体	10 団体
自主防犯組織数	6 団体	23 団体

行動目標 6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
---------------	--------------------------------

6-1	観光業・商工業等のあらゆる産業の被害拡大と産業の停滞する事態
------------	---------------------------------------

事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）
--------------	--------------------

担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・ 経済観光課 ・ 建設課 ・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
-----	---

(発生する事態の具体的状況の例)

災害の発生により、農地が流出・冠水により破損し、ため池等の農業基盤施設の損壊、パイプハウス等の農業用施設が損壊する。発生時に生育していた農作物が収穫できなくなる。農業用施設の損壊等により生産が継続できなくなり、農業生産力が大幅に低下する。

災害の発生により、生産設備が破損し、操業が停止する。設備が破損しなかった工場においても、材料が届かず営業を再開できない状況が継続する。営業が再開できる状態となっても、道路の寸断や旅客の輸送停止により、従業員が通勤に時間を要するため、短時間の操業・営業となり、生産力が大幅に低下する。

評価結果

(事業継続計画 (BCP) の策定)

- ・ 災害発生時の業務・事業継続のためには、各事業所において事業継続計画 (BCP) の策定が必要である。

(企業誘致の推進、企業立地の促進)

- ・ 町内産業の生産力の強化と、他地域との競争力向上につなげるため、関越自動車道本庄児玉インター、上里スマートインター及び寄居スマートインターからのアクセスの良さという立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する必要がある。

(農業の新たな担い手の確保)

- ・ 町内の主要産業である農業経営は、高齢化や担い手の減少、また国内外の産地間競争による農産物価格の低迷等により、厳しい状況にあることから事前に新たな担い手としての役割を持つ中核農家や地域リーダーを育成する必要がある。



取組方針

- 事業者の事業継続支援
- 新規就農者の確保
- 企業誘致の推進、企業立地の促進

強靱化へ向けた主な行動

(事業者の事業継続支援)

- ・ 町内事業者の災害対応力を強化するため、事業継続意識の向上に向けた啓発を強化する。
- ・ 商工会などの関係機関と事業継続に係る連携の強化を図る。
- ・ 「神川町認定農業者等支援事業補助金交付要綱」、「神川町農業後継者媒酌人報償金交付規程」に基づいた支援の促進を図る。

(新規就農者の確保)

- ・ 町内の新規就農者の確保に向け、「神川町新規就農者農業機械購入費補助金交付要綱」に基づいた支援の促進を図る。

(企業誘致の推進、企業立地の促進)

- ・ 町内産業の生産力の強化と、他地域との競争力向上につなげるため、関越自動車道本庄児玉インター、上里スマートインター及び寄居スマートインターからのアクセスの良さという立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する。

なお、企業誘致にあたり、一級河川神流川を渡河する計画の一般国道 254 号バイパスの新橋建設が重要な役割を担うことから、埼玉県及び群馬県に対し、強く要望していく。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
農業関係法人組織数	9 団体	13 団体
認定農業者数	75 人	100 人
転貸事業実施面積	438,081 m ²	500,000 m ²
新規企業誘致数	1 件 (H18～H29)	5 件

行動目標 7	二次災害を発生させない
---------------	--------------------

7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
------------	-------------------------------

事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）
--------------	--------------------

担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
-----	---

(発生する事態の具体的状況の例)

災害の発生により、消防施設も被災し、消防が機能不全となり、市街地の各所で火災が発生する。道路の閉塞により、消防車両の現場への到着に時間を要する状態となる。現場に到着しても、上水道の断水等のため十分な消火活動ができない。このような状況の中、大規模延焼が発生する可能性が高まる。

評価結果

(消火力低下)

- ・ 建物密集地など消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要である。
- ・ 地震調査研究推進本部による平成 28 年度地震被害量推計調査において、町内では火災により 18 棟の建物焼失（冬 18 時・8m/s）が想定されているが、これ以上の強風時に発生した際の被害は想定を上回る恐れがある。
- ・ 消防団の機能強化を図り地域防災力を向上させることが必要である。
- ・ 消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせ横断的に対応する必要がある。

(救護活動の場の確保)

- ・ 市街地の大規模火災の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の保全を図る必要がある。

(大規模延焼防止)

- ・ 町内の比較的住宅が密集している地区内（植竹・新里・関口・渡瀬）において、建築基準法第 42 条 2 項道路に満たない幅員 4 m 未満が多数あることから、緊急車両の通行に支障のないよう整備を進めていく必要がある。

取組方針

- 受援体制の強化 [再掲 2-1]
- 消防団活動の充実 [再掲 1-1]
- 町道の拡幅工事の推進
- 災害対応に適応した公園整備の推進
- 自主防災組織の編成と充実 [再掲 1-1]

強靱化へ向けた主な行動

(受援体制の強化) [再掲 2-1]

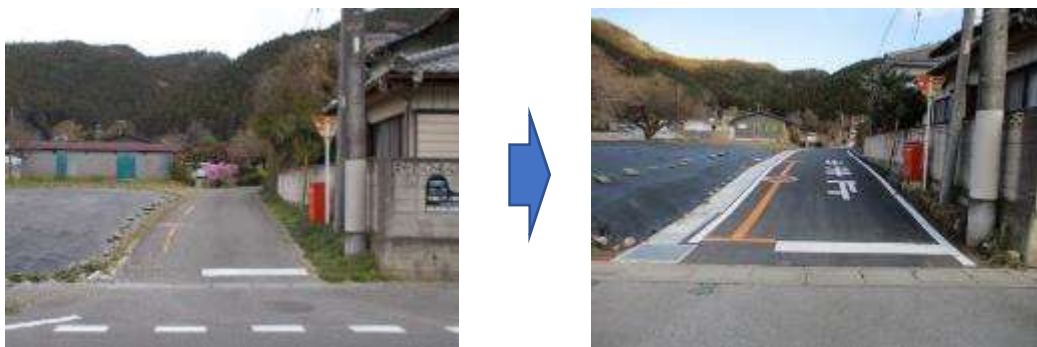
- ・ 災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっている。協定締結自治体と定期的な協定内容を確認するとともに、応援職員が円滑に業務を実施できるよう、マニュアルの充実に努める。

(消防団活動の充実) [再掲 1-1]

- ・ 団員の確保と実用的な消防設備等の更新、効果的な消防団活動を行うための班編成の見直しを図る。
- ・ 「神川町消防団協力隊設置要綱」に基づいた協力隊員の確保に努める。

(町道の拡幅工事の推進)

- ・ 緊急車両の通行に支障のないよう複数の住宅が連なっている幅員が4 m未満の道路の拡幅工事の推進を図る。



<町道 7094 号線・令和 2 年度>

(災害対応に適応した公園整備の推進)

- ・ 公園施設は災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、園内の各施設について「神川町公園長寿命化修繕計画」を策定し、適切な維持管理に努める。

また、施設更新の際は、これらの役割に適応できるよう努める。

(自主防災組織の編成と充実) [再掲 1-1、1-4、3-3、5-5]

- ・ 町民と行政が連携した対応が可能になるよう、自主防災組織の設立支援と充実を図る。
- ・ 町内在住の小学校 4 年生から中学校 2 年生を対象とした「神川町ジュニア消防クラブ設置要綱」に基づいた将来の地域防災のリーダーの育成をより一層努める。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
消防団員の定員充足率 [再掲 1-4、2-1]	92%	100%
自主防災組織数 [再掲 1-1、1-4、3-3、5-5]	8 団体	10 団体
神川町公園長寿命化修繕計画の策定 [再掲 7-1]	未策定	策定

7-2	危険物・有害物質等が流出する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他 ()	
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課	
(発生する事態の具体的状況の例)		
工場や事業者等の危険物・有害物質の貯蔵施設が損壊し、危険物・有害物質が流出する。流出により二次災害の可能性が高まる。		
評価結果		
(危険物施設等の災害に備えた体制強化)		

<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。 <p>(有害物質の流出対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国、県等の関係機関と連携して対応する必要がある。 		
取組方針		
<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 ○水質事故マニュアルの策定 		
強靱化へ向けた主な行動		
<p>(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を行う。 <p>(水質事故マニュアルの策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定した「神川町水質事故マニュアル」を策定し、国、県等の関係機関と連携して対応する。 		
指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
神川町水質事故マニュアルの策定	未策定	策定

7-3	土木施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態	
事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課	
(発生する事態の具体的状況の例)		
<p>災害の発生により、町内のインフラに損傷を受けた場合、復旧するまでの間にそれらの施設の損傷を起因とした新たな被害が生じる。</p>		
評価結果		
(下久保ダムの防災対策及び連絡体制の強化) [再掲 1-2]		
<ul style="list-style-type: none"> ダムの決壊や異常洪水時防災操作（ただし書き操作）による下流域の被害発生を防止するとともに、洪水時のダムによる治水能力を向上するため、洪水期における更なる有効貯水容量（現 35,000,000m³）の確保、あわせてこれまでと同様に堆積土砂の搬出をダム管理者へ要望する必要がある。 <p>また、上記操作による災害発生切迫時において、町が避難情報の発令等の時機を失することなく実施できるよう、ダム管理者と町との間における緊密な連絡体制の確保をより一層強化する必要がある。</p>		
(町道・林道の防災対策及び適切な維持管理)		
<ul style="list-style-type: none"> 主に神泉地区の山間部の町道・林道は、道路排水がない箇所が多く占める。こうした箇 		

所は、一部の道路脇の法面崩落により、排水先が失われることで、新たな法面崩落が生じ、道路が寸断する恐れがある。また、普通河川及び沢においては、法面崩落に伴う河道閉塞により、道路に大量の土砂流出の恐れがある。

これらの発生を防止するため、山間部における町道・林道の防災・減災対策、土砂災害対策などを実施する必要がある。

(町内河川の治水対策) [再掲 1-2]

- 町管理河川（準用河川・普通河川）について、浸水被害の軽減を図るため、浚渫、樹木伐採、あわせて老朽化した護岸修繕を計画的に実施する必要がある。

特に準用河川金鑽川は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により越水し、新里地区で浸水被害が生じたことから、流域内の治水安全度の向上を早期に図る必要がある。

(ため池の機能不全)

- ため池の決壊による甚大な二次被害を防止するため、ハザードマップの更新及び町民に適宜周知する必要がある。

【町内の農業用ため池】

名称	住所	貯水量
羽根倉池	新里字上羽根倉 2021	41,000m ³
前池	新里字中前山 2346	37,000m ³
谷池	新里字上谷 1391	17,000m ³



<羽根倉池>

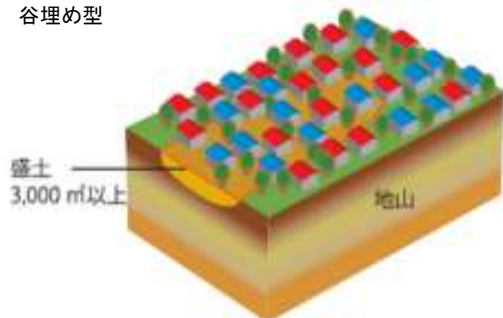
(大規模盛土造成地)

- 町内の大規模盛土造成地（面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土）について、県の調査により、町内に 8 箇所あることが確認されている。

町内は全て谷埋め盛土であるため、護岸の崩落による造成盛土の崩落等の危険性はないが、大規模地震時等における活動崩落による宅地及びインフラの被害を軽減するため、宅地造成等規制法等に基づいた調査（対象地の造成年代調査をしたのち、現地調査・点検を行い、危険性を評価し、第二次スクリーニング計画を作成する必要がある。

- 1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000m²以上

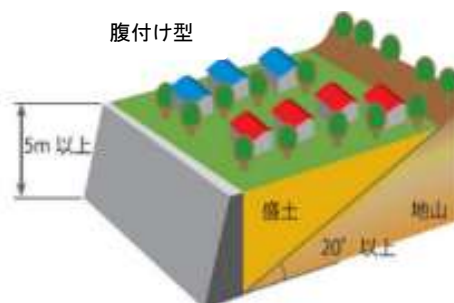
谷埋め型



<谷埋め盛土>

- 2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

腹付け型



<腹付け盛土>

(図) 国土交通省ホームページ

町内の大規模盛土造成地

番号	所在地	面積 (㎡)	人家戸数 (戸)	主な施設等
1	新里	5, 090	2	
2	新里	9, 543	8	避難所・災害時要救護者施設
3	新里	9, 589	5	
4	新里	5, 586	1	
5	二ノ宮	8, 950	4	
6	下阿久原	4, 684	7	県道
7	下阿久原	5, 157	2	県道 (緊急輸送道路指定)
8	矢納	5, 682	3	県道

取組方針

- 下久保ダムの有効貯水容量の確保の強化 [再掲 1-2]
- 農業用ため池ハザードマップの更新
- 大規模盛土造成地変動予測調査の実施
- 計画的な土地利用の推進
- 道路パトロールの強化 [再掲 3-3]
- 町道・林道における防災対策及び適切な維持管理の推進
- 町管理河川の治水対策の強化 [再掲 1-2]

強靱化へ向けた主な行動

(下久保ダムの有効貯水容量の確保の強化) [再掲 1-2]

- ・ 毎年度実施している洪水調節容量を阻害している堆積土砂の搬出の継続実施についてダム管理者へ引き続き要望する。

(農業用ため池のハザードマップの更新)

- ・ 被災により決壊した際の農業用ため池ハザードマップについては、適宜更新し、町民への周知を徹底する。

(大規模盛土造成地の変動予測調査の実施)

- ・ 大規模地震時等における活動崩落による宅地及びインフラの被害を軽減するため、造成年代調査をしたのち、現地調査・点検を行い、危険性を評価し、第二次スクリーニング計画を作成する。

(計画的な土地利用の推進)

- ・ 産業基盤・生活基盤・田園環境等の計画的かつ適切な土地利用を進め、緑地空間を保全し、治水機能の保持することで、二次被害の抑制を図っていく。

(道路パトロールの強化) [再掲 3-3]

- ・ 道路パトロールを強化し、修繕箇所の早期発見に努める。また、ICTの活用による道路パトロールの効率化を推進する。

(町道・林道の防災対策及び適切な維持管理の推進)

- ・ 災害により道路上への土砂流出が想定される箇所については、擁壁の新設など防災対策工事の推進を図る。
- ・ 道路排水の処理が機能していない箇所においては、側溝の新設、アスカーブによる導水

等を推進する。

- 側溝内に堆積している土砂による道路冠水や山間部においては、法面崩落に繋がることから、定期的な浚渫工事に努める。



<町道 1-17 号線>

(町管理河川の治水対策の強化) [再掲 1-2]

- 準用河川金鑽川については、度重なる洪水による越水被害が生じていることから、治水対策を実施し、流域の治水安全度の向上を図る。
- 河積阻害となっている河川の浚渫及び樹木伐採を定期的 to 実施し、治水安全度の低下を防ぐため、適切な河川の維持管理に努める。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
大規模盛土造成地変動予測調査の実施	未実施	実施

行動目標 8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
---------------	--------------------------------------

8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
------------	--------------------------------------

事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）
--------------	---

担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
-----	---

(発生する事態の具体的状況の例)

建築物の倒壊や流出等により災害廃棄物が大量に発生する。農林業施設や産業施設が損壊し、廃棄物が大量に発生する。発生した廃棄物の処理が追い付かない状態となる。一時的に保管する仮置き場の設置が間に合わず、廃棄物があふれる状態となる。

評価結果

(産業廃棄物の処理)

- ・ 災害により発生した廃棄物処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設を事前に整理する必要がある。
また、特に甚大な被害を受けた場合においては、町単独による処理は困難を極める。ついでには、県及び周辺自治体による応援体制についても事前に確立する必要がある。
- ・ 災害時における残余分を確保するため、平時よりゴミの減量化及びリサイクルの推進を図る必要がある。
- ・ 大規模災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。そのため、災害廃棄物の仮置き場について、地域防災計画では位置付けている「神川町営グラウンド」のほか多重化を図る必要がある。

取組方針

- 災害廃棄物処理計画の更新
- 新たな仮置場の選定
- ごみの減量化及びリサイクルの推進

強靱化へ向けた主な行動

(災害廃棄物処理計画の更新)

- ・ 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理の具体的な業務内容や実施体制等について規定する「神川町災害廃棄物処理計画」について、国や県の計画、本町の状況に応じ随時見直しを行う。

(新たな仮置場の選定)

- ・ 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、現在位置付けられている、「神川町営グラウンド」が使用できないことを想定し、仮置場候補地を複数確保することを検討する。

(ごみの減量化及びリサイクルの推進)

- ・ 産業廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみの減量化やリサイクルの向上を図る。
- ・ リユース、リサイクルの観点から災害発生時に仮置き場からの搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮及びリサイクルの向上を図る。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
「神川町災害廃棄物処理計画」の更新	—	適宜更新
災害廃棄物の新たな仮置場候補地の決定	未決定	決定
一般家庭ごみの1人1日当り排出量	648 g	500 g

8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

事態を引き起こす想定災害	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（土砂災害）
--------------	-----------------------

担当課	総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課
-----	---

(発生する事態の具体的状況の例)

災害の発生により、県内の基盤インフラに想定以上の負荷がかかり、基盤インフラが崩壊する。一方、災害による負荷は想定内であった一部の基盤インフラも、老朽化や隣接施設の影響により崩壊する。他のインフラ等の復旧を行うために、優先的に基盤インフラの復旧を先行することが必要となる。

台風や発達した低気圧による降雨により、一級河川神流川で堤防が決壊し、河川水が激しい勢いで肥土・小浜地区に流入する。天候が回復せず、この間、浸水が継続する。天候が回復した後、浸水区域からの排水が始まり、浸水解消までに長い期間が必要となる。

評価結果

(速やかな道路復旧)

- 国や県、建設業者等と連携し、災害発生時に道路施設を迅速に復旧できる体制の整備のより一層の強化する必要がある。

(一級河川神流川の適正な維持管理) [再掲 1-2]

- 国及び県が管理している一級河川神流川は、堤防決壊時の被害は甚大なものとなる。しかしながら、一部流下阻害となる樹木の繁茂が確認できるため、河川管理者に対しこれらの除去を要望する必要がある。

(強固なインフラ基盤整備)

- 町内の広域道路である一般国道及び県道における未整備箇所（拡幅改良・橋梁修繕・歩道整備・災害防除・交差点改良）を進める必要がある。
- 国道及び県道を補完し、町内のインフラ基盤を強固とするための道路整備を実施する必要がある。
- 一時的な避難施設となる都市公園をはじめとする各公園について、整備するとともに、各長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を推進する必要がある。
- 町管理河川については、流下阻害とならないよう定期的な浚渫及び伐採を実施する必要がある。
- 町管理の橋梁については、「神川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕に着手しているが、定期点検において健全度判定区分がⅢ以上の結果の場合は、補修工事を速やかに実施する必要がある。
- 町内の比較的住宅が密集している地区内（植竹・新里・関口・渡瀬）において、建築基準法第42条2項道路に満たない幅員4m未満が多数あることから、緊急車両の通行に支

障のないよう整備を進めていく必要がある。[再掲 7-1]

取組方針

- 災害協定の強化
- 一級河川神流川の適切な維持管理 [再掲 1-2] 【要望】
- 一般国道 254 号及び 462 号の整備 【要望】
- 県事業の整備促進 【要望】
- 町内道路の整備の推進
- 町管理河川の治水対策の強化 [再掲 1-2、7-3]
- 橋梁の長寿命化による安全性の向上 [再掲 3-3]
- 公園（避難所）の長寿命化対策の推進
- 地籍調査の実施

強靱化へ向けた主な行動

（災害協定の強化）

- ・ 国や県、建設業者等と締結している災害協定については、定期的な協定内容の再確認を徹底し、災害発生時にインフラを迅速に復旧できる体制を強化する。

（一級河川神流川の適切な維持管理） [再掲 1-2] 【要望】

- ・ 定期的な堤防の除草、護岸の修繕、また洪水時の流下阻害となっている樹木伐採等の更なる促進を国・県へ要望する。

（一般国道 254 号及び 462 号の整備） 【要望】

- ・ 広域的な都市間交通を担う両路線について、建設促進に向け「国道 254 号本庄藤岡間バイパス建設促進期成同盟会」及び「国道 462 号整備促進期成同盟会」を通じて国や県へ要望する。

特に一級河川神流川を渡河する計画の一般国道 254 号バイパスの新橋については、現道の藤武橋の代替え橋として、重要な役割を担うことから、埼玉県及び群馬県に対し、強く要望していく。

（県事業の整備促進） 【要望】

- ・ 町内の広域幹線道路となることから、引き続き各路線の事業促進を県に要望していく。

町内における国道及び県道の要望内容

番号	路線名	要望内容
1	一般国道 462 号	交差点改良、歩道整備
2	主要地方道上里鬼石線	歩道整備、歩道改良、交差点改良
3	主要地方道前橋長瀬線	道路拡幅
4	一般県道矢納浄法寺線	道路拡幅、法面对策
5	一般県道児玉新町線	歩道整備
6	一般県道吉田太田部讓原線	法面对策、橋梁修繕

- ・ 県が実施している急傾斜地対策事業の更なる事業進捗を図るため、県に対して要望していく。また、町についても地元調整等、積極的に協力する。

(町内道路の整備の推進)

- ・ 周辺市町との道路ネットワークを形成するため、道路改良事業の推進を図る。特に町道 5180 号線は、上里スマートインターから神泉地区方面へのアクセス道路となっていることから、優先的に整備していく。
- ・ 町内の道路ネットワーク形成のため、未舗装の町道における舗装工事の進捗を図る。



＜町道 4317 号線（令和 2 年度）＞

- ・ 緊急車両の通行に支障のないよう複数の住宅が連なっている幅員が 4 m 未満の道路の拡幅工事の推進を図る。[再掲 7-1]

(町管理河川の治水対策の強化) [再掲 1-2、7-3]

- ・ 準用河川金鑽川については、度重なる洪水による越水被害が生じていることから、治水対策を実施し、流域の治水安全度の向上を図る。
- ・ 河積阻害となっている河川の浚渫及び樹木による治水安全度の低下を防ぐため、適切な河川の維持管理に努める。

(橋梁の長寿命化による安全性の向上) [再掲 3-3]

- ・ 「神川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、確実に修繕を実施し、予防保全型のメンテナンスを徹底し、災害時における落橋等の未然防止を図る。

(公園（避難所）の長寿命化対策の推進)

- ・ 公園施設は災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、園内の各施設について「神川町公園長寿命化修繕計画」を策定し、適切な維持管理に努める。

(地籍調査事業の推進)

- ・ 大規模災害後、道路等の基幹インフラの復旧・復興が迅速に実施できるよう、より一層の地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にする。

指標		
目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
神川町公園長寿命化修繕計画の策定 [再掲 7-1]	未策定	策定
地籍調査実施率	57.7%	65.0%

8-3	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-4	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-7	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
事態を引き起こす想定災害 地震 ・ 洪水 ・ 竜巻 ・大雪・ その他 （土砂災害）	
担当課	総務課・総合政策課・税務課・ 町民福祉課 ・ 防災環境課 ・保険健康課・ 経済観光課 ・ 建設課 ・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・ 上下水道課 ・地域総務課
<p>（発生する事態の具体的状況の例）</p> <p>災害の発生により、役場職員、町内建設業者の被災等、復旧・復興を担う人材が被災することで、復旧・復興が大幅に遅れる。</p> <p>災害の発生により、インフラ等が損壊、崩壊し、平常時の利用区画の範囲外にも、がれき等が散乱する。復旧のため、がれき等が農地などの空間に移され、土地利用が混乱する。この混乱の中、土地の境界情報も消失する。土地利用・土地境界の混乱により、復興の計画を決めることができず、復興事業に着手できない状態となる。</p> <p>災害の発生により、多数の死者・負傷者が発生し、復旧を担う人材を失う。避難所等の生活環境の悪化等により町外へ広域避難することとなり、さらに人材が流出し、地域の労働力が減少する。これにより、必要な復旧の実施に時間を要し、工事の進捗が大幅に遅れる。</p>	
評価結果	
<p>（道路等の復旧・復興を担う人材の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の職員には、土木・建築等の技術職員がいないことから、復旧・復興を担う職員の育成が必要である。 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。 <p>（罹災証明書の速やかな発行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時、膨大な災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。 <p>（被災建築物等の迅速な把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。 <p>（労働力の減少）</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域を抱える本町において、被災により住民が減少し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。 <p>（ボランティア団体等との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。 	
取組方針	
○ 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成	

- 罹災証明書の速やかな発行を可能とする体制確保
- 専門的知識の人材確保
- ボランティア団体等との連携
- 空き家対策の促進 [再掲 1-1]

強靱化へ向けた主な行動

(建設業における復旧・復興の担い手確保・育成)

- ・ 役場職員の技術力向上のため、現在の県、町との相互交流人事を継続することで、技術力の向上及び連絡体制の強化を図る。
- ・ 大規模災害時における道路や河川、農地等の復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、県・建設業界と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行う。

(罹災証明書の速やかな発行を可能とする体制確保)

- ・ 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県が実施する住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に参加するとともに、県や他市町村等の応援職員の受け入れ体制の整備等を行う。

(専門的知識の人材確保)

- ・ 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、町内の建築関係事業者と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。
- ・ 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(ボランティア団体等との連携)

- ・ 社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体等と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。

(空き家対策の促進) [再掲 1-1]

- ・ 埼玉県北部地域地方創生推進協議会規約に基づき、平成 29 年 1 月に策定した「埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱」及び「神川町空き家活游子育て世帯移住サポート事業補助金交付金要綱」をより一層活用し、空き家を有効活用することで、移住及び定住促進による地域の活性化を図り、空き家解消に努める。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
社会福祉協議会登録ボランティア数 [再掲 5-5]	186 人	400 人
社会福祉協議会登録ボランティア団体数 [再掲 5-5]	13 団体	15 団体
空き家活用事業補助件数	0 件	7 件

8-5

耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

事態を引き起こす想定災害 地震・洪水・竜巻・大雪・その他 ()

担当課

総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・防災環境課・保険健康課・経済観光課・建設課・会計課・議会事務局・学務課・生涯学習課・上下水道課・地域総務課

(発生する事態の具体的状況の例)

山間部の大規模崩壊等により、農地や山林が大きな被害を受け、荒廃する。降雨等により表土の流出、浸食が進行し、新たな崩壊を引き起こす。農地・農業用施設の被災や土地利用の混乱、経済活動の停滞により、営農の継続が困難となる農家が多数発生し、耕作放棄地が増え、農地の荒廃が進展する。

評価結果

(森林の整備・保全)

- 本町の全面積の約 44%を森林面積が占めており、大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。

このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の適切な維持管理を計画的に推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の適正な保全管理を推進する必要がある。

(農業の担い手の育成) [再掲 6-1]

- 農業経営は、高齢化や担い手の減少、また国内外の産地間競争による農産物価格の低迷等により、厳しい状況にあることから、担い手としての役割を持つ中核農家や地域リーダーの育成を進める必要がある。

取組方針

- 適切な森林整備の推進
- 山間部における土砂災害対策の推進 【要望】
- 事業者の事業継続支援 [再掲 6-1]
- 新規就農者の確保 [再掲 6-1]

強靱化へ向けた主な行動

(適切な森林整備の推進)

- 台風等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、森林組合等と連携し、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(山間部における土砂災害対策の推進) 【要望】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林、砂防施設の計画的な整備の推進を県に要望する。

(事業者の事業継続支援) [再掲 6-1]

- 「神川町認定農業者等支援事業補助金交付要綱」、「神川町農業後継者媒酌人報償金交付規程」に基づいた支援の促進を図る。

(新規就農者の確保) [再掲 6-1]

- 町内の新規就農者の確保に向け、「神川町新規就農者農業機械購入費補助金交付要綱」に基づいた支援の促進を図る。

指標

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
認定農業者数 [再掲 6-1]	75 人	100 人
転貸事業実施面積 [再掲 6-1]	438,081 m ²	500,000 m ²

4-5 指標

第4章4-4で設定した指標について、施策分野別に一覧にまとめた。

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
(1) 行政機能		
庁舎の耐震化率（本庁舎・神泉総合支所）	50%	100%
消防団員の定員充足率	92%	100%
自主防災組織数	5 団体	10 団体
自主防犯組織数	6 団体	23 団体
神川町消防団協力隊員数	14 人 (R2)	25 人
災害時の相互応援協定数	4 団体	7 団体
(2) 住宅・都市		
神川町耐震改修促進計画の策定	未策定	策定
空き家活用事業補助件数	0	7
(3) 保健医療		
神川町災害時医療救護マニュアルの策定	未策定	策定
特定健康診断受診率	39.9%	60.0%
医療品備蓄に関する災害協定締結	未締結	締結
災害時における感染症・食中毒予防ガイドラインの策定	未策定	策定
(4) 福祉		
災害時避難行動要支援者登録数	229 人	280 人
災害時避難行動要支援者登録個別台帳 (避難支援プラン個別計画)	229 人	280 人
社会福祉協議会登録ボランティア数	186 人	400 人
社会福祉協議会登録ボランティア団体数	13 団体	15 団体
災害時における葬祭関係団体との協定書締結	未締結	締結
(5) エネルギー		
物資の供給に関する協定数	4 事業者	7 事業者
(6) 情報通信		
防災メールサービス登録件数	1,441 件	2,000 件
(7) 産業		
新規企業誘致数	1 件	5 件
(8) 交通		
—	—	—
(9) 農業		
農業関係法人組織数	9 団体	13 団体
認定農業者数	75 人	100 人
転貸事業実施面積	438,081 m ²	500,000 m ²

目指す指標	現状値 (R1)	目標値 (R9)
(10) 国土保全		
大規模盛土造成地変動予測調査の実施	未実施	実施
神川町公園長寿命化修繕計画の策定	未策定	策定
(11) ライフライン		
石綿セメント管更新率	77.0	100%
災害時の相互応援協定書（水道事業者）の締結	未締結	締結
(12) 教育		
—	—	—
(13) 土地利用		
地籍調査実施率	57.7%	65.0%
(14) 環境		
廃棄物処理に係る協定書の締結	未締結	締結
合併浄化槽の設置補助基数	932 基	1,200 基
災害廃棄物の仮置き場候補地の決定	未決定	決定
一般家庭ごみの1人1日当りの排出量	648 g	500 g
神川町水質事故マニュアルの策定	未策定	策定

第5章 地域強靱化の推進に向けて

5-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

地域強靱化に関する町の具体的な取組みについては、本計画に位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。また、脆弱性評価の結果を踏まえ、町民、民間企業、医療機関及び行政機関等、社会を構成する主体が担う役割を理解し、自主的かつ積極的に取組むことが必要である。

(1) 町民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。平常時から備える「家具の固定」、「災害用伝言サービスの体験利用」、「3日分以上の水・食料の備蓄」の3つの自助の取組み等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

(2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、我が国の経済的な発展に寄与するだけでなく、町民の安定した生活を支え、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、我が国の経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、町民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

(3) 医療機関の役割

大規模自然災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助であり、最も早く医療救護活動を開始できる町内の医療機関の役割は重要である。

しかしながら、本町においては、高度専門医療機関がないことから、広域的なネットワークの推進により、被災時の医療活動を継続できるよう備えるとともに、災害時特有の重篤救急患者の救命医療を行えることが期待される。

加えて、本町が被災地とならなかった場合においても、負担が大きくなる被災地内の医療機関や災害拠点病院から患者の支援ができるよう平常時から連携関係等を強化しておくことが期待される。

(4) 行政機関の役割

本町の強靱化を実効あるものとするためには、地域の実情や特性を踏まえた地域強靱化の取組みを主体的に行うことが求められる。また、国、県及び隣接市町との連携が必要な事項については、関係機関と協議を重ねて、本町との各々を強靱化できるよう協力関係を深めていくことが必要である。

また、町民、民間企業、医療機関等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

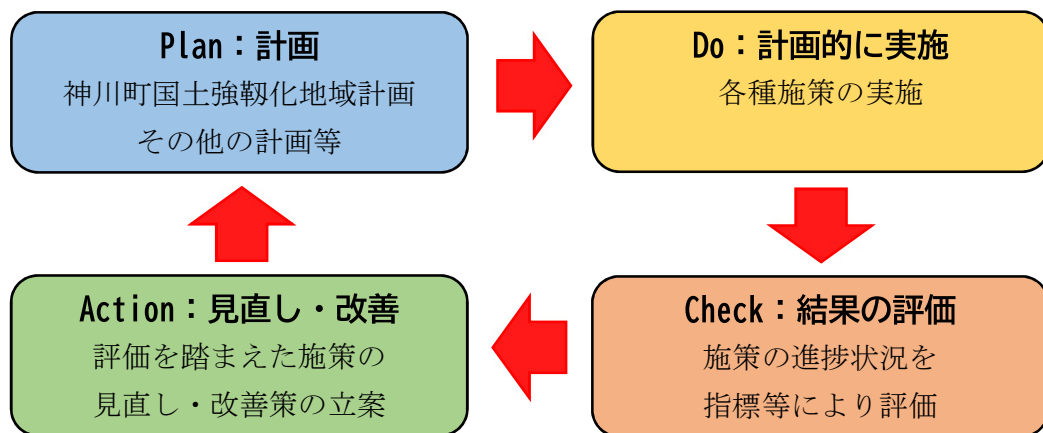
5-2 他計画との整合と進捗状況の把握

(1) 他計画との整合

本計画は、町の個別計画等の地域強靱化に係る指針となるものであることから、地域強靱化に関係する改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとする。

(2) 進捗状況の把握

本計画においては、PDCAサイクルとの連携を図り、進捗状況の把握を行っていく。行動指標では把握できない取組みについても、本町の強靱化を進めるために十分な取組みが行われているか様々な観点から把握していく。



5-3 計画の見直し

本計画は、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して適宜、計画内容の見直しを行うこととする。

神川町国土強靱化地域計画



発行・編集 埼玉県神川町
〒367-0292
埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地
電話 0495-77-2111 (代表)
FAX 0495-77-3915

発行年月 令和3年3月
